1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第１編　総則

修正前	修正後
第１章　本計画の目的と構成 ○我が国の国土は，地震，津波，暴風，竜巻，豪雨，地すべり，洪水，高潮，火山噴火，豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また，社会・産業の高度化，複雑化，多様化に伴い，海上災害，航空災害，鉄道災害，道路災害，原子力災害，危険物等災害，大規模な火事災害，林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 （略） ○本計画は，現実の災害に対する対応に即した構成としており，第１編の総則に続いて，第２編を地震災害対策編，第３編を津波災害対策編，第４編を風水害対策編，第５編を火山災害対策編，第６編を雪害対策編，第７編を海上災害対策編，第８編を航空災害対策編，第９編を鉄道災害対策編，第 10編を道路災害対策編，第 11編を原子力災害対策編，第 12編を危険物等災害対策編，第 13編を大規模な火事災害対策編，第 14編を林野火災対策編とし，それぞれ災害に対する予防，応急，復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。また，第 15 編は，その他の災害に共通する対策編として，多くの災害対策に比較的共通する事項を記述し，第２編から第 14 編までの個別の災害に対する対策についても，必要に応じ，その記述によることとしている。第 16 編では，防災業務計画，地域防災計画にお	第１章　本計画の目的と構成 ○我が国の国土は，地震，津波，暴風，竜巻，豪雨，地滑り，洪水，崖崩れ，土石流，高潮，火山噴火，豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また，社会・産業の高度化，複雑化，多様化に伴い，海上災害，航空災害，鉄道災害，道路災害，原子力災害，危険物等災害，大規模な火事災害，林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 （略） ○本計画は，現実の災害に対する対応に即した構成としており，第１編の総則に続いて，第２編において各災害に共通する事項を示し，以降，個別の災害に対する対策について，第３編を地震災害対策編，第４編を津波災害対策編，第５編を風水害対策編，第６編を火山災害対策編，第７編を雪害対策編，第８編を海上災害対策編，第９編を航空災害対策編，第 10編を鉄道災害対策編，第 11編を道路災害対策編，第 12編を原子力災害対策編，第 13編を危険物等災害対策編，第 14編を大規模な火事災害対策編，第 15編を林野火災対策編とし，それぞれ災害に対する予防，応急，復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を具体的に述べている。

修正前	修正後
いて重点をおくべき事項を掲げている。	
○地震に伴う被害としては，主に揺れによるものと津波によるものとがあるが，第２編「地震災害対策編」は，主として揺れによるものを対象として記述し，第３編「津波災害対策編」は，主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので，両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。	○地震に伴う被害としては，主に揺れによるものと津波によるものとがあるが，第３編「地震災害対策編」は，主として揺れによるものを対象として記述し，第４編「津波災害対策編」は，主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので，両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。
第２章　防災の 基本方針	第２章　防災の 基本理念及び施策の概要
（略）	（略）
○先に述べたように，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから，災害時の被害を最小化 する 「減災」の考え方を防災の基本 方針 とし，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，また経済的被害ができるだけ少なくなるよう，さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。	○先に述べたように，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから，災害時の被害を最小化 し，被害の迅速な回復を図る 「減災」の考え方を防災の基本 理念 とし，たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し，また経済的被害ができるだけ少なくなるよう，さまざまな対策を組み合わせて災害に備え，災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ なければならない。
（新設）	○災害対策の実施に当たっては，国，地方公共団体及び指定公共機関は，それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに，相互に密接な連携を図るものとする。併せて，国及び地方公共団体を中心に，住民一人一人が自ら行う防災活動や，地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで，国，公共機関，地方公共団体，事業者，住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

修正前	修正後
○防災には，時間の経過とともに災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興の３段階があり，それぞれの段階において国，公共機関，地方公共団体，事業者，住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下の通りである。	○防災には，時間の経過とともに災害予防，災害応急対策，災害復旧・復興の３段階があり，それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は以下の通りである。なお，施策を実施するため，災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより，災害対策全般に要する経費の財源にあてるため，地方公共団体は，災害対策基金等の積立，運用等に努めるものとする。
(1)　周到かつ十分な災害予防	(1)　周到かつ十分な災害予防
（新設）	○災害予防段階における基本理念は以下の通りである。
○最新の科学的知見を総動員し，起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し，それに対する可能な限りの備えを行う。一つの災害が他の災害を誘発し，それぞれが原因となり，あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し，より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。	（削る）
○災害の規模によっては，ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから，ソフト施策を可能な限りすすめ，ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。	・災害の規模によっては，ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから，ソフト施策を可能な限りすすめ，ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。
（新設）	・最新の科学的知見を総動員し，起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに，過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ，絶えず災害対策の改善を図ることとする。

修正前	修正後
○住民一人一人が防災に対する意識を高め，自らの命と生活を守れるよう，住民のエンパワーメントを後押しする必要がある。また，住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。	（削る）
○企業・組織の事業継続や供給網の管理，保険制度や相互支援の取組等を通じて，災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。	（削る）
○災害予防段階における基本方針は以下の通りである。	○災害予防段階における施策の概要は以下の通りである。
・災害に強い国づくり，まちづくりを実現するための，主要交通・通信機能の強化，国土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い国土とまちの形成，並びに住宅，学校や病院等の公共施設等の構造物・施設，ライフライン機能の安全性の確保等	・災害に強い国づくり，まちづくりを実現するため，主要交通・通信機能の強化，避難路の整備等地震に強い都市構造の形成，学校，医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化，代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
・事故災害を予防するための，安全対策の充実	・事故災害を予防するため，事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築，施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
・国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及，防災訓練の実施，並びに自主防災組織等の育成強化，ボランティア活動の環境整備，企業防災の促進等	・国民の防災活動を促進するため，防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及，防災訓練の実施等を行う。併せて，自主防災組織等の育成強化，防災ボランティア活動の環境整備，事業継続体制の構築等企業防災の促進，災害教訓の伝承により，国民の防災活動の環境を整備する。
・予知・予測研究，工学的，社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提	・防災に関する研究及び観測等を推進するため，防災に関する基本的なデータの集積，工学的，社会学的分野を含めた防災に関する研究の

修正前	修正後
供及	
び防災施策への活用 ・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため の事前の体制 整備，施設・設備・資機材等の整備・充実，食料・飲料水等の備蓄，防災訓練の実施等 (2)　迅速かつ円滑な災害応急対策 （新設） ○迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い，的確に状況を把握・想定し，適時に判断・対応できるようにする。 （新設） ○被災者のニーズ の変化や多様性 に柔軟かつ機敏に対応する。	推進 ，予測・観測の充実・強化 を図る。また，これらの成果の情報提供及び防災施策への活用 を図る。 ・発災時の災害応急対策，その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため ，災害応急活動体制や情報伝達体制の 整備，施設・設備・資機材等の整備・充実 を図るとともに，必要とされる 食料・飲料水等を備蓄 する。また，関係機関が連携した実践的な 防災訓練を実施する。 (2)　迅速かつ円滑な災害応急対策 ○災害応急段階における基本理念は以下の通りである。 （削る） ・発災直後は，可能な限り被害規模を早期に把握するとともに，正確な情報収集に努め，収集した情報に基づき，生命及び身体の安全を守ることを最優先に，人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 ・被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応する とともに，高齢者，障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど，被災者の年齢，性別，障害の有無といった被災者の事情か

修正前	修正後
	ら生じる多様なニーズに適切に対応する。
○災害応急段階における基本方針は以下の通りである。	○災害応急段階における施策の概要は以下の通りである。なお，災害応急段階においては，関係機関は，災害応急対策に従事する者の安全
	の確保を図るよう十分配慮するものとする。
・災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達，住民の避難誘導及び災害未然防止活動	・災害発生の兆候が把握された際には，警報等の伝達，住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
・発災直後の被害規模の早期把握，災害情報の迅速な収集及び伝達，通信手段の確保，災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立	・発災直後においては，被害規模を早期に把握するとともに，災害情報の迅速な収集及び伝達，通信手段の確保，災害応急対策を総合的，効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。
・被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動	・被災者に対する救助・救急活動，負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動，消火活動を行う。
・円滑な救助・救急，医療及び消火活動等を支え，また被災者に緊急物資を供給するための，交通規制，施設の応急復旧，障害物除去等による交通の確保，並びに優先度を考慮した緊急輸送	・円滑な救助・救急，医療及び消火活動等を支え，また被災者に緊急物資を供給するため，交通規制，施設の応急復旧，障害物除去等により交通を確保し，優先度を考慮した緊急輸送を行う。
・被災者の安全な避難場所への誘導，避難場所の適切な運営管理，応急仮設住宅等の提供等避難収容活動，被災者等への的確な情報伝達	・被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容，避難所の適切な運営管理を行う。また，被災状況に応じ，応急仮設住宅等の提供，広域的避難収容活動を行う。
（新設）	・被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに，相談窓口の設置等により，住民等からの問合せに対応する。

修正前	修正後
・被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達，供給 ・被災者の健康状態の把握，並びに必要に応じた救護所の開設，仮設トイレの設置，廃棄物処理等の保健衛生活動，防疫活動，並びに迅速	・被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し，被災地のニーズに応じて供給する。 ・被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに，仮設トイレの設置等被災地域の保
な遺体の処理等 ・防犯活動等による社会秩序の維持，物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施 ・災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動，被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン，交通施設等の施設・設備の応急復旧，二次災害の防止 ・二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難，応急対策の実施 ・ボランティア，義援物資・義援金，海外等からの支援の適切な受入れ (3)　適切かつ速やかな災害復旧・復興 （新設） ○被災地域の特性等を踏まえ，よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。 ○災害復旧・復興段階における基本方針は以下の通りである。 ・被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進	健衛生活動，防疫活動を行う。また，迅速な遺体の処理等を行う。 ・防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに，物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 ・応急対策を実施するための通信施設の応急復旧，二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事，被災者の生活確保のための ライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 ・二次災害の防止策については，危険性の見極め，必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 ・ボランティア，義援物資・義援金，海外等からの支援を適切に受け入れ る。 (3)　適切かつ速やかな災害復旧・復興 ○災害復旧・復興段階における基本理念は以下の通りである。 ・発災後は，速やかに施設を復旧し，被災者に対して適切な援護を行うことにより，被災地の復興を図る。 ○災害復旧・復興段階における施策の概要は以下の通りである。 ・被災の状況や被災地域の特性等を勘案し，被災地域の復旧・復興の

修正前	修正後
・被災施設の迅速な復旧，そのための広域応援 （新設）	基本方向を早急に決定し，事業を計画的に推進する。 ・物資，資材の調達計画等を活用して，迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 ・災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と，計画的な収集，運搬及び処理により，迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
・再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり ・迅速かつ適切な災害廃棄物処理 ・被災者に対する資金援助，住宅確保，雇用確保等による自立的生活再建の支援 ・被災中小企業の復興等，地域の自立的発展に向けての経済復興の支援 ○国，公共機関及び地方公共団体は，互いに連携をとりつつ，これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに，防災機関間，住民等の間，住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。 第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在，少子高齢化，グローバリゼーション，情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国，公共機関及び地方公共団体は，社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに	・再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して，防災まちづくりを実施する。 （削る） ・被災者に対する資金援助，住宅確保，雇用確保等による自立的生活再建を支援する。 ・被災中小企業の復興等，地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。 （削る） 第３章　防災をめぐる社会構造の変化と対応 ○人口の偏在，少子高齢化，グローバリゼーション，情報通信技術の発達等に伴い我が国の社会情勢は大きく変化しつつある。国，公共機関及び地方公共団体は，社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに

修正前	修正後
ついて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ，次に掲げるような変化については，十分な対応を図ることとする。 （略） ・高齢者 （とりわけ独居老人），障害者，外国人等 いわゆる災害時要援護者 の増加が見られる。これについては，防災知識の普及，災害時	ついて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ，次に掲げるような変化については，十分な対応を図ることとする。 （略） ・高齢者，障害者，外国人等 の要配慮者 の増加が見られる。これについては，防災知識の普及，災害時の情報提供，避難誘導，救護・救済対策等防災の様々な場面において，要配慮者 に 応じた きめ細かな施策を，他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として，社会福祉施設，医療施設等について，災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに，災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また，平常時から 避難行動要支援者 の所在等を把握し，発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
の情報提供，避難誘導，救護・救済対策等防災の様々な場面において，災害時要援護者 に 配慮した きめ細かな施策を，他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として，災害時要援護者関連施設が 災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに，災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また，平常時から 災害時要援護者 の所在等を把握し，発災後には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。 ・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに，在日・訪日外国人が増加している。災害の発生時に，災害時要援護者 としての外国人にも十分配慮するとともに，世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも，我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。 （略） ・住民意識及び生活環境の変化として，近隣扶助の意識の低下がみら	・国境を越えた経済社会活動が拡大するとともに，在日・訪日外国人が増加している。在日・訪日外国人の円滑な避難誘導体制構築に努めるなど，災害の発生時に，要配慮者 としての外国人にも十分配慮するとともに，世界における我が国経済の信用力を強化する観点からも，我が国の中枢機能を担う大都市圏等における防災体制を強化する必要がある。 （略） ・住民意識及び生活環境の変化として，近隣扶助の意識の低下がみら

修正前	修正後
れるため，コミュニティ，自主防災組織等の強化が必要である。さらに，障害者，高齢者等の災害時要援護者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練，防災思想の徹底等を図る必要がある。 （略） 第４章　防災計画の効果的推進 （新設）	れるため，コミュニティ，自主防災組織等の強化が必要である。さらに，要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練，防災思想の徹底等を図る必要がある。 （略） 第４章　防災計画の効果的推進等 第１節　防災計画の効果的推進
（新設） ○本計画に基づき指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を，地方公共団体は地域防災計画を，それぞれ機関の果たすべき役割，地域の実態を踏まえつつ作成，修正する必要がある。特に，指定公共機関に指定されることとなる独立行政法人は，その発足時に防災業務計画を施行するよう努めることとする。 （新設）	○本計画は，「防災に関する総合的かつ長期的な計画」を定めるとともに，「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」及び「防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項」を定めるものとされている。具体的な防災対策は，本計画に基づき作成される防災業務計画及び地域防災計画を通じて推進されるものである。 ○指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を，地方公共団体は地域防災計画を，本章及び次章に記載する事項を踏まえ，それぞれ機関の果たすべき役割，地域の実態を踏まえつつ作成，修正する必要がある。特に，指定公共機関に指定されることとなる独立行政法人は，その発足時に防災業務計画を施行するよう努めることとする。 ○国，指定公共機関及び地方公共団体は，防災計画間の必要な調整，国から都道府県に対する助言等又は都道府県から市町村に対する助言等を通じて，防災基本計画，防災業務計画及び地域防災計画が体系

修正前	修正後
（略） ○指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため，他部局との連携また機関間の連携を図りつつ，次の３点を実行するものとする。	的かつ有機的に整合性をもって作成され，効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努めることとする。 （略） ○指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため，他部局との連携また機関間の連携を図りつつ，次の点を実行するものとする。
・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と，訓練等を通じた職員への周知徹底 ・計画，マニュアルの定期的な点検 ・他の計画（開発計画，投資計画等）の防災の観点からのチェック （新設） （略） ○国，指定公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに，相互に密接な連携を図るものとする。また，地方公共団体は他の地方公共団体とも連携を図り，広域的な視点で防災に関する計画の作成，対策の推進を図るよう努めるものとする。	・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と，訓練等を通じた職員への周知徹底 及び検証 ・計画，マニュアルの定期的な点検，点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 （削る） ○地方公共団体は他の地方公共団体とも連携を図り，広域的な視点で防災に関する計画の作成，対策の推進を図るよう努めるものとする。 （略） （削る）

修正前	修正後
○指定公共機関以外の公共機関等においては，本計画に示された措置，施策，事業等について，それぞれの実情等に応じ実施するよう特段の配慮を望むものである。	（削る）
○本計画は，防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに，防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項等を定めることとされている（法第３５条第１項）。本計画が「防災に関する基本的な計画（第２条第８号）」としての使命を確実に果たしていくため，中央防災会議は，本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに，防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ，その時々における防災上の重要課題を把握し，これを本計画に的確に反映させていくものとする。	○本計画が「防災に関する基本的な計画」としての使命を確実に果たしていくため，中央防災会議は，本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに，防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ，その時々における防災上の重要課題を把握し，これを本計画に的確に反映させていくものとする。
（新設）	第２節　国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等
（新設）	○国土強靱化は，大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため，防災の範囲を超えて，国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり，強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 11 条において，国の計画は，国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされている。このため，国，指定公共機関及び地方公共団体は，国土強靱化に関する部分については，その基本目標である， ① 人命の保護が最大限図られる

修正前	修正後
	② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧・復興 を踏まえ，防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。
（新設）	第３節　防災計画以外の計画との整合性の確保等
（新設）	１　国土形成計画等における防災に関する部分との整合性の確保
（新設）	○法第３８条において，国土形成計画等の防災に関する部分は，防災基本計画及び防災業務計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。また，法第４１条において，水防計画等の防災に関する部分は，防災基本計画，防災業務計画及び都道府県地域防災計画と矛盾・抵触するものであってはならないとされている。このため，指定行政機関及び都道府県の防災担当部局は，防災の観点から，計画間の整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。また，その他の計画（開発計画，投資計画等）についても，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局は，防災の観点から必要なチェックを行うものとする。
（新設）	２　個別法に基づく防災業務計画及び地域防災計画への記載事項
（新設）	○次に掲げる事項については，個別法の規定に基づき防災計画に定めるべきとされているものであり，防災業務計画又は地域防災計画に必

修正前	修正後
	要事項を確実に位置付けることとする。
（新設）	(1)　防災業務計画及び地域防災計画に記載すべき事項
（新設）	・大規模地震対策特別措置法第６条第１項に規定する地震防災応急対策に係る措置等に関する事項
（新設）	・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条第１項に規定する南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項
（新設）	・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第６条第１項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設の整備等に関する事項
（新設）	(2)　地域防災計画に記載すべき事項
（新設）	・水防法第１５条第１項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
（新設）	・活動火山対策特別措置法第２０条に規定する火山現象に関する情報の収集等に関する事項
（新設）	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項
（新設）	・特定都市河川浸水被害対策法第３３条第１項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項

修正前	修正後
（新設）	・津波防災地域づくりに関する法律第５４条第１項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項
（新設）	(3)　地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項
（新設）	・原子力災害対策の専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法の規定により，原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとする。
（新設）	・地震災害対策については，都道府県地域防災計画等において，想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。
（新設）	第５章　防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項
（新設）	○平成 23 年３月に発生した東日本大震災は，多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ，近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え，更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際，可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化，標準化を進めることや，防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。
（新設）	○また，一つの災害が他の災害を誘発し，それぞれが原因となり，あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し，より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

修正前	修正後
（新設）	○以上の観点を踏まえつつ，当面，防災業務計画及び地域防災計画において，特に重点を置くべき事項は以下の通りとする。
（新設）	１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項
（新設）	大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や，国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また，地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど，各主体が連携した応急体制の整備に努めること。
（新設）	２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項
（新設）	被災地への物資の円滑な供給のため，被災地のニーズを可能な限り把握するとともに，ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には，要請を待たずに必要な物資を送り込むなど，被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。
（新設）	３　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項
（新設）	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため，ハザードマップの作成，避難勧告等の判断基準等の明確化，緊急時の避難場所の指定及び周知徹底，立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待機等の指示，避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。
（新設）	４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項
（新設）	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適

修正前	修正後
	切に提供するため，被災者が一定期間滞在する避難所の指定，周知徹底及び生活環境の確保，被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備，被災者台帳の作成及び活用を図ること。
（新設）	５　事業者や住民等との連携に関する事項
（新設）	関係機関が一体となった防災対策を推進するため，市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化，災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。
（新設）	６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項
（新設）	大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため，地方公共団体は，復興計画の作成等により，住民の意向を尊重しつつ，計画的な復興を図ること。
（新設）	７　津波災害対策の充実に関する事項
（新設）	津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。
（新設）	・発生頻度は低いものの，発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
（新設）	・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く，津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
（新設）	また，津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため，住民の津波避難計画の作成，海岸保全施設等の整備，津波避難ビル等の避難場所

修正前	修正後
	や避難路等の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。
（新設）	８　原子力災害対策の充実に関する事項
（新設）	原子力災害対策の充実を図るため，原子力災害対策指針を踏まえつつ，緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実に行うこと。

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第２編　各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第１５編　その他の災害に共通する対策編	第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　災害に強い国づくり，まちづくり	第１節　災害に強い国づくり，まちづくり
（略）	（略）
１　災害に強い国づくり	１　災害に強い国づくり
（略）	（略）
(1)　主要交通・通信機能の強化	(1)　主要交通・通信機能の強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
(2)　災害に強い国土の形成	(2)　災害に強い国土の形成
（略）	（略）
２　災害に強いまちづくり	２　災害に強いまちづくり
(1)　災害に強いまちの形成	(1)　災害に強いまちの形成
（略）	（略）
(2)　建築物の安全化	(2)　建築物の安全化
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が使用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な	○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場，駅等不特定多数の者が利用する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な

修正前	修正後
施	施
設，災害時要援護者にかかわる社会福祉施設，医療施設等については，災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	設，要配慮者にかかわる社会福祉施設，医療施設等については，災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，災害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（新設）	○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
(4)　災害応急対策等への備え	(4)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るも	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るもの

修正前	修正後
のとする。	とする。
第２節　事故災害の予防 （略） 第３節　国民の防災活動の促進 １　防災思想の普及，徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。 （略） ２　防災知識の普及，訓練 (1)　防災知識の普及 （略） ○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	第２節　事故災害の予防 （略） 第３節　国民の防災活動の促進 １　防災思想の普及，徹底 ○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。 （略） ２　防災知識の普及，訓練 (1)　防災知識の普及 （略） ○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。

修正前	修正後
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，
非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等の家庭での予防・安全対策 ・災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動 （略） (2)　防災訓練の実施，指導 （略） (3)　防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮 ○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 ３　国民の防災活動の環境整備 (1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略） ○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常	非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ・災害発生時にとるべき行動，避難所での行動 （略） (2)　防災訓練の実施，指導 （略） (3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮 ○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 ３　国民の防災活動の環境整備 (1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化 （略） ○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常

修正前	修正後
化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。 （略） (2)　防災ボランティア活動の環境整備 （略） ○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。 (3)　企業防災の促進 ○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定 ・運用 するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業	化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。 （略） (2)　防災ボランティア活動の環境整備 （略） ○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。 (3)　企業防災の促進 ○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する

修正前	修正後
継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものと	など 事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の 取組を通じて，防災活動の推
する。	進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区

修正前	修正後
	防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承 ○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々がに閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	４　災害教訓の伝承 ○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大 規模 災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大 規模 災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進	第４節　災害及び防災に関する研究及び観測等の推進
(1)　災害及び防災に関する研究の推進	(1)　災害及び防災に関する研究の推進
（略）	（略）
(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等	(2)　災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等
（略）	（略）
(3)　工学的，社会学的研究の推進	(3)　工学的，社会学的研究の推進

修正前	修正後
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信 （略）	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信 （略）
第５節　事故災害における再発防止対策の実施 （略） 第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） ○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 ○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。 １　災害発生直前対策関係 (1)　警報等の伝達 （略） (2)　住民等の避難誘導体制	第５節　事故災害における再発防止対策の実施 （略） 第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え （略） ○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど 協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 ○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。 １　災害発生直前対策関係 (1)　警報等の伝達 （略） (2)　住民等の避難誘導体制

修正前	修正後
（略） (3)　災害未然防止活動	（略） (3)　災害未然防止活動
（略） ２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。 （略） (2)　情報の分析整理 （略）	（略） ２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合 を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。 （略） (2)　情報の分析整理 （略）

修正前	修正後
(3)　通信手段の確保 （略）	(3)　通信手段の確保 （略）
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理及等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。 （略） （新設） （略）	○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理及等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。 （略） ・非常用電源設備を整備するとともに，その保守点検の実施，的確な操作の徹底，専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。 （略）
(4)　職員の体制 （略）	(4)　職員の体制 （略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制 （略） （新設） （略）	(5)　防災関係機関相互の連携体制 （略） ○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。 （略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図る	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じ

修正前	修正後
ものとする。 （略）	て，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。 （略）
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ３　災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 （略） （新設） （新設）	○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有 に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ３　災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係 （略） ４　複合災害対策関係 ○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。

修正前	修正後
（新設）	○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
（新設）	○国，地方公共団体等の防災関係機関は，様々な複合災害を想定した机上訓練を行い，結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに，地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し，要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。
４　救助・救急，医療及び消火活動関係 （略） (1)　救助・救急活動関係 （略） (2)　医療活動関係 （略） (3)　消火活動関係 （略） ５　緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急	５　救助・救急，医療及び消火活動関係 （略） (1)　救助・救急活動関係 （略） (2)　医療活動関係 （略） (3)　消火活動関係 （略） ６　緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急

修正前	修正後
輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
（略） （新設） （略） ○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。 （略） ○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。 ６　避難収容及び情報提供活動関係	（略） ○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。 （略） ○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。 （略） ○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。 ７　避難収容及び情報提供活動関係

修正前	修正後
（略） (1)　避難誘導 ○地方公共団体 は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 ○地方公共団体 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行う ものとする。	（略） (1)　避難誘導 ○市町村 は，避難路 及び避難先 をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 ○市町村 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成 する ものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結 するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 （略） （新設） ○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結 や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結 など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 （略） ○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。 （削る）

修正前	修正後
災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。 （略） (2)　避難場所 ○地方公共団体 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，必要な数，規模の避難場所 を ，その管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底 に努める ものとする。	（略） (2)　避難所 ○市町村 は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための指定避難所 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 を図る ものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所として指定された施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難場所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要	○地方公共団体は，指定避難所の施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は，指定避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備
援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難場所として指定した学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。 ○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。 （新設） （略）	に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 ○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 ○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。 ○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。 ○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 （略）

修正前	修正後
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(3)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供

修正前	修正後
達・供給体制を整備しておくものとする。 （略） （新設） （略） (4)　帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停	給体制を整備しておくものとする。 （略） ○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。 （略） (5)　帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停
止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。 ○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 において，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における 滞在者等の安全 の確保を図るため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の 都市再生安全確保施設の 整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する とともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進する ものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を 促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。 ○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 及び主要駅周辺の 滞在者等の安全 と都市機能の継続性を確保するため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画 又はエリア防災計画 を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

修正前	修正後
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
（略） ７　物資の調達，供給活動関係 （略） ○経済産業省は，国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。 （略） ○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。 ○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	（略） ８　物資の調達，供給活動関係 （略） （削る） （略） ○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。 ○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識 を整理するとともに，その知識 の普及に努めるものとする。

修正前	修正後
８　海外等からの支援の受入活動関係 ○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	９　海外等からの支援の受入活動関係 ○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。
（略） ９　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　国における防災訓練の実施 （略） (2)　地方における防災訓練の実施 ○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。 (3)　事故災害における防災訓練の実施 （略） (4)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，公共機関及び事業者が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条	（略） １０　防災関係機関等の防災訓練の実施 (1)　国における防災訓練の実施 （略） (2)　地方における防災訓練の実施 ○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。 (3)　事故災害における防災訓練の実施 （略） (4)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国，地方公共団体，公共機関及び事業者が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条

修正前	修正後
件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
１０　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(2)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策

修正前	修正後
１　警報等の伝達 （略） ２　住民等の避難誘導 （略） （新設）	１　警報等の伝達 （略） ２　住民等の避難誘導 （略） ○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
（新設） （新設） （新設） ３　災害未然防止活動 ○国 及び 地方公共団体等は，必要に応じ，災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。 （略） 第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。	○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。 ３　関係省庁災害警戒会議の開催 ○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。 ４　災害未然防止活動 ○国，地方公共団体等は，必要に応じ，災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。 （略） 第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 （略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。

修正前	修正後
国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。 １　災害情報の収集・連絡 (1)　被害規模の早期把握のための活動 （略） (2)　事故情報等の連絡	国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。 １　災害情報の収集・連絡 (1)　被害規模の早期把握のための活動 （略） (2)　事故情報等の連絡
（略） ○安全規制等担当省庁は，大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。 （略） (3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 ○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害 状況 の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明と	（略） ○安全規制等担当省庁は，大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。 （略） (3)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 ○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった

修正前	修正後
なった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。 （略） (4)　一般被害情報等の収集・連絡	者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。 （略） (4)　一般被害情報等の収集・連絡
（略） ○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段をの効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。 （略） ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	（略） ○都道府県は，区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し，被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。 （略） ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとす

修正前	修正後
	る。
（略）	（略）
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
４　事故災害における事業者の活動体制	４　事故災害における事業者の活動体制
（略）	（略）
○事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立 及び 対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	○事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
（略）	（略）
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合におい

修正前	修正後
	て，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場に
（新設） （略） ６　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 （略）	ある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 ○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 （略） ６　国における活動体制 (1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制 （略）

修正前	修正後
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等 ○大規模な災害発生時には，災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。 （略） (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等 ○内閣府は，大規模な災害発生時には，災害そのもの及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。 （略） (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。 （略） (6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 ○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認め られた ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。 （略） (6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 等 ○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して おり，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該

修正前	修正後
（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があ ると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，災害緊急事態への対処に関する基本的な方針
（新設）	（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 （略） ○現地対策本部長は，原則として内閣副大臣（事故災害においては安全規制等担当省庁の政務次官）とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。 （略）	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置 （略） ○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 （事故災害においては安全規制等担当省庁の 副大臣又は大臣政務官 ）とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。 （略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣 （略）	(8)　自衛隊の災害派遣 （略）

修正前	修正後
第３節　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動	第３節　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動
１　災害の拡大防止活動	１　災害の拡大防止活動
（略）	（略）
２　施設・設備等の応急復旧活動	２　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）
(1)　施設・設備の応急復旧活動	(1)　施設・設備の応急復旧活動
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を 活用して，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活 用して，それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（略）	（略）
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方

修正前	修正後
	針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
（略）	（略）
３　二次災害防止活動	３　二次災害防止活動
（略）	（略）
（新設）	４　複合災害発生時の体制
（新設）	○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。
第４節　救助・救急，医療及び消火活動	第４節　救助・救急，医療及び消火活動
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
（略）	（略）
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，	被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，

修正前	修正後
被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議等を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 （略） （新設）	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 （略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機
（新設） （略）	関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。 （略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(4)　事故災害における事業者による救助・救急活動 （略）	(4)　事故災害における事業者による救助・救急活動 （略）
(5)　資機材等の調達等	(5)　資機材等の調達等

修正前	修正後
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。	○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするも

修正前	修正後
	のとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
（略）	（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	一　第１段階
（略）	（略）
二　第２段階	二　第２段階
（略）	（略）
三　第３段階	三　第３段階
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保

修正前	修正後
（略） (1)　非常本部等による調整等 （略） (2)　道路交通規制等 （略） （新設）	（略） (1)　非常本部等による調整等 （略） (2)　道路交通規制等 （略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定行地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設） (3)　道路啓開等 （略） ○道路管理者は，建設業者との間の応援協定を結んでおく等，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。 （略）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。 (3)　道路啓開等 （略） ○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定を結んでおく等，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。 （略）

修正前	修正後
(4)　航路等の障害物除去等 ○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。 （略） (5)　港湾及び漁港の応急復旧等 （略） (6)　海上交通の整理等 （略） (7)　空港等の応急復旧等	(4)　航路等の障害物除去等 ○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送 及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。 （略） (5)　港湾及び漁港の応急復旧等 （略） (6)　海上交通の整理等 （略） (7)　空港等の応急復旧等
（略） (8)　航空管制等 （略） (9)　鉄道交通の確保 （略） (10)　広域輸送拠点の確保 （略） ３　緊急輸送	（略） (8)　航空管制等 （略） (9)　鉄道交通の確保 （略） (10)　広域輸送拠点の確保 （略） ３　緊急輸送

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難収容及び情報提供活動
（略）	（略）
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
（略）	（略）
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の

修正前	修正後
（新設）	運送を要請するものとする。 ○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
２　避難場所 (1)　避難場所の開設 ○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。さらに，高齢者， 障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	２　避難所 (1)　避難所の開設 ○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。さらに，要配慮者に 配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努め るものとする。 ○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。

修正前	修正後
(2)　避難場所の運営管理 ○地方公共団体は，各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難場所における生活環境が常に良好なものであ	(2)　避難所の運営管理等 ○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共 団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものである

修正前	修正後
るよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	よう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及び ごみの処理状況など，避難者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住

修正前	修正後
生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 厚生労働省 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 内閣府 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。 （略） （新設） ○市町村は，避難場所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものと	(3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。 （略） ○国は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。 ○市町村は，避難所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとす

修正前	修正後
する。	る。
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
５　災害時要援護者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。

修正前	修正後
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う<u>とともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする</u>。
７　被災者等への的確な情報伝達活動 （略） (1)　被災者への情報伝達活動 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，災害の状況に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	７　被災者等への的確な情報伝達活動 （略） (1)　被災者への情報伝達活動 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，災害の状況に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>要配慮者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者

修正前	修正後
のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

修正前	修正後
（略） (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略）	（略） (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略）
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

修正前	修正後
(4)　海外への情報発信 （略） 第７節　物資の調達，供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮	(4)　海外への情報発信 （略） 第７節　物資の調達，供給活動 ○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮
するとともに，災害時要援護者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略） (1)　非常本部等による調整等 （略） （新設） （新設）	するとともに，要配慮者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。 （略） (1)　非常本部等による調整等 （略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実**施**について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方

修正前	修正後
	針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する ものとする。 ○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する ものとする。 ○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共
機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 (3)　国による物資の調達，供給 （略）	機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 (3)　国による物資の調達，供給 （略）

修正前	修正後
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若し	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若し

修正前	修正後
くは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。 （略） (4)　運送事業者である公共機関の活動 （略） 第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 ○避難場所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。 １　保健衛生 ○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難場所 においては， 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災	くは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び 関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。 （略） (4)　運送事業者である公共機関の活動 （略） 第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動 ○避難所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。 １　保健衛生 ○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災
者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体	者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 ○特に，要配慮者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施す

修正前	修正後
等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 （略） ○地方公共団体は，避難場所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 （新設） ○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。 ２　防疫活動 （略） （新設）	るものとする。 （略） ○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 ○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 ○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。 ２　防疫活動 （略） ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限
（新設）	度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

修正前	修正後
（略） ３　遺体の処理等 （略） ○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。 第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略） （新設） １　社会秩序の維持	（略） ３　遺体の処理等 （略） ○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視<u>・死体調査</u>，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。 第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動 （略） <u>○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。</u> １　社会秩序の維持
（略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略） （新設） （新設）	（略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略） <u>第 10 節　応急の教育に関する活動</u> <u>○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，</u>

修正前	修正後
	安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。
第10節　自発的支援の受入れ	第11節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建 を支援し ，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域 振興のための基礎的な条件 づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建 及び経済の復興 ，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，

修正前	修正後
	可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
（略）	（略）
○被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。	○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
（略）	（略）
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
（略）	（略）
（新設）	○国及び都道府県は，著しく異常かつ激甚な災害が発生し，緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
（新設）	○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（新設）	○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村

修正前	修正後
	は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。
２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に 避難場所 としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等 を防止 するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置 等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略）	２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に 避難先 としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の 粉じん障害等の職業性疾病等 の防止を始めとした安全衛生対策を推進 するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の 必要な 安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略）
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援

修正前	修正後
（略）	（略）
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住宅 等の被害の程度の 認定 や り災証明 の交付の体制を確立し，速やかに，住宅 等の被害の程度を 認定 し，被災者に り災証明 を交付するものとする。	○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住家 等の被害の程度の 調査 や 罹災証明書 の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家 等の被害の程度を 調査 し，被災者に 罹災証明書 を交付するものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○内閣府 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
（略）	（略）
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備等を図ることとする。	○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施 体制の整備等を図ることとする。
（略）	（略）
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

修正前	修正後
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第３編　地震災害対策編

修正前	修正後
第２編　地震災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 （略） ○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震 防災対策推進地域においては，東南海・南海地震 防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，地震防災に関する措置を実施するものとする。 第２節　地震に強い国づくり，まちづくり １　構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略） ２　地震に強い国づくり （略） (1)　主要交通・通信の機能強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，各施設等の耐震化 や国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実 ，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。	第３編　地震災害対策編 第１章　災害予防 第１節　想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方 （略） ○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，南海トラフ地震 防災対策推進地域においては，南海トラフ地震 防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，地震防災に関する措置を実施するものとする。 第２節　地震に強い国づくり，まちづくり １　構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方 （略） ２　地震に強い国づくり （略） (1)　主要交通・通信の機能強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，各施設等の耐震化 ，代替路を確保するための道路 ネットワーク や大都市圏環状道路等の整備 ，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める

修正前	修正後
	ものとする。
(2)　首都の防災性の向上等	(2)　首都の防災性の向上等
（略）	（略）
(3)　地震に強い国土の形成	(3)　地震に強い国土の形成
（略）	（略）
３　地震に強いまちづくり	３　地震に強いまちづくり
(1)　地震に強い都市構造の形成	(1)　地震に強い都市構造の形成
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。	○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　建築物の安全化	(2)　建築物の安全化
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 使用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，災害時要援護者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，	○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 利用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，耐震性

修正前	修正後
耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に，国及び地方公共団体は，防災拠点となる公共施設等の耐震化について，数値目標を設定するなど，計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。	の確保に特に配慮するものとする。特に，国及び地方公共団体は，防災拠点となる公共施設等の耐震化について，数値目標を設定するなど，計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保	(3)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（略）	（略）
(4)　崖地，液状化対策	(4)　崖地，液状化対策 等
（略）	（略）
（新設）	○農林水産省及び地方公共団体は，地震による破損等で決壊した場合

修正前	修正後
	に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について，ハザードマップの作成等により，適切な情報提供を図るものとする。
（略）	（略）
(5)　危険物施設等の安全確保	(5)　危険物施設等の安全確保
（略）	（略）
(6)　災害応急対策等への備え	(6)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，地震災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動，避難場所での行動	・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動，避難場所・避難所での行動
（略）	（略）
(2)　防災関連設備等の普及	(2)　防災関連設備等の普及
（略）	（略）
(3)　防災訓練の実施，指導	(3)　防災訓練の実施，指導
（略）	（略）
(4)　防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮	(4)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮

修正前	修正後
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 災害時要援護者 に十分配慮し，地域において 災害時要援護者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 要配慮者 に十分配慮し，地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
（略）	（略）
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものと し，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものと する。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，	○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動

修正前	修正後
平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定 ・運用 するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど 事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援

修正前	修正後
健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった 大災害 の教訓や災害文化を確実に後世	○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった 大規模災害 の教訓や災害文化を確実に

修正前	修正後
に伝えていくため，大災害 に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	後世に伝えていくため，大規模災害 に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第４節　地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進	第４節　地震災害及び地震防災 対策 に関する研究及び観測等の推進
(1)　地震及び地震防災に関する研究の推進	(1)　地震 災害 及び地震防災 対策 に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，地震及び地震防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○国は，防災に係る見地から，地震 災害 及び地震防災 対策 に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。
○国は，地震災害及び地震防災に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，地震防災技術の研究開発の推進を図るものとする。	○国は，地震災害及び地震防災 対策 に資する基本的なデータの集積，各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，地震防災技術の研究開発の推進を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
（略）	（略）
○国は，東南海・南海地震 及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。	○国は，南海トラフ地震 及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(3)　統合的研究の推進	(3)　統合的研究の推進
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど 協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備

修正前	修正後
○国，公共機関及び地方公共団体は，地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合 を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）

修正前	修正後
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　公的機関等の業務継続性の確保 （略） (8)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地 及び 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図る とともに，京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する 。 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊 について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢 の整備を図るものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有 に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　公的機関等の業務継続性の確保 （略） (8)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地，東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点 の運用体制の強化を図る ものとする 。 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に 都道府県を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための 防災拠点を整備するものとする。

修正前	修正後
（略） ３　救助・救急，医療及び消火活動関係 （略） (1)　救助・救急活動関係 （略） (2)　医療活動関係 （略） (3)　消火活動関係 （略） ４　緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 （略） （新設）	（略） ３　救助・救急，医療及び消火活動関係 （略） (1)　救助・救急活動関係 （略） (2)　医療活動関係 （略） (3)　消火活動関係 （略） ４　緊急輸送活動関係 ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関等その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 （略） ○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国土交通省及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。
（新設）	○港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関す	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，

修正前	修正後
る体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○地方公共団体は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
○地方公共団体は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。	○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・	（削る）

修正前	修正後
児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	
（略）	（略）
(2)　避難場所	(2)　避難場所・避難所
○地方公共団体は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ，その管理者の同意を得た上で，必要な数，規模の避難場所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。	○市町村は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，地震に伴う津波や火災に対応するため，災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し，指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災	○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手

修正前	修正後
者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所 又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所 又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や

修正前	修正後
	避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
（新設）	○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
(3)　応急仮設住宅等	(4)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　帰宅困難者対策	(5)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域において，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。
(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者，災害により孤	○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化す

修正前	修正後
立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	る危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は 避難場所 の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は 避難所 の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○経済産業省は，国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あら	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらか

修正前	修正後
かじめ構築するものとする。	じめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
（略）	（略）
（新設）	
	（略）
（略）	
○都道府県は，市町村に対し，家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。	（削る）
（略）	（略）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
（略）	（略）
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，そ	○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。

修正前	修正後
の情報の蓄積を図っておくものとする。	
（略）	（略）
○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。	○国〔内閣府，外務省，農林水産省，消防庁，警察庁，防衛省等〕は，海外等からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続等について，あらかじめ定めておくものとする。特に，国〔内閣府等〕は，在日米軍からの支援については，支援を受け入れた後の在日米軍の活動に必要な国内調整の仕組みについて，あらかじめ定めておくものとする。
１０　防災関係機関等の防災訓練の実施	１０　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，地震及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り	○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，地震及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り

修正前	修正後
込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
１１　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立 及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保 に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
（新設）	○地方公共団体は，仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務

修正前	修正後
	の実施体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(3)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
（略）	（略）
(4)　地震保険制度の充実	(5)　地震保険制度の充実
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
○海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市町村等の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生，ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。	○海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大 規模 災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市町村等の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生，ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

修正前	修正後
（略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。 １　災害情報の収集・連絡 (1)　地震情報の連絡 （略） (2)　被害規模の早期把握のための活動 （略） (3)　地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 ○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害 状況 及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方	（略） ○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。 １　災害情報の収集・連絡 (1)　地震情報の連絡 （略） (2)　被害規模の早期把握のための活動 （略） (3)　地震発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡 ○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害状況及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方

修正前	修正後
不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。
（略）	（略）
(4)　一般被害情報等の収集・連絡	(4)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。<u>また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。</u>
（略）	（略）
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制

修正前	修正後
（略）	（略）
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。
（略）	（略）
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必

修正前	修正後
由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で

修正前	修正後
（新設）	応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。 ○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○大規模な地震発生時には，地震及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○内閣府は，大規模な地震発生時には，地震及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して いる と認められた ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して おり，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要がある と認める ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体

修正前	修正後
	となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等	(8)　南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等
（略）	
(9)　自衛隊の災害派遣	(9)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。

修正前	修正後
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。	○被災地域内の医療機関は，状況に応じ，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等を派遣するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，そ

修正前	修正後
	の必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
（略）	（略）
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供することとする。	○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，建設業者との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○国土交通省は，開発保全航路<u>，緊急確保航路</u>等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
（略）	（略）
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
（略）	（略）
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
（略）	（略）
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
（略）	（略）
(8)　航空管制等	(8)　航空管制等
（略）	（略）
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
（略）	（略）
(10)広域輸送拠点の確保	(10)広域輸送拠点の確保
（略）	（略）
３　緊急輸送	３　緊急輸送

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難収容及び情報提供活動
○地震発生後，被災者を速やかに避難誘導し，安全な 避難場所 に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○地震発生後，被災者を速やかに避難誘導し，安全な 避難所 に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
（略）	（略）

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急 避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
２　避難場所	２　避難場所 及び避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難場所 及び避難所 の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。さらに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるものとする。	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急 避難場所 及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。さらに，要配慮者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努めるものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○地方公共団体は，避難所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。
(2)　避難場所 の運営管理	(2)　避難所 の運営管理等
○地方公共団体は，各 避難場所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置	○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状

修正前	修正後
状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及び ごみの処理状況など，避難者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，

修正前	修正後
公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 厚生労働省 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 内閣府 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。 （新設）	(3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。 ○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代

修正前	修正後
	わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。
○市町村は，避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
５　災害時要援護者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものと

修正前	修正後
	する。
○避難誘導，避難場所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に十分配慮するものとする。特に 避難場所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者 に十分配慮するものとする。特に 避難所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う とともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする 。
７　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
（略）	（略）
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の

修正前	修正後
復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略）	復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略）

修正前	修正後
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
（略）	（略）
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動

修正前	修正後
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給

修正前	修正後
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当

修正前	修正後
な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動

修正前	修正後
（略）	（略）
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
○避難場所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○避難所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難場所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレ やマンホールトイレ を早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対

修正前	修正後
	策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○厚生労働省 及び環境省 は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　防疫活動	２　防疫活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
３　遺体の処理等	３　遺体の処理等
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携する	○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視 ・死体調査 ，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接

修正前	修正後
ものとする。	に連携するものとする。
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
（略）	（略）
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
（略）	（略）
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
（略）	（略）
（新設）	第９節　応急の教育に関する活動
（新設）	○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。
第９節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	第10節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）

修正前	修正後
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活
活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（新設）	○国及び地方公共団体は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，情報提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関す

修正前	修正後
	る応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
（略）	（略）
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（略）	（略）
(1)　水害・土砂災害対策	(1)　水害・土砂災害対策
（略）	（略）
(2)　建築物，構造物の倒壊	(2)　建築物，構造物の倒壊
（略）	（略）
(3)　高潮，波浪等の対策	(3)　高潮，波浪等の対策
（略）	（略）
(4)　爆発等及び有害物質による二次災害対策	(4)　爆発等及び有害物質による二次災害対策
（略）	（略）
３　複合災害発生時の体制	３　複合災害発生時の体制
○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあら	○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあら

修正前	修正後
かじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，同様の配慮を行うものとする。	かじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。
第 10節　自発的支援の受入れ	第 11節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮

修正前	修正後
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。 （略）	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 （略）
第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） （新設） （略） ２　災害廃棄物の処理 ○地方公共団体は，災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運	第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） ○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。 （略） ２　災害廃棄物の処理 ○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて広域処理を含め，災害廃棄物の処理方法を確立するとと

修正前	修正後
搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。	もに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。 （略） 第３節　計画的復興の進め方 １　復興計画の作成 （略） （新設） （新設） （新設）	○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。 （略） 第３節　計画的復興の進め方 １　復興計画の作成 （略） ○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。 ○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。 ○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団

修正前	修正後
	体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
（略）	（略）
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。
（略）	（略）
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援

修正前	修正後
（略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し，速やかに，住宅等の被害の程度を認定し，被災者にり災証明を交付するものとする。	（略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
（略） ○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備等を図ることとする。	（略） ○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。
（略） 第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	（略） 第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

修正前	修正後
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第４編　津波災害対策編

修正前	修正後
第３編　津波災害対策編	第４編　津波災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方	第１節　想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方
（略）	（略）
○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，東南海・南海地震 防災対策推進地域においては，東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，津波防災に関する措置を実施するものとする。	○地震防災対策強化地域においては，地震防災基本計画に基づき，南海トラフ地震 防災対策推進地域においては，南海トラフ地震 防災対策推進基本計画に基づき，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域においては，日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画に基づき，津波防災に関する措置を実施するものとする。
第２節　津波に強い国づくり，まちづくり	第２節　津波に強い国づくり，まちづくり
１　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	１　総合的な津波災害対策のための基本的な考え方
（略）	（略）
○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，避難場所・津波避難ビル や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じた総合的な対策	○最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸に，そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備，浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用，土地のかさ上げ，緊急避難場所（津波避難ビル等を含む） や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備，津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに，臨海部の産業・物流機能への被害軽減など，地域の状況に応じ

修正前	修正後
を講じるものとする。	た総合的な対策を講じるものとする。
（略）	（略）
２　津波に強い国づくり	２　津波に強い国づくり
（略）	（略）
(1)　主要交通・通信機能の強化及び首都の防災性の向上	(1)　主要交通・通信機能の強化及び首都の防災性の向上
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。また，首都圏の果たす中枢機能の重要性に鑑みて，首都の防災性の向上に努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路のネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。また，首都圏の果たす中枢機能の重要性に鑑みて，首都の防災性の向上に努めるものとする。
(2)　海岸保全施設等の整備の基本的考え方	(2)　海岸保全施設等の整備の基本的考え方
（略）	（略）
（新設）	○国土交通省は，津波発生時に船舶の待避場所を確保するため，開発保全航路の一部として泊地を指定し，その開発・保全を行うものとする。
（略）	（略）
３　津波に強いまちづくり	３　津波に強いまちづくり
(1)　津波に強いまちの形成	(1)　津波に強いまちの形成
（略）	（略）

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，行政関連施設，災害時要援護者に関わる施設等については，できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし，やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には，建築物の耐浪化，非常用電源の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに，中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また，庁舎，消防署，警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については，特に万全を期するものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施に当たっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，行政関連施設，要配慮者に関わる施設等については，できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし，やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には，建築物の耐浪化，非常用電源の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに，中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また，庁舎，消防署，警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については，特に万全を期するものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，

修正前	修正後
	避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
(2)　避難関連施設の整備	(2)　避難関連施設の整備
○地方公共団体は，避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できるだけ浸水の危険性が低く，かつ，避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また，専ら避難生活を送る場所として整備された 避難場所 を津波からの緊急避難場所と間違わないよう，両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。	○地方公共団体は，指定緊急 避難場所の整備にあたり，これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう，できるだけ浸水の危険性が低く，かつ，避難後においても孤立せず，津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また，専ら避難生活を送る場所として整備された 避難所 を津波からの緊急避難場所と間違わないよう，両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，緊急 避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し，活用できる場合には，道路管理者等の協力を得つつ，避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　建築物の安全化	(3)　建築物の安全化
○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 使用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，災害時要援護者 に係る社会福祉施設，医療施設等について，津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 利用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者 に係る社会福祉施設，医療施設等について，津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

修正前	修正後
○国及び地方公共団体は，津波災害特別警戒区域や災害危険区域において，災害時要援護者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。	○国及び地方公共団体は，津波災害特別警戒区域や災害危険区域において，要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。
（略）	（略）
(4)　ライフライン施設等の機能の確保	(4)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（略）	（略）
(5)　危険物施設等の安全確保	(5)　危険物施設等の安全確保
（略）	（略）
(6)　災害応急対策等への備え	(6)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難 施設 ，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図る	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るもの

修正前	修正後
ものとする。	とする。
第３節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び 災害時要援護者 を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び 避難行動要支援者 を助ける，避難場所 や避難所 で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
（略）	（略）
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間，津波防災の日及び防災関連行事等を通じ，住民に対し，津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
（略）	（略）
・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特	・地震・津波は自然現象であり，想定を超える可能性があること，特

修正前	修正後
に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，避難場所の孤立や 避難場所 自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性	に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること，浸水想定区域外でも浸水する可能性があること，緊急避難場所・避難所 の孤立や 緊急避難場所・避難所 自体の被災も有り得ることなど，津波に関する想定・予測の不確実性
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等の家庭での予防・安全対策
・警報等発表時や避難指示，避難勧告の発令時にとるべき行動，避難場所での行動	・警報等発表時や避難指示，避難勧告の発令時にとるべき行動，緊急避難場所 や避難所 での行動
（略）	（略）
○地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定を踏まえて避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。	○地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，津波浸水想定を設定するとともに，当該津波浸水想定を踏まえて 指定緊急 避難場所，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，津波ハザードマップ作成マニュアルの整備及びその普及促進により津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
○国及び地方公共団体は，過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高，避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや，蓄光石やライトを活用して夜間で	○国及び地方公共団体は，過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高，指定緊急 避難場所（津波避難ビル等 を含む）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや，蓄光石やライ

修正前	修正後
も分かりやすく誘導できるよう表示するなど，住民が日常の生活の中で，常に津波災害の危険性を認知し，円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお，浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には，過去の津波災害時の実績水位を示すのか，あるいは予測値を示すのか，数値が海抜なのか，浸水高なのかなどについて，住民等に分かりやすく示すよう留意すること。	トを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど，住民が日常の生活の中で，常に津波災害の危険性を認知し，円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお，浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には，過去の津波災害時の実績水位を示すのか，あるいは予測値を示すのか，数値が海抜なのか，浸水高なのかなどについて，住民等に分かりやすく示すよう留意すること。
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及，訓練における 災害時要援護者 等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における 要配慮者 等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 災害時要援護者 に十分配慮し，地域において 災害時要援護者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 要配慮者の多様なニーズ に十分配慮し，地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
（略）	（略）
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常	○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常

修正前	修正後
化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取

修正前	修正後
継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。	組を継続的に実施するなど 事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の 取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市

修正前	修正後
	町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大 規模 災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大 規模 災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第４節　津波災害及び津波防災に関する研究及び観測等の推進	第４節　津波災害及び津波防災 対策 に関する研究及び観測等の推進
(1)　津波及び津波防災に関する研究の推進	(1)　津波 災害 及び津波防災 対策 に関する研究の推進
○国は，防災に係る見地から，津波及び津波防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。	○国は，防災に係る見地から，津波 災害 及び津波防災 対策 に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしていくものとする。
○国は，津波災害及び津波防災に資する基本的なデータの集積，各種	○国は，津波災害及び津波防災 対策 に資する基本的なデータの集積，

修正前	修正後
試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，津波防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。	各種試験研究施設・設備の充実・整備，研究所や大学等における防災研究の推進，津波防災技術の研究開発の推進等を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
（略）	（略）
○国は，東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。	○国は，南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　統合的研究の推進	(3)　統合的研究の推進
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。	○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する ともに，必要に応じて，河川管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する ものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　津波警報等の発表及び伝達	(1)　津波警報等の発表及び伝達
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の災害時要援護者 や一時滞在者等に配慮するものとする。	○国及び地方公共団体は，津波警報，避難勧告等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，要配慮者 や一時滞在者等に配慮するものとする。
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○津波による危険が予想される市町村は，具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて，また，住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等の多様な主体の参画により，避難対象地域，避難場所 ・避難施設 ，避難路，津波情報の収集・伝達の方法，避難勧告・指示の具	○津波による危険が予想される市町村は，具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて，また，住民，自主防災組織，消防機関，警察，学校等の多様な主体の参画により，避難対象地域，指定緊急 避難場所，避難路，津波情報の収集・伝達の方法，避難勧告・指示の具体

修正前	修正後
体的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに，その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また，ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国は，津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど地方公共団体の取組に対し，適切な支援を実施するものとする。	的な発令基準，避難訓練の内容等を記載した，具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに，その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また，ハザードマップの整備，防災教育，防災訓練の充実，指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国は，津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど地方公共団体の取組に対し，適切な支援を実施するものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○ただし，各地域において，津波到達時間，避難場所までの距離，災害時要援護者の存在，避難路の状況等を踏まえて，やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は，市町村は，避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては，都道府県警察と十分調整しつつ，自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに，自動車による避難には限界量があることを認識し，限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。	○ただし，各地域において，津波到達時間，指定緊急避難場所までの距離，要配慮者の存在，避難路の状況等を踏まえて，やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は，市町村は，避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては，都道府県警察と十分調整しつつ，自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに，自動車による避難には限界量があることを認識し，限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○地方公共団体は，高齢者や障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	（削る）
（略）	（略）
○地方公共団体は，災害時要援護者 等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため，防災，医療，保健，福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。	○地方公共団体は，要配慮者 等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため，防災，医療，保健，福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○国，公共機関及び地方公共団体は，津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため	○国，公共機関及び地方公共団体は，津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報

修正前	修正後
被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	告ができない場合 を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
（新設）	○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される

修正前	修正後
即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　公的機関等の業務継続性の確保 （略） (8)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地 及び 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図る とともに，京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備を推進する 。 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。 （略）	警察災害派遣隊 について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢 の整備を図るものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有 に努めるものとする。 (6)　都道府県等と自衛隊との連携体制 （略） (7)　公的機関等の業務継続性の確保 （略） (8)　防災中枢機能等の確保，充実 （略） ○国〔内閣府等〕は，立川広域防災基地，東京湾臨海部基幹的広域防災拠点 及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点 の運用体制の強化を図る ものとする 。 ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に 都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための 防災拠点を整備するものとする。 （略）

修正前	修正後
３　救助・救急，医療及び消火活動関係	３　救助・救急，医療及び消火活動関係
（略）	（略）
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，津波災害警戒区域内では，市町村地域防災計画に災害時要援護者が利用する施設の所在地を定めること等から，当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。	○地方公共団体は，津波災害警戒区域内では，市町村地域防災計画に要配慮者が利用する施設の所在地を定めること等から，当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる

修正前	修正後
	信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
（略）	（略）
（新設）	○国土交通省及び港湾管理者は，港湾広域防災協議会を設置し，港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また，その検討に基づき，緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等，必要な対策を講じるものとする。
（新設）	○港湾管理者は，緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため，航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して，施設の維持管理状況の報告を求めるとともに，必要に応じて立入検査を行うものとする。また，施設の維持管理が適切に行われず，災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には，適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ，又は勧告を行うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難場所	(1)　避難場所 及び避難所
○地方公共団体 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ，必要な数，規模の 避難場所を，その管理者の同意を得た上で，必要な数，規模の避難場所 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底に努める ものとする。なお，避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，津波浸水深以上の高さを有することが重要である。	○市町村 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急 避難場所 及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を 図る ものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに，やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避

修正前	修正後
	難場所に指定する場合は，建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。
○地方公共団体は，やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は，建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫，情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。	（削る）
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調

修正前	修正後
	整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，地方公共団体は，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マンホールトイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，地方公共団体は，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	(2)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
（新設）	○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

修正前	修正後
(2)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(3)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域におい	○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主

修正前	修正後
て，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。 (4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 （略） ６　物資の調達，供給活動関係 （略） ○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。 (5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 （略） ６　物資の調達，供給活動関係 （略） ○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○経済産業省は，国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識 を整理するとともに，その知識 の普及に努めるものとする。
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
（略）	（略）
○都道府県は，市町村に対し，家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。	（削る）
（略）	（略）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
（略）	（略）
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係

修正前	修正後
○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ。）について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。	○国〔内閣府，外務省，消防庁，警察庁，防衛省〕は，海外等からの支援について，即座に到着が可能であるか，被災地等に過大な負担をかけない自己完結型であるかなどを，発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し，その情報の蓄積を図っておくものとする。
（略）	（略）
１０　防災関係機関等の防災訓練の実施	１０　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，津波及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対	○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，津波及び被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機

修正前	修正後
応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
１１　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　災害廃棄物の発生への対応	(1)　災害廃棄物の発生への対応
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，大量の災害廃棄物の発生に備え，広域処理体制の確立 及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保 に努めるものとする。また，地方公共団体は，広域処理を行う地域単位で，一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し，災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
（新設）	○地方公共団体は，仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
(2)　各種データの整備保全	(2)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(3)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修

修正前	修正後
	機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(3)　復興対策の研究	(4)　復興対策の研究
（略）	（略）
(4)　地震保険制度の充実	(5)　地震保険制度の充実
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
（略）	（略）
○海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市町村等の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生，ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。	○海溝型巨大地震が発生した場合，甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に，これまでの大 規模 災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生，防災拠点の被災，市町村等の行政機能の喪失，交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生，ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め，事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ，災害応急対策を行う必要がある。
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
１　津波警報等の伝達	１　津波警報等の伝達
（略）	（略）
○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。	○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大津波警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住

修正前	修正後
	民等に伝達するものとする。
（略）	（略）
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
○地方公共団体は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。	○地方公共団体は，消防職団員，水防団員，警察官，市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で，予想される津波到達時間も考慮しつつ，水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，被害の最小化を図るため，国民に対して，非常災害が発生するおそれがある場合において，緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき，又は非常災害が発生した場合において，災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため，緊急に避難を要すると認めるときは，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知させる措置をとるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。
（新設）	３　関係省庁災害警戒会議の開催
（新設）	○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものと

修正前	修正後
	する。
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　津波に関する情報の連絡	(1)　津波に関する情報の連絡
（略）	（略）
(2)　被害規模の早期把握のための活動	(2)　被害規模の早期把握のための活動
（略）	（略）
(3)　津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(3)　津波発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害 状況 及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を	○市町村は，人的被害の状況（行方不明者の数を含む。），建築物の被害及び火災，津波，土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は，消防庁へ連絡するものとする。特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため，市町村は，住民登録の有無にかかわらず，当該市町村の区域（海上を含む。）

修正前	修正後
含む。）内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。	内で行方不明となった者について，都道府県警察等関係機関の協力に基づき，正確な情報の収集に努めるものとする。また，行方不明者として把握した者が，他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には，当該登録地の市町村（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。
（略）	（略）
(4)　一般被害情報等の収集・連絡	(4)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。<u>また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。</u>
（略）	（略）
(5)　応急対策活動情報の連絡	(5)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保

修正前	修正後
（略） ３　地方公共団体の活動体制 （略） ４　広域的な応援体制 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。 （略） ○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	（略） ３　地方公共団体の活動体制 （略） ４　広域的な応援体制 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。 （略） ○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。

修正前	修正後
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急・復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区

修正前	修正後
	域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（新設）	○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○大規模な津波発生時には，津波及び被害の第一次情報についての確	○内閣府は，大規模な津波発生時には，津波及び被害の第一次情報に

修正前	修正後
認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。	ついての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しているとと認め られた ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して おり，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があ ると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に

修正前	修正後
	設置されている場合を除く。）を行うものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。

修正前	修正後
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政

修正前	修正後
	機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して

修正前	修正後
	行政各部を指揮監督するものとする。
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
（略）	（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
一　第１段階	一　第１段階
（略）	（略）
二　第２段階	二　第２段階
（略）	（略）
三　第３段階	三　第３段階
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供することとする。	○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，建設業者との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○国土交通省は，開発保全航路<u>，緊急確保航路</u>等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
（略）	（略）
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
（略）	（略）
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
（略）	（略）
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
（略）	（略）
(8)　航空管制等	(8)　航空管制等
（略）	（略）
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
（略）	（略）
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域輸送拠点の確保
（略）	（略）
３　緊急輸送	３　緊急輸送

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難収容及び情報提供活動
（略）	（略）
１　避難場所	１　避難場所 及び避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難場所 及び避難所 の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急 避難場所 及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害

修正前	修正後
の上，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。さらに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるものとする。	に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。さらに，要配慮者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○地方公共団体は，避難所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
(2)　避難場所 の運営管理	(2)　避難所 の運営管理等
○地方公共団体は，各 避難場所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られる	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られる

修正前	修正後
よう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	よう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及び ごみの処理状況など，避難者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
２　応急仮設住宅等	２　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 厚生労働省 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たって	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 内閣府 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，

修正前	修正後
は，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
（略）	（略）
３　広域一時滞在	３　広域一時滞在
（略）	(略)
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないとき	○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないとき

修正前	修正後
は，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	は，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国 〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。
（新設）	○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。
○市町村は，避難場所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は，避難所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
（略）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（略）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　災害時要援護者への配慮	４　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。

修正前	修正後
５　帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	５　帰宅困難者対策 ○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う<u>とともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする</u>。
６　被災者等への的確な情報伝達活動 （略） (1)　被災者への情報伝達活動 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，津波の被害，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者	６　被災者等への的確な情報伝達活動 （略） (1)　被災者への情報伝達活動 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，津波の被害，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>要配慮者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者

修正前	修正後
のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略）	のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略）

修正前	修正後
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮

修正前	修正後
するとともに，災害時要援護者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	するとともに，要配慮者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共	○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共

修正前	修正後
機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。

修正前	修正後
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
（略）	（略）
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
○避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケア	○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを

修正前	修正後
を含めた対策を行うものとする。	含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　防疫活動	２　防疫活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長

修正前	修正後
	等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
３　遺体の処理等	３　遺体の処理等
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
（略）	（略）
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
（略）	（略）

修正前	修正後
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
（略）	（略）
（新設）	第９節　応急の教育に関する活動
（新設）	○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。
第９節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動	第 10節　応急復旧及び二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（新設）	○国及び地方公共団体は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，情報提供に努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動
（略）	（略）
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（略）	（略）
(1)　水害・土砂災害対策	(1)　水害・土砂災害対策
（略）	（略）
(2)　高潮，波浪等の対策	(2)　高潮，波浪等の対策

修正前	修正後
（略）	（略）
(3)　爆発等及び有害物質による二次災害対策	(3)　爆発等及び有害物質による二次災害対策
（略）	（略）
３　複合災害発生時の体制	３　複合災害発生時の体制
○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，同様の配慮を行うものとする。	○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。
第10節　自発的支援の受入れ	第11節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ

修正前	修正後
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建を支援し，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建及び経済の復興，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
（略）	（略）
○被災地の復旧・復興は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。	○被災地の復旧・復興に当たっては，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
（略）	（略）
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
１　被災施設の復旧等	１　被災施設の復旧等
（略）	（略）
（新設）	○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を

修正前	修正後
	勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その
	事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。
（略）	（略）
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
（略）	（略）
○地方公共団体は，災害廃棄物の 広域処理を含めた処理 処分 方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の 円滑 かつ適正な処理を行うものとする。	○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて 広域処理を含め，災害廃棄物の 処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の 迅速 かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○環境省は，迅速 かつ適正 な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
（新設）	○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共

修正前	修正後
	団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（新設）	○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。
２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，浸水	２　防災まちづくり （略） ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，浸水

修正前	修正後
の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や，できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等，避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的	の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や，できるだけ短時間で避難が可能となるよう緊急避難場所（津波避難ビル等を含む），避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携
に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。	して計画的に整備すること等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等を防止するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。	○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。
（略）	（略）
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
（略）	（略）
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住宅等の被害の程度の	○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の

修正前	修正後
認定 や り災証明 の交付の体制を確立し，速やかに，住宅 等の被害の程度を 認定 し，被災者に り災証明 を交付するものとする。	調査 や 罹災証明書 の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家 等の被害の程度を 調査 し，被災者に 罹災証明書 を交付するものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○内閣府 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
（略）	（略）
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備等を図ることとする。	○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施 体制の整備等を図ることとする。
（略）	（略）
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第５編　風水害対策編

修正前	修正後
第４編　風水害対策編	第５編　風水害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　風水害に強い国づくり，まちづくり	第１節　風水害に強い国づくり，まちづくり
（略）	（略）
１　風水害に強い国づくり	１　風水害に強い国づくり
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は，計画を上回る災害が発生しても，その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに，環境や景観へも配慮するものとする。	○国及び地方公共団体は，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業による風水害対策を実施する。その場合は，計画を上回る災害が発生しても，その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに，環境や景観へも配慮するものとする。
(1)　主要交通・通信機能の強化	(1)　主要交通・通信機能の強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。
(2)　首都の防災性の向上	(2)　首都の防災性の向上
（略）	（略）
(3)　風水害に強い国土の形成	(3)　風水害に強い国土の形成
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，風水害に強い	○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，風水害に強い

修正前	修正後
国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。	国土の形成を図るため，下記の事項に配慮しつつ，治山，治水，海岸保全，急傾斜地崩壊対策，農地防災，下水道等の事業を総合的，計画的に推進するものとする。
・河川については，河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき，整備を推進する。また，都市地域では，水害実績等を踏まえ，流域内の大河川，中小河川，下水道，内水域等それぞれの水害規模，影響等を想定した上で，流域全体の河川，下水道の管理者等が連携し，効果的な治水対策に努めるものとする。	・河川については，河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき，整備を推進する。また，都市地域では，水害実績等を踏まえ，流域内の大河川，中小河川，下水道，内水域等それぞれの水害規模，影響等を想定した上で，流域全体の河川，下水道の管理者等が連携し，効果的な治水対策等に努めるものとする。
（略）	（略）
２　風水害に強いまちづくり	２　風水害に強いまちづくり
(1)　風水害に強いまちの形成	(1)　風水害に強いまちの形成
○地方公共団体は，洪水，高潮，土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため，災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため，災害危険区域の指定について検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。	○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して

修正前	修正後
（略） ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 （略） ・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは，市町村地域防災計画において，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 並びに 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は 主として高齢者等の 災害時要援護者 が利用する施設で 当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難 を 確保する 必要がある と認められる ものがある場合には これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。	道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。 （略） ○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより，風水害に強いまちを形成するものとする。 （略） ・市町村は浸水想定区域の指定のあったときは，市町村地域防災計画において，少なくとも当該浸水想定区域ごとに，洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 について定めるものとする。また，浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの，要配慮者利用施設（主として高齢者，障害者，乳幼児 等の 要配慮者 が利用する施設 をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設 で 洪水時に浸水の防止 を 図る 必要があるもの について，これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設に

修正前	修正後
	ついては，市町村は，市町村地域防災計画において，当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
・市町村は，市町村地域防災計画において，浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては，当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	（削る）
・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は，市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項，並びに浸水想定区域内の地下街等 及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの の名称及び所在地について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。	・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は，市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法，避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項，並びに浸水想定区域内の地下街等 ，要配慮者利用施設，大規模工場等 の名称及び所在地について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
・国土交通省又は地方公共団体は，洪水，高潮，土砂災害等による浸水実績，浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し，安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導，風水害時の避難体制の整備を行う。	・国土交通省又は地方公共団体は，豪雨，洪水，高潮，土砂災害等による浸水実績，浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し，安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導，風水害時の避難体制の整備を行う。

修正前	修正後
（略） ・国土交通省及び地方公共団体は，高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や，避難地，避難路等の防災施設及び病院，老人ホーム等の災害時要援護者 に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等，生活防災緊急対策を推進する。 （略） ・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し，当該区域の指定を受けた関係市町村は，市町村地域防災計画において，警戒区域ごとに情報伝達，予警報の発令・伝達，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 ・市町村は，市町村地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の 災害時要援護者 が利用する施設がある場合には，当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 （略） ・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し，当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるもの	（略） ・国土交通省及び地方公共団体は，高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や，避難地，避難路等の防災施設及び病院，老人ホーム等の要配慮者 に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等，生活防災緊急対策を推進する。 （略） ・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害 により住民等に危害が生じる おそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し，当該区域の指定を受けた関係市町村は，市町村地域防災計画において，警戒区域ごとに情報伝達，予警報の発令・伝達，避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。 ・市町村は，市町村地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の 要配慮者 が利用する施設がある場合には，当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 （略） ・都道府県知事は，関係市町村長の意見を聴いて，土砂災害により住民等に 著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し，当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を

修正前	修正後
とする。 （略） (2)　風水害に対する建築物の安全性の確保 ○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 使用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，災害時要援護者 に関わる社会福祉施設，医療施設等については，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえ，浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 （略） ○地方公共団体は，風水害の際に自力での避難が極めて困難な 災害時要援護者 のために，関連する施設について，２階建て以上にするなど，一時避難が可能なよう配慮するものとする。 (3)　ライフライン施設等の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，浸水防止対策等，風水害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	講ずるものとする。 （略） (2)　風水害に対する建築物の安全性の確保 ○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等不特定多数の者が 利用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者 に関わる社会福祉施設，医療施設等については，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえ，浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。 （略） ○地方公共団体は，風水害の際に自力での避難が極めて困難な 避難行動要支援者 のために，関連する施設について，２階建て以上にするなど，一時避難が可能なよう配慮するものとする。 (3)　ライフライン施設等の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，浸水防止対策等，風水害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給

修正前	修正後
	等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（略）	（略）
(4)　災害応急対策等への備え	(4)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。
第３節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難場所や避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
（略）	（略）
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及

修正前	修正後
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等の家庭での予防・安全対策	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
・警報等発表時や避難指示，避難勧告，避難準備情報の発令時にとるべき行動，避難場所での行動	・警報等発表時や避難指示，避難勧告，避難準備情報の発令時にとるべき行動，緊急避難場所や避難所での行動
（略）	（略）
○地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。	○地方公共団体は，国，関係公共機関等の協力を得つつ，風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマ	・浸水想定区域，避難場所，避難路等水害に関する総合的な資料として，図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ，防災マップ，風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い，住民等に配布するものとする。また，決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し，住民等に配布するとともに，中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成につ

修正前	修正後
ップを地下街等の管理者へ提供する。	いても，関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に，地下街等における浸水被害を防止するため，作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
（略）	（略）
（新設）	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき，避難誘導，浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
（新設）	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，洪水時の避難確保に関する計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
（新設）	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，洪水時の浸水防止に関する計画に基づき，浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
(3)　防災知識の普及，訓練における 災害時要援護者 等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における 要配慮者 等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 災害時要援護 者に十分配慮し，地域において 災害時要援護者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 要配慮者 に十分配慮し，地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

修正前	修正後
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，水防団，水防協力団体，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
（略）	（略）
○国土交通省及び地方公共団体は，水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図る とともに，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進し，その育成，強化を図るものとする。	○国土交通省及び地方公共団体は，水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り，水防資機材の充実を図る ものとする。また，青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進 するとともに，ＮＰＯ，民間企業，自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し，その育成，強化を図るものとする。
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものと し，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものと する。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボラン	○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本

修正前	修正後
ティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計

修正前	修正後
画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。 （略） ○地下街等の管理者は，利用者や従業員の安全確保のため，水防責任者，連絡体制，避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し，従業員等への防災教育，訓練を行うよう努めるものとする。特に，市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項等に関する 避難確保 計画を作成 し，これを 市町村長に報告するとともに，公表するものとする。 （新設）	画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援 等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。 （略） ○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は，単独で又は共同して，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，避難の確保 及び浸水の防止 を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項 ，自衛水防組織の業務に関する事項 等に関する計画 （以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成 するとともに，避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また，作成した避難確保・浸水防止計画，自衛防災組織の構成員等について 市町村長に報告するとともに，当該計画を 公表するものとする。 ○ 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の

修正前	修正後
	作成，当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし，作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
（新設）	○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は，防災体制に関する事項，浸水の防止のための活動に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし，作成した浸水防止計画，自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者

修正前	修正後
	から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった 大災害 の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害 に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった 大規模災害 の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害 に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進	(1)　風水害及び風水害対策に関する研究の推進
（略）	（略）
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
（略）	（略）
(3)　社会学的研究等の推進	(3)　社会学的研究等の推進
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

修正前	修正後
○風水害が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとして，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に，市町村は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ，高齢者等の 災害時要援護者 の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，災害時要援護者 等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 （災害時要援護者避難） 情報 （以下，「避難準備情報」という。） を伝達する必要がある。	○風水害が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要があるが，そのための備えとして，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に，市町村は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢化の進展等を踏まえ，高齢者等の 避難行動要支援者等 の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，避難行動要支援者 等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど 協力体制を構築し ，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量， 供給事業者 の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量， 公的機関・供給事業者等 の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間

修正前	修正後
携に努めるものとする	事業者との連携に努めるものとする
○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。	○地方公共団体等は，水防計画の策定に当たっては，洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する ともに，必要に応じて，河川管理者の同意を得た上で，河川管理者の協力について水防計画に定め，当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する ものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の発表及び伝達	(1)　警報等の発表及び伝達
○気象庁は，気象警報，注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。	○気象庁は，気象特別警報，警報及び 注意報については，警戒・注意の必要な市町村を明確にし，効果的な防災対応につながるよう，市町村ごとに発表するものとする。
（新設）	○気象庁は，予想される気象現象が特に異常であり，重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には，住民にその旨を分かりやすく伝達するとともに，地方公共団体の迅速かつ的確な防災対応に資するため，特別警報を発表するものとする。
○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民，水防管理者等に伝達する体制を整備するものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民，水防管理者 ，関係市町村長 等に伝達する体制を整備するものとする。
（略）	（略）
(2)　住民の避難誘導体制	(2)　住民の避難誘導体制
○地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，	○地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，

修正前	修正後
河川管理者，水防管理者，気象庁等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。	河川管理者，水防管理者，気象庁等の協力を得つつ，豪雨，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。
○地方公共団体は，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
○地方公共団体は，水防団等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。	○市町村は，水防団等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民政委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，災害時要援護者	○市町村は，避難行動要支援者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民政委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，避難行動要支援者に関する情報の把握

修正前	修正後
に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。	及び関係者との共有に努めるとともに，情報伝達体制の整備，避難支援計画の策定，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動
（略）	（略）
○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者等は，ダム，せき，水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成，人材の養成を行うものとする。	○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成，人材の養成を行うものとする。
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○気象庁は，台風，前線の活動，集中豪雨，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。	○気象庁は，台風，前線の活動，集中豪雨，竜巻等突風等に係る動向を観測し，気象，高潮，波浪，洪水の警報等，台風，大雨，竜巻等突風の現象に関する情報等を迅速かつ確実に発表するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。また，台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関及び地方公共団体は，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関及び地方公共団体は，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合 を想定し， 都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は 指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は， 高齢者，障害者等の災害時要援護者 にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。	○地方公共団体は， 要配慮者 にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
（新設）	○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊 について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢 の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有 に努めるものとする。
○地方公共団体は，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，消防団，自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会，民生委員，介護保険制度関係者，障害者団体等の福祉関係者と協力して，高齢者，障害者等の災害時要援護者	（削る）

修正前	修正後
の避難支援の体制を整備し，災害時要援護者に関する情報の共有，避難支援計画の策定等に努めるものとする。	
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
（略）	（略）
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
○国，公共機関，地方公共団体 及び 災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。	○国，公共機関，地方公共団体，災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は，土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ，それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と，総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備，推進に努めるものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。	○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，道路，河川，都市公園，海岸隣接部及び港湾・漁港に 都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための 防災拠点を整備するものとする。
（略）	（略）
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
（略）	（略）
○都道府県は，市町村に対し，家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。	（削る）
４　複合災害対策関係	４　複合災害対策関係

修正前	修正後
（略）	（略）
５　救助・救急及び医療活動関係	５　救助・救急及び医療活動関係
（略）	（略）
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復	○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復

修正前	修正後
旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者 との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等 との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による 道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
７　避難収容及び情報提供活動関係	７　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難場所	(1)　避難場所 及び避難所
○地方公共団体 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，風水害のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，必要な数，規模の避難場所 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 に努める ものとする。	○市町村 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，風水害のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 を図る ものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し，想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって，災害発生

修正前	修正後
	時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所となる施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所となる施設については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほ	○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等

修正前	修正後
か，空調，洋式トイレなど 高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	のほか，空調，洋式トイレなど ，要配慮者 にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所 又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所 又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所 の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所 の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(2)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握

修正前	修正後
	し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
（新設）	○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(3)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域において，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における滞在者等の安全の確保を図るため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の都市再生安全確保施設の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

修正前	修正後
（略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報 及び，土砂災害，高潮に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで情報を整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報について，地下街等の管理者及び利用者への伝達体制を確保するとともに，高齢者等の災害時要援護者 に対しても十分に伝達することができるよう，報道機関の協力も得つつ，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，公的施設，各家庭等へのきめ細かな河川情報，土砂災害，高潮に関する情報等の提供に努めるものとする。 ８　物資の調達，供給活動関係	（略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，雨量，水位，水質，潮位等の河川情報，土砂災害，高潮，豪雨 に関する情報等の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，リアルタイムで情報を整理，提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また，これらの情報について，地下街等の管理者及び利用者への伝達体制を確保するとともに，要配慮者 に対しても十分に伝達することができるよう，報道機関の協力も得つつ，市町村及び住民等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。 （略） ○国土交通省及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，公的施設，各家庭等へのきめ細かな河川情報，土砂災害，高潮，豪雨 に関する情報等の提供に努めるものとする。 ８　物資の調達，供給活動関係

修正前	修正後
（略）	（略）
○経済産業省は，緊急時における物資の円滑な供給・調達に資するよう，国が物資の在庫・販売情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識 を整理するとともに、その知識 の普及に努めるものとする。
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
（略）	（略）
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	１０　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，水防協力団体，自主防災組織，非常通信協議会，	○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，水防協力団体，自主防災組織，非常通信協議会，

修正前	修正後
民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	民間企業，ボランティア団体，要配慮者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，風水害の被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，訓練の目的を具体的に設定した上で，風水害の被害の想定を明らかにするとともに，訓練参加者，使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
１１　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(2)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
○風水害による被害を軽減するためには，近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ，事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する 災害時要援護者 が迅速に避難できるよう，避難準備情報の伝達を行うなど，市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。	○風水害による被害を軽減するためには，近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ，事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に，高齢者や障害者等，避難行動に時間を要する 避難行動要支援者等 が迅速に避難できるよう，避難準備情報の伝達を行うなど，市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。
（略）	（略）
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
（略）	（略）
１　風水害に関する警報等の伝達	１　風水害に関する警報等の伝達
○気象庁は，災害が発生する可能性がある場合には，地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため，風，降雨等の気象状況及びその 警報，注意報やその補完的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに，報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。	○気象庁は，風，降雨等の気象現象により 災害が発生する可能性がある場合には，地方公共団体等における避難勧告等の発令等の災害応急対策の実施や住民の自主的防災活動に資するため，現象の状況に応じて，大雨，暴風，高潮等の特別警報，警報 及び 注意報 並びに その補完的な情報等の防災気象情報を都道府県等に伝達するとともに，報

修正前	修正後
	道機関等の協力を求めて住民等に周知する。
（略）	（略）
○国〔気象庁，国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，被害を及ぼす可能性のある洪水，高潮等の状況を把握・予想した場合，関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際，災害時要援護者 にも配慮するとともに，住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。	○国〔気象庁，国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，被害を及ぼす可能性のある洪水，高潮，豪雨 等の状況を把握・予想した場合，関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際，要配慮者 にも配慮するとともに，住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○気象庁と国土交通省は共同して，２以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を，氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。都道府県知事は，この通知を受けた場合は，直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に，受けた通知に係る事項を通知するものとする。	○気象庁と国土交通省は共同して，２以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において，洪水のおそれがあるときは，水位又は流量を，氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係都道府県知事 及び関係市町村長 に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。都道府県知事は，この通知を受けた場合は，直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に，受けた通知に係る事項を通知するものとする。
○気象庁と都道府県は共同して，国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において，洪水のおそれが	○気象庁と都道府県は共同して，国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県知事が指定した河川において，洪水のおそれが

修正前	修正後
あるときは，水位又は流量を示し，その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者 及び 量水標管理者に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。	あるときは，水位又は流量を示し，その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者，量水標管理者 及び関係市町村長 に通知し，必要に応じ報道機関の協力を求めて，一般に周知するものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大雨，暴風，高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
（略）	（略）
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ 避難場所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。	○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ ，指定緊急避難場所及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。
（略）	（略）
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難場所 及び 避難路や浸水区域，土砂災害危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○避難誘導に当たっては，地方公共団体は， 指定緊急 避難場所，避難路，浸水区域，土砂災害危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導，安否確認の実施に当たっては， 災害時要援護者 に十分配慮するよう努めるものとする。	○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導，安否確認の実施に当たっては， 要配慮者 に十分配慮するよう努めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，被害の最小化を図るため，国民に対して，非常災害が発生するおそれがある場合において，緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき，又は非常災害が発生した場合において，災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため，緊急に避難を要すると認めるときは，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知させる措置をとるものとする。
（略）	（略）
（新設）	３　関係省庁災害警戒会議の開催
（新設）	○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
３　災害未然防止活動	４　災害未然防止活動
（略）	（略）
○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者等は，洪水，高	○河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理

修正前	修正後
潮の発生が予想される場合には，ダム，せき，水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり，危害を防止するため必要があると認めるときは，あらかじめ，必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。	者等は，洪水，高潮，豪雨の発生が予想される場合には，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり，危害を防止するため必要があると認めるときは，あらかじめ，必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。
（略）	（略）
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
（略）	（略）
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡
（略）	（略）
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応

修正前	修正後
じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
○地方公共団体は，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，高齢者，障害者等の 災害時要援護者 の避難支援計画の実施等に努めるものとする。	○地方公共団体は，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，高齢者，障害者等の 要配慮者 の避難支援計画の実施等に努めるものとする。
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派

修正前	修正後
遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう

修正前	修正後
	要求するものとする。
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（新設）	○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，緊急

修正前	修正後
	輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○大規模な風水害発生時には，気象，水象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○内閣府は，大規模な風水害発生時には，気象，水象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものと

修正前	修正後
	する。
（略）	（略）
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣　は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して　いる　と認められた　ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して　おり，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要がある　と認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，　対処基本方針を定めるものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

修正前	修正後
（略）	（略）
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動
１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動	１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動
（略）	（略）
(1)　浸水被害の拡大，再度災害の防止	(1)　浸水被害の拡大，再度災害の防止
（略）	（略）
(2)　土砂災害の発生，拡大防止	(2)　土砂災害の発生，拡大防止
（略）	（略）
(3)　風倒木対策	(3)　風倒木対策
（略）	（略）
２　施設・設備等の応急復旧活動	２　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）
(1)　施設・設備の応急復旧活動	(1)　施設・設備の応急復旧活動

修正前	修正後
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(3)　住宅の応急復旧活動	(3)　住宅の応急復旧活動

修正前	修正後
（略） ○都道府県は，市町村に対し，家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。	（略） （削る）
３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，同様の配慮を行うものとする。	３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。
第４節　救助・救急及び医療活動 （略） １　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 （略） (2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	第４節　救助・救急及び医療活動 （略） １　救助・救急活動 (1)　住民及び自主防災組織の役割 （略） (2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他

修正前	修正後
	の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動

修正前	修正後
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方

修正前	修正後
	針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　惨事ストレス対策	３　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
（略）	（略）
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供することとする。	○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，建設業者との間の応援協定等に基づき，道路啓開	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓

修正前	修正後
等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等
○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
（略）	（略）
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
（略）	（略）
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
（略）	（略）
(7)　空港の応急復旧等	(7)　空港の応急復旧等
（略）	（略）
(8)　航空管制等	(8)　航空管制等
（略）	（略）
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
（略）	（略）
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域輸送拠点の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
３　緊急輸送	３　緊急輸送
（略）	（略）
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係機関に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，緊急輸送関係省庁に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難収容及び情報提供活動
（略）	（略）
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施

修正前	修正後
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所 及び 避難路や浸水区域，土砂災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急 避難場所，避難路 ，浸 水区域，土砂災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
（新設）	○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
（略）	（略）
２　避難場所	２　避難場所 及び避難所

修正前	修正後
(1)　避難場所の開設	(1)　避難場所 及び避難所 の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，洪水，高潮，土砂災害等の危険性に十分配慮し避難場所を開設するとともに，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 された 施設以外の施設についても，管理者の同意を得て，避難場所 として開設する。さらに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるものとする。	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，洪水，高潮，土砂災害等の危険性に十分配慮し 指定緊急 避難場所 及び指定避難所 を開設するとともに，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 した 施設以外の施設についても，管理者の同意を得て，避難所 として開設する。さらに，要配慮者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○地方公共団体は，避難所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。
(2)　避難場所 の運営管理	(2)　避難所 の運営管理等
○地方公共団体は，各 避難場所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に

修正前	修正後
早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及び ごみの処理状況など，避難者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による

修正前	修正後
女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のため，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のため，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅， 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん， 活用等により， 避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 厚生労働省 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 内閣府 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的

修正前	修正後
（新設）	確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
（略）	（略）
４　広域一時滞在	４　広域一時滞在
（略）	（略）
○都道府県は，市町村から 要求 があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。	○都道府県は，市町村から 協議 があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。
（新設）	○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から要請があった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を行うものとする。また，

修正前	修正後
（新設）	都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。 ○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。
○国は，都道府県から要請があった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言を行うものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	（削る）
○市町村は，避難場所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 （略）	○市町村は，避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 （略）

修正前	修正後
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
５　災害時要援護者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策

修正前	修正後
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う<u>とともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする</u>。
７　被災者等への的確な情報伝達活動 （略）	７　被災者等への的確な情報伝達活動 （略）
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，<u>要配慮者</u>，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報

修正前	修正後
を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第７節　物資の調達，供給活動	第７節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮

修正前	修正後
するとともに，災害時要援護者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	するとともに，要配慮者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共	○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共

修正前	修正後
機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
（略）	（略）
第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第８節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
○避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の埋葬を遅滞なく進める。	○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被	○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災

修正前	修正後
災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○厚生労働省 及び環境省 は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　防疫活動	２　防疫活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限

修正前	修正後
	度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
３　遺体の処理等	３　遺体の処理等
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。
第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
（略）	（略）
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持

修正前	修正後
（略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略）	（略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略）
（新設） （新設） 第10節　自発的支援の受入れ （略） １　ボランティアの受入れ （略） ２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ （略） (2)　義援金の受入れ （略） ３　海外等からの支援の受入れ （略） 第３章　災害復旧・復興	第10節　応急の教育に関する活動 ○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。 第11節　自発的支援の受入れ （略） １　ボランティアの受入れ （略） ２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ (1)　義援物資の受入れ （略） (2)　義援金の受入れ （略） ３　海外等からの支援の受入れ （略） 第３章　災害復旧・復興

修正前	修正後
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建 を支援し ，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域 振興のための基礎的な条件 づくりを目指すものとする。また，災害	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建 及び経済の復興 ，再度災害の防止に配慮
により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興 は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際 ，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の 災害時要援護者 の参画を促進するものとする。 （略） 第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） （新設）	した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指す こと，また，社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る ものとする。 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興 に当たっては ，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の 要配慮者 の参画を促進するものとする。 （略） 第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） ○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その

修正前	修正後
	事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。
（略）	（略）
２　災害廃棄物の処理	２　災害廃棄物の処理
○地方公共団体は，災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。	○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，必要に応じて，災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
（新設）	○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用

修正前	修正後
	し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（新設）	○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。
２　防災まちづくり （略）	２　防災まちづくり （略）
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，河川等の治水安全度の向上，土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，	○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，河川等の治水安全度の向上，土砂災害に対する安全性の確保，豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保

修正前	修正後
景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略）	全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略）
○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等 を防止 するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置 等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） 第４節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住宅 等の被害の程度の 認定 や り災証明 の交付の体制を確立し，速やかに，住宅 等の被害の程度を 認定 し，被災者に り災証明 を交付するものとする。 （新設）	○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の 粉じん障害等の職業性疾病等 の防止を始めとした安全衛生対策を推進 するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の 必要な 安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） 第４節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住家 等の被害の程度の 調査 や 罹災証明書 の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家 等の被害の程度を 調査 し，被災者に 罹災証明書 を交付するものとする。 ○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律	○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基
に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
（略）	（略）
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備等を図ることとする。	○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。
（略）	（略）
第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
（略）	（略）
第４章　継続災害への対応方針	（削る）
○地方公共団体は，火山噴火等が長期化する場合には，被災の状況，噴火等の動向を勘案しつつ，安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するものとする。	（削る）
１　避難対策	（削る）
○気象庁等は，火山噴火等が長期化した場合には，必要に応じ，連携して観測・監視体制の強化を図るものとする。	（削る）

修正前	修正後
○気象庁は土石流の発生のおそれのある場合には，適時・適切に気象情報を発表するよう努めるものとする。	（削る）
○地方公共団体は，火山現象に関する情報を関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに，避難誘導体制の強化を図るものとする。	（削る）
○国及び地方公共団体は，火山噴火等により，土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には，住民等の一時的避難施設の建設を行うものとする。	（削る）
○地方公共団体は，火山噴火等が長期化した場合には，火山の活動状況を考慮しつつ，状況に応じた避難勧告，警戒区域の設定等，警戒避難体制の整備に努めるものとする。	（削る）
○国は地方公共団体の行う警戒区域の変更，状況の変化に応じた警戒避難対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	（削る）
２　安全確保対策	（削る）
○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，火山災害の状況に応じ，火山泥流，土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。	（削る）
○地方公共団体は，火山噴火等が長期化，反復するおそれがある場合には，安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。	（削る）
○国〔国土交通省，内閣府〕及び地方公共団体は，復興計画に基づき，	（削る）

修正前	修正後
必要な場合には，土地の嵩上げ等による宅地の安全対策，道路の迂回・高架化等，発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。	
３　被災者の生活支援対策	（削る）
○国〔厚生労働省，中小企業庁，農林水産省，国土交通省，文部科学省，内閣府〕及び地方公共団体は，火山災害の長期化に伴い，地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し，必要に応じて，災害継続中においても，生活支援，生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。	（削る）

第６編　火山災害対策編

修正前	修正後
第５編　火山災害対策編	第６編　火山災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
（新設）	第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方
（新設）	○国及び地方公共団体は，火山災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，火山災害の要因となる現象（火砕流，溶岩流，融雪型火山泥流，噴石，降灰等）とその規模が多様であることを考慮し，現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
（新設）	○火山災害の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，火山噴出物の調査，火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
（新設）	○一部の火山現象については，発生後，短時間で居住地域に到達する可能性があることから，地方公共団体は，生命に危険のある現象の発生前に，住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
（新設）	○火山災害はその要因となる現象が多様であること，現象の推移等の把握や予測が難しく，火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから，日頃より，国，地方公共団体，公共機関，火山専門家等が協力して，避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。
第１節　火山災害に強い国づくり，まちづくり	第２節　火山災害に強い国づくり，まちづくり

修正前	修正後
（略） １　火山災害に強い国づくり （略） (1)　主要交通・通信機能の強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。 (2)　火山災害に強い国土の形成 （略） ２　火山災害に強いまちづくり (1)　火山災害に強いまちの形成 （略） ○国及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。その際，各火山の特性を十分考慮するものとする。 （略）	（略） １　火山災害に強い国づくり （略） (1)　主要交通・通信機能の強化 ○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，火山災害に対する安全性の確保に努めるものとする。 (2)　火山災害に強い国土の形成 （略） ２　火山災害に強いまちづくり (1)　火山災害に強いまちの形成 （略） ○国及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。 （略）

修正前	修正後
○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。	○国土交通省及び地方公共団体は，緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため，主要な市街地等と高速道路のアクセス強化，ネットワーク機能の向上，道路情報ネットワークシステム，道路防災対策等を通じて安全性，信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また，避難路，緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について，災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて，区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに，無電柱化の促進を図るものとする。
(2)　火山災害に対する建築物の安全化 ○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が 使用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，災害時要援護者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。	(2)　火山災害に対する建築物の安全化 ○国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が 利用 する施設，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
(3)　ライフライン施設等の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，必要に応じて，系統多重化，拠点の分散，代替施	(3)　ライフライン施設等の機能の確保 ○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，火山災害に対する安全性の確保を図るとともに，必要に応じて，系統多重化，拠点の分散，代替施

修正前	修正後
設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。	設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（新設）	○国，公共機関及び地方公共団体は，自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
(4)　降灰対策	(4)　降灰対策
（略）	（略）
(5)　災害応急対策等への備え	(5)　災害応急対策等への備え
○国，公共機関及び地方公共団体は，火山災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第４節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，火山災害が発生した場合の災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第１章第５節参照）を平常時より十分行うとともに，職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。
第２節　国民の防災活動の促進	第３節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，発災	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より災害に対する備

修正前	修正後
時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び 災害時要援護者 を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び 避難行動要支援者 を助ける，避難場所 や避難所 で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，教育機関，民間団体等との密接な連携の下，防災に関するテキストやマニュアルの配布，火山防災エキスパート等の 有識者による研修や講演会，実地研修の開催等により，防災教育を実施するものとする。
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山 災害時のシミュレーション結果 等を 示しながらその 危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山 現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや，火山ハザードマップに，噴火警報等の解説，避難場所や避難経路，避難の方法，住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ 等を 用いて火山災害の 危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等の家庭	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主

修正前	修正後
での予防・安全対策	による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等の家庭での予防・安全対策
・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で火山災害発生時にとるべき行動，避難場所での行動	・様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中等）で火山災害発生時にとるべき行動，緊急 避難場所 や避難所 での行動
（略）	（略）
○地方公共団体は，国・都道府県・市町村・公共機関・専門家等が噴火時等の避難等の火山防災対策を共同で検討するための協議会等（以下「火山防災協議会」という。）における検討を通じて，それぞれの火山の特質を考慮して，火山ハザードマップに，噴火警報等の解説，避難場所や避難経路，避難の方法，住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した 火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。また，地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。	○地方公共団体は，火山ハザードマップ，火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。また，火山災害の遺構であるジオパークを通じて，火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに，地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及，訓練における 災害時要援護者 等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における 要配慮者 等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 災害時要援護者 に十分配慮し，地域において 災害	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 要配慮者 に十分配慮し，地域において 要配慮者

修正前	修正後
時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
（略）	（略）
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとし，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上	○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災

修正前	修正後
の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。	ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定 ・運用 するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど 事業継続マネジメント（ＢＣＭ） の 取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援 等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防

修正前	修正後
力向上の促進を図るものとする。	災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災	○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大 規模 災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大 規模 災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとす

修正前	修正後
害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	る。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第３節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進	第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進	(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進
（略）	（略）
(2)　火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等	(2)　火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等
（新設）	○国，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況等の観測に関する研究及び技術開発に努めるものとする。
（新設）	○国，大学等の火山監視観測・調査研究機関は大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。
○国は，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。	○国は，大学等の研究機関と連携し，各火山の観測データの共有化を進める等により，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。
（略）	（略）
(3)　社会学的研究の推進	(3)　社会学的研究の推進
○研究分野としては，火山災害そのものの理学的・工学的研究のみならず，災害時の人間行動や情報伝達等の社会学的分野も積極的に行うものとする。	○研究分野としては，火山災害そのものの理学的・工学的研究のみならず，火山災害が社会に及ぼす影響を把握するため，災害時の人間行動 及び 情報伝達等の社会学的分野も積極的に行うものとする。

修正前	修正後
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，除灰機材，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
○都道府県は，国，市町村，公共機関，専門家等と連携し，火山防災協議会を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。	○都道府県は，国，市町村，公共機関，火山専門家等と連携し，噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置するなど体制を整備するよう努めるものとする。また，必要に応じて，検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推	○国及び地方公共団体は，適切な土地利用の誘導，警戒避難対策の推

修正前	修正後
進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，火山防災協議会における検討を通じて，各火山の特性を考慮した，複数の噴火シナリオの作成，噴火現象が到達する可能性がある危険区域を表記した火山ハザードマップの整備，噴火警戒レベルの設定，避難計画の策定等を推進するものとする。また，大規模噴火に備えて，現地対策本部の運営体制，広域避難計画，広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。	進，住民等への情報提供等を効果的に行うため，火山防災協議会における検討を通じて，複数の噴火シナリオの作成，火山ハザードマップの作成，噴火警戒レベルの設定，避難計画の策定等を推進するものとする。また，大規模噴火に備えて，現地対策本部の運営体制，広域避難計画，広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　噴火警報等の伝達	(1)　噴火警報等の伝達
○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，噴火警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。	○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）を住民等に伝達する体制を整備するものとする。
（新設）	○気象庁は，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対応に資するよう，火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を５段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について，火山防災協議会での検討を通じて進めるものとする。
○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携	○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携に努めるものとする。都道府県

修正前	修正後
に努めるものとする。都道府県及び国の機関は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。	及び国の機関は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○地方公共団体は，火山防災協議会における検討を通じて，噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し，避難開始時期，避難対象地域，避難先，避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに，当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，火山防災協議会における検討を通じて，噴火シナリオや 複数の噴火規模を想定した 火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ 段階的に 設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し，避難開始時期，避難対象地域，指定緊急避難場所等の 避難先，避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難計画を策定する。さらに，当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，個人情報の保護の範囲や取扱いを整理した上で，災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	（削る）
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。特に，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対策に資するよう，火山活動に応じて，とるべき防災行動を５段階に区分して発表する噴火警戒レベルの導入及び改善を，火山防災協議会での検討を通じて進めるものとする。	○気象庁は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報等を行い，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。
（新設）	○国等の火山の観測を行う機関は，臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに，観測機器や

修正前	修正後
	通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。
○国，公共機関及び地方公共団体は，地理的条件等からみて，火山災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態が想定される場合には，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，地理的条件等からみて，火山災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態が想定される場合には，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合 を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。	○国 及び 地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ，専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，火山専門家を火山防災協議会の構成員として参画させるなど，専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（新設）	○国，公共機関及び地方公共団体は，火山防災協議会の枠組みを活用し，平常時から相互に連携し，災害時の防災対応について検討を行うものとする。
（略）	（略）
（新設）	○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有 に努めるものとする。
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制
（略）	（略）
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
（略）	（略）
３　救助・救急，医療及び消火活動関係	３　救助・救急，医療及び消火活動関係
（略）	（略）
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
４　緊急輸送活動関係	４　緊急輸送活動関係

修正前	修正後
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また国及び地方公共団体は，火山災害，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつ関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また国及び地方公共団体は，火山災害，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつ関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の 関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，建設業者 との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案するものとする。	○道路管理者は，発災後の 火山噴出物等の 道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について，民間団体等 との協定の締結に努めるものとする。また，道路啓開等を迅速に行うため，協議会の設置等による 道路管理者相互の連携の下，あらかじめ道路啓開等の応急復旧計画を立案するものとする。
○国及び港湾管理者は，発災後の港湾の障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。	○国及び港湾管理者は，発災後の港湾の 火山噴出物等の 障害物除去，応急復旧等に必要な人員，資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難場所	(1)　避難場所 及び避難所
○地方公共団体 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，必要な数，規模の 避難場所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 に努める ものとする。	○市町村 は，都市公園，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について，必要な数，規模の施設等 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 を図る ものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全を有する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響

修正前	修正後
（新設）	が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 ○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定された施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の施設については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○地方公共団体は，指定避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の	○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設

修正前	修正後
備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(2)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に

修正前	修正後
	定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，多様な主体の協力を得ながら，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
（新設）	○市町村は，安全が確認された後に，避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため，運送事業者等の協力を得ながら，移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(3)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停	○首都圏を始めとする大都市圏においては，降灰の影響により公共交

修正前	修正後
止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する とともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進する ものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を 促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制の整備を 促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 において，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における 滞在者等の安全 の確保を図るため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の 都市再生安全確保施設の 整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 及び主要駅周辺 の滞在者等の安全と 都市機能の継続性を確保するため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画 又はエリア防災計画 を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者 ，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，	○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者 ，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部

修正前	修正後
都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は 避難場所 の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は 避難所 の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○経済産業省は，国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みを，あらかじめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地	○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地

修正前	修正後
方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識を整理するとともに，その知識の普及に努めるものとする。
７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	７　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。	○国及び地方公共団体は，降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。
○都道府県は，市町村に対し，家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の家屋被害認定の迅速化を図るものとする。	（削る）
８　複合災害対策関係	８　複合災害対策関係
（略）	（略）
９　海外等からの支援の受入活動関係	９　海外等からの支援の受入活動関係
（略）	（略）
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	１０　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　国における防災訓練の実施	(1)　国における防災訓練の実施
○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。	○国は，公共機関，地方公共団体等との連携を強化するため，火山防災協議会等の多数の機関が参画する枠組みの活用等により，広域に被害が及ぶ大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　地方における防災訓練の実施	(2)　地方における防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。	○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊，海上保安庁等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(3)　実践的な訓練の実施と事後評価	(3)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○国，地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
１１　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住

修正前	修正後
	家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(2)　復興対策の研究	(3)　復興対策の研究
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
○国及び地方公共団体は，火山噴火による被害を防ぐため，多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。	○国及び地方公共団体は，火山噴火による被害を防ぐため，多数の住民等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること，噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり，噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ること に十分留意して災害応急対策を講じるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○火山災害は，広域に被害が及ぶ可能性があり，適切な入山規制や避難を実施するため，地方公共団体は，近隣市町村，関係都道府県と十分に連携を図るものとする。
○火山災害の応急対策の動きとしては，まず災害発生直前の噴火警報等の伝達，避難誘導等の対策があり，発生後は機動的初動調査等被害	○火山災害の応急対策の動きとしては，まず災害発生直前の噴火警報等の 発表・伝達，入山規制，避難誘導等の対策があり，発生後は機

修正前	修正後
状況等の収集，連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか，国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。	動的初動調査等被害状況等の収集，連絡があり，次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに，人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に，発災当初の 72 時間は，救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ，人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに，避難対策，必要な生活支援（食料，飲料水，燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は，保健衛生，社会秩序の維持，ライフライン等の復旧，被災者への情報提供，二次災害（土砂災害等）の防止を行っていくこととなる。このほか，国内外からの人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。
第１節　災害発生直前の対策	第１節　災害発生直前の対策
○火山災害対策 について は，災害発生の危険性を あらかじめ 予測するための観測･監視体制の強化，被害を軽減するためには 情報の伝達，迅速な避難誘導等災害発生直前の対策が極めて重要である。	○火山災害対策は，噴火等の 災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化，噴火警報等の 情報の伝達，迅速な避難誘導等，災害発生直前の対策が極めて重要である。
１　火山 災害 に関する情報の 伝達	１　火山 活動 に関する情報の 収集
（新設）	○災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた市町村は，その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。
（新設）	○国，大学等の火山の監視観測を行う機関は，火山活動に関する情報を相互に共有し，火山活動の状況の把握に努めるものとする。 また，火山の監視観測を行う機関は，火山噴火予知連絡会による総合調整の下で，現地において機動的な観測を行うものとする。

修正前	修正後
（新設）	２　噴火警報等の伝達
○気象庁は，火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるときは，その旨を警告する噴火警報を 行い ，地方公共団体は，関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また，気象庁は，観測体制の強化や，より適切な噴火警報等の実施に努めるものとする。	○気象庁は，火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいとき は，警戒が必要な範囲を明示して，その旨を警告する噴火警報等を 発表し ，地方公共団体は，関係機関及び住民等に対し迅速かつ的確に伝達するものとする。また，気象庁は，観測体制の強化や，より適切な噴火警報等の実施に努めるものとする。
（新設）	○気象庁は，火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ，地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民避難を支援するものとする。
○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報を受けた市町村は，その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。	（削る）
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは４以上に相当）の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。
２　警戒区域の設定，避難勧告等	３　避難勧告等 の発令，住民の避難誘導，警戒区域の設定
○地方公共団体 は，火山噴火等により住民の生命，身体等に危険がある場合には，噴火警報等 （噴火警戒レベルを含む。） に対応して，警	○市町村 は，火山噴火等により住民の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，気象

修正前	修正後
戒区域の設定，避難勧告等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。	庁が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難勧告・指示，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
（新設）	○国は，市町村が行う避難勧告，警戒区域の設定等の対策に対し，必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
（新設）	○市町村は，大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し，火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，被害の最小化を図るため，国民に対して，非常災害が発生するおそれがある場合において，緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき，又は非常災害が発生した場合において，災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため，

修正前	修正後
	緊急に避難を要すると認めるときは，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知させる措置をとるものとする。
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難場所 及び避難路の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，指定緊急 避難場所及び避難路の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ 避難場所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。	○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合には，必要に応じ，指定緊急避難場所及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たっては，災害時要援護者 に十分配慮するよう努めるものとする。	○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たっては，要配慮者 に十分配慮するよう努めるものとする。
○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，十分に安全性の確認に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難勧告等の解除に当たっては，国や火山専門家の助言を踏まえるなど，十分に安全性の確認に努めるものとする。
○国は，地方公共団体が行う警戒区域の設定，避難勧告等の対策に対し，火山防災協議会における検討を通じて，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。	（削る）
○地方公共団体は，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定，避難勧告等を図り，住民等への周知に努めるものとする。	（削る）

修正前	修正後
（新設）	４　関係省庁災害警戒会議の開催
（新設）	○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものとする。
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
（新設）	○噴火口の位置は，その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから，国〔気象庁等〕，地方公共団体等は，噴火後速やかに噴火口の特定，噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努めるものとする。
（略）	（略）
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
（略）	（略）
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）

修正前	修正後
(3)　一般被害情報等の収集・連絡 （略） ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。 （略） (4)　応急対策活動情報の連絡 （略） ２　通信手段の確保 （略） ３　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。	(3)　一般被害情報等の収集・連絡 （略） ○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。 （略） (4)　応急対策活動情報の連絡 （略） ２　通信手段の確保 （略） ３　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，火山災害の発生のおそれがある場合又は発災した後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立を行うとともに，都道府県にあっては都道府県災害対策本部の設置，都道府県現地災害対策本部の設置，市町村にあっては市町村災害対策本部の設置，市町村現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

修正前	修正後
（略） ４　広域的な応援体制 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。 （略） ○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。 ○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理	（略） ４　広域的な応援体制 （略） ○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。 （略） ○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。 ○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必

修正前	修正後
由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場に

修正前	修正後
	ある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（新設）	○国土交通省等は，被災により，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
（新設）	○内閣府は，必要に応じて，火山防災エキスパートを現地に派遣し，地方公共団体の活動を支援するものとする。
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○大規模な火山災害発生時には，火山 噴火 及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○内閣府は，大規模な火山災害 の発生のおそれがある場合又は 発生した場合 には，火山 活動 及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。

修正前	修正後
○災害対策関係省庁は，被災現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。	○災害対策関係省庁は，現地の状況を把握するため，必要に応じ，担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置	(6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等
○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生している と認め られた ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しており，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要がある と認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。

修正前	修正後
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動 被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 （略）	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動 （略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等

修正前	修正後
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をす

修正前	修正後
	るものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
(1)　地方公共団体等による消火活動	(1)　地方公共団体等による消火活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，消防機関による応援を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は地方公共団体の長等に対し，消防機関による応援の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，消防機関による応援の実施について，内閣を代表して

修正前	修正後
	行政各部を指揮監督するものとする。
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
(1)　輸送に当たっての配慮事項	(1)　輸送に当たっての配慮事項
（略）	（略）
(2)　輸送対象の想定	(2)　輸送対象の想定
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものと

修正前	修正後
	する。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供することとする。	○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，道路啓開等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施することとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
（略）	（略）
○路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。	○火山噴出物等の路上の障害物の除去について，道路管理者，警察機関，消防機関，自衛隊等は，状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
○道路管理者は，建設業者との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　航路等の障害物除去等	(4)　航路等の障害物除去等

修正前	修正後
○国土交通省は，開発保全航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。	○国土交通省は，開発保全航路，緊急確保航路等について，早急に被害状況を把握し，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，非常本部等に報告するとともに，油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による障害物の除去，航路啓開，避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
（略）	（略）
(5)　港湾及び漁港の応急復旧等	(5)　港湾及び漁港の応急復旧等
（略）	（略）
(6)　海上交通の整理等	(6)　海上交通の整理等
（略）	（略）
(7)　空港等の応急復旧等	(7)　空港等の応急復旧等
（略）	（略）
(8)　航空管制等	(8)　航空管制等
（略）	（略）
(9)　鉄道交通の確保	(9)　鉄道交通の確保
（略）	（略）
(10)　広域輸送拠点の確保	(10)　広域輸送拠点の確保
（略）	（略）
３　緊急輸送	３　緊急輸送
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的

修正前	修正後
	確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第５節　避難収容及び情報提供活動	第５節　避難収容及び情報提供活動
○火山災害発生時には，被災者 を速やかに避難誘導し，安全な 避難場所 に収容することにより，当面の居所を確保することは，被災者 の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，被災者 の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。	○火山災害発生時には，必要に応じ，住民等 を速やかに避難誘導し，安全な 避難所 に収容することにより，当面の居所を確保することは，避難者 の精神的な安心につながるものでもある。さらに，応急仮設住宅の提供など，避難者 の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，避難場所 及び 避難路や	○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，指定緊急 避難場所，避難

修正前	修正後
災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	路，災害危険箇所等の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
２　避難場所	２　避難場所 及び避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難場所 及び避難所 の開設
○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に，必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。さらに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるも	○地方公共団体は，災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に，必要に応じ，指定緊急 避難場所 及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て 避難所 として開設する。さらに，要配慮者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努めるものとする。

修正前	修正後
のとする。	
○地方公共団体は，避難場所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○地方公共団体は，避難所 のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。
(2)　避難場所 の運営管理	(2)　避難所 の運営管理等
○地方公共団体は，各 避難場所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであ	○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものである

修正前	修正後
るよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	よう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及び ごみの処理状況など，避難者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住

修正前	修正後
生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，被災者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 厚生労働省 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，被災者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに 内閣府 と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，二次災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

修正前	修正後
（略） (3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。 （新設）	（略） (3)　応急仮設住宅の運営管理 （略） ４　広域一時滞在 （略） ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。 ○国 〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。 ○国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待

修正前	修正後
	ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国〔内閣府。非常本部等が設置された場合は同本部。〕が，広域一時滞在のための協議を行うものとする。
○市町村は，避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
５　災害時要援護者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者に

修正前	修正後
切に行われるように努めるものとする。	ついて避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	○首都圏を始めとする大都市圏において，降灰の影響により公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。
７　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
（略）	（略）
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，火山活動，被害の状況，二次災害の危険性に	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，火山活動，被害の状況，二次災害の危険性に

修正前	修正後
関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 なお，その際，高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達	関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。 なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。 ○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達

修正前	修正後
（略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 ○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに 住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。 （新設）	（略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 ○非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。 ○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人

修正前	修正後
	情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第６節　物資の調達，供給活動	第６節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者 等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。

修正前	修正後
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
（略）	（略）
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急

修正前	修正後
策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
（略）	（略）
第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動	第７節　保健衛生，防疫，遺体の処理等に関する活動
○避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行う	○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うと

修正前	修正後
とともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の 埋葬 を遅滞なく進める。	とともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の 処理 を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難場所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，	○厚生労働省 及び環境省 は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の

修正前	修正後
他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　防疫活動	２　防疫活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，防疫活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，防疫活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，防疫活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
３　遺体の処理等	３　遺体の処理等
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視・死体調査，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。
第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。
１　社会秩序の維持	１　社会秩序の維持
（略）	（略）
２　物価の安定，物資の安定供給	２　物価の安定，物資の安定供給
（略）	（略）
（新設）	第９節　応急の教育に関する活動
（新設）	○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。
第９節　応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動	第 10節　応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動
１　施設・設備等の応急復旧活動	１　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）
(1)　施設・設備の応急復旧活動	(1)　施設・設備の応急復旧活動
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施すると	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するととも

修正前	修正後
ともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	に，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
２　二次災害の防止活動	２　二次災害の防止活動
（略）	（略）
３　複合災害発生時の体制	３　複合災害発生時の体制

修正前	修正後
○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，同様の配慮を行うものとする。	○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。
第10節　自発的支援の受入れ	第11節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建 を支援し ，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分

修正前	修正後
地域 振興のための基礎的な条件 づくりを目指すものとする。また，災害	担の下，被災者の生活の再建 及び経済の復興 ，再度災害の防止に配慮
により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興 は，地方公共団体が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い，国はそれを支援するものとする。その際，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の災害時要援護者 の参画を促進するものとする。 （略） 第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） （新設）	した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る ものとする。 第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 （略） ○被災地の復旧・復興 に当たっては ，男女共同参画の観点から，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて，障害者，高齢者等の 要配慮者 の参画を促進するものとする。 （略） 第２節　迅速な原状復旧の進め方 １　被災施設の復旧等 （略） ○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
２　災害廃棄物の処理	２　火山噴出物及び災害廃棄物の処理
○地方公共団体は，災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。	○地方公共団体は，事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき，火山噴出物及び災害廃棄物の処理方法を確立するとともに，仮置場，最終処分地を確保し，計画的な収集，運搬及び処分を図ることにより，火山噴出物及び災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また，廃棄物処理施設については，災害廃棄物を処理しつつ，電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
○環境省は，迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。	○環境省は，迅速かつ適正な災害廃棄物処理について必要な支援を行う。
（略）	（略）
○災害廃棄物処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。	○災害廃棄物の処理に当たっては，復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また，環境汚染の未然防止及び住民，作業者の健康管理のため，適切な措置等を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，火山噴出物についても，計画的な収集，運搬及び処分に努めるものとする。
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
（新設）	○特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは，内閣総理大臣は，大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を

修正前	修正後
	設置し，復興基本方針に基づく施策の推進，関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行うものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じ，大規模災害からの復興に関する法律を活用し，国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し，同計画に基づき市街地開発事業，土地改良事業等を実施することにより，特定大規模災害により，土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
（新設）	○国土交通省及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
（新設）	○都道府県は，特定大規模災害からの復興のために必要な場合，関係行政機関又は関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，市町村は，必要な場合，関係地方行政機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
（略）	（略）
○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，火山災害，火山活	○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，火山災害，火山活

修正前	修正後
動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，粉じん障害等の職業性疾病等 を防止 するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，	動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ，退避壕，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，その点を十分住民に対し説明し，理解と協力を得るように努めるものとする。 （略） ○国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設等の復旧事業，火山噴出物及び災害廃棄物の処理事業に当たり，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに，復興計画を考慮して，必要な場合には傾斜的，戦略的実施を行うものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興工事（第２節の復旧工事等を含む）における労働災害，石綿等の 粉じん障害等の職業性疾病等 の防止を始めとした安全衛生対策を推進 するため，労働基準監督署にお

修正前	修正後
石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置 等の安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の	いて必要な指導等を行うほか，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導等の 必要な 安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。
（略） 第４節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住宅 等の被害の程度の 認定 や り災証明 の交付の体制を確立し，速やかに ，住宅 等の被害の程度を 認定 し，被災者に り災証明 を交付するものとする。	（略） 第４節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による 住家 等の被害の程度の 調査 や 罹災証明書 の交付の体制を確立し，遅滞なく ，住家 等の被害の程度を 調査 し，被災者に 罹災証明書 を交付するものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○内閣府 及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。

第６編　火山災害対策編

修正前	修正後
（略） ○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備を図ることとする。	（略） ○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備を図ることとする。
（略） 第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援 （略） 第４章　継続災害への対応方針 （略） １　避難対策 （略） ２　安全確保対策 （略） ３　被災者の生活支援対策 （略）	（略） 第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援 （略） 第４章　継続災害への対応方針 （略） １　避難対策 （略） ２　安全確保対策 （略） ３　被災者の生活支援対策 （略）

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第７編　雪害対策編

修正前	修正後
第６編　雪害対策編	第７編　雪害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　雪害に強い国づくり，まちづくり	第１節　雪害に強い国づくり，まちづくり
（略）	（略）
１　雪害に強い国づくり	１　雪害に強い国づくり
（略）	（略）
(1)　主要交通・通信機能の強化	(1)　主要交通・通信機能の強化
○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，国土ミッシングリンクの解消等のネットワークの充実，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，主要な鉄道，道路，港湾，空港，通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については，代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備，施設・機能の代替性の確保，各交通・通信施設の間の連携の強化等により，大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保，雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。
(2)　雪害に強い国土の形成	(2)　雪害に強い国土の形成
（略）	（略）
２　雪害に強いまちづくり	２　雪害に強いまちづくり
(1)　雪害に強いまちの形成	(1)　雪害に強いまちの形成
（略）	（略）
(2)　除雪体制等の整備	(2)　除雪体制等の整備
○豪雪等に対し，緊急に道路交通を確保できるよう，国土交通省及び地方公共団体は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の	○豪雪等に対し，緊急に道路交通を確保できるよう，国土交通省及び地方公共団体は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の

修正前	修正後
動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄に努めるものとする。	動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄 を行うなど効率的・効果的な除雪 に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，平常時から，高齢者等の 災害時要援護者 の住居その他関連施設について，状況の把握に努め，除雪が困難であったり，危険な場合においては，必要に応じ，消防機関，自主防災組織，近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。	○地方公共団体は，平常時から，高齢者等の 要配慮者 の住居その他関連施設について，状況の把握に努め，除雪が困難であったり，危険な場合においては，必要に応じ，消防機関，自主防災組織，近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。
(3)　雪害に対する建築物の安全性の確保	(3)　雪害に対する建築物の安全性の確保
○国及び地方公共団体は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が 使用 する施設，住宅，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，災害時要援護者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。	○国及び地方公共団体は，地下街，劇場・駅等，不特定多数の者が 利用 する施設，住宅，学校，行政関連施設等の応急対策上重要な施設，要配慮者 に関わる社会福祉施設，医療施設等について，雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
(4)　ライフライン施設等の機能の確保	(4)　ライフライン施設等の機能の確保
○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，雪害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代	○ライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，国，地方公共団体及びライフライン事業者は，上下水道，工業用水道，電気，ガス，石油・石油ガス，電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について，雪害に対する安全性の確保を図るとともに，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代

修正前	修正後
替性の確保を進めるものとする。	替性の確保を進めるものとする。廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより，電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。
（略）	（略）
(5)　災害応急対策等への備え	(5)　災害応急対策等への備え
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄など，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。
第２節　国民の防災活動の促進	第２節　国民の防災活動の促進
１　防災思想の普及，徹底	１　防災思想の普及，徹底
○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，平常時より，災害に対する備えを心がけるとともに，豪雪等による災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。	○自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民は，その自覚を持ち，食料・飲料水等の備蓄など，平常時より，災害に対する備えを心がけるとともに，豪雪等による災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける，避難所で自ら活動する，あるいは国，公共機関，地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関及び地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
２　防災知識の普及，訓練	２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害の危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体等は，防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害の危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等の家庭での予防・安全対策	・３日分の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等の家庭での予防・安全対策
・警報等発表時にとるべき行動，避難場所 での行動	・警報等発表時にとるべき行動，避難所 での行動
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な 避難場所，避難路等について周知徹底させるものとする。	○国及び地方公共団体は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な避難路 ，避難先 等について周知徹底させるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災訓練の実施，指導	(2)　防災訓練の実施，指導
（略）	（略）
(3)　防災知識の普及，訓練における 災害時要援護者 等への配慮	(3)　防災知識の普及，訓練における 要配慮者 等への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳

修正前	修正後
幼児，妊産婦等の 災害時要援護者 に十分配慮し，地域において 災害時要援護者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	幼児，妊産婦等の 要配慮者 に十分配慮し，地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
３　国民の防災活動の環境整備	３　国民の防災活動の環境整備
(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化	(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化
（略）	（略）
○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。	○地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図り，消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成，多様な世代が参加できるような環境の整備等により，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものと し，住民は，地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものと する。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　防災ボランティア活動の環境整備	(2)　防災ボランティア活動の環境整備
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災害時における防災ボランティア活動の受	○国及び地方公共団体は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。その際，平常時の登録，研修制度，災

修正前	修正後
入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進検討するものとする。	害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制，防災ボランティア活動の拠点の確保，活動上の安全確保，被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進検討するものとする。
(3)　企業防災の促進	(3)　企業防災の促進
○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定 ・運用 するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化・耐浪化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。	○企業は，災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献・地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるものとする。また，防災体制の整備，防災訓練の実施，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど 事業継続マネジメント（ＢＣＭ） の 取組を通じて，防災活動の推進に努めるものとする。特に，食料，飲料水，生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良	○国及び地方公共団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援 及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援 等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また，企業のトップから一般職員に

修正前	修正後
企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。	至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組の積極的評価等により，企業の防災力向上の促進を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
４　災害教訓の伝承	４　災害教訓の伝承
○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，	○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大 規模 災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大 規模 災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存す

修正前	修正後
広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。	るとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
（略）	（略）
第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進	第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進
(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進	(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進
（略）	（略）
(2)　予測，観測の充実・強化等	(2)　予測，観測の充実・強化等
（略）	（略）
(3)　社会学的研究等の推進	(3)　社会学的研究等の推進
（略）	（略）
(4)　防災対策研究の国際的な情報発信	(4)　防災対策研究の国際的な情報発信
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者の	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど 協力体制を構築

修正前	修正後
ノウハウや能力等を活用するものとする。	し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　災害発生直前対策関係	１　災害発生直前対策関係
(1)　警報等の伝達	(1)　警報等の伝達
（略）	（略）
(2)　住民等の避難誘導体制	(2)　住民等の避難誘導体制
○地方公共団体 は，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村 は，避難路 及び避難先 をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体 は，積雪，融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進めるものとする。	○市町村 は，積雪，融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，災害時要援護者に関する情報の把握・共有，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を図る	（削除）

修正前	修正後
ものとする。	
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(3)　災害未然防止活動	(3)　災害未然防止活動
（略）	（略）
２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，雪害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，雪害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合 や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合 を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が 被災市町村の 情報収集のため被災地に赴く場合 又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合 に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。

修正前	修正後
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
（新設）	○市町村は，避難勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，機関相互の応援が円滑に行えるよう，警察・消防・自衛隊等の部隊の展開，宿営の拠点，ヘリポート，物資搬送設備等の救援活動拠点の確保 及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。
(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制

修正前	修正後
（略）	（略）
(7)　防災中枢機能等の確保，充実	(7)　防災中枢機能等の確保，充実
（略）	（略）
３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係	３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係
（略）	（略）
４　複合災害対策関係	４　複合災害対策関係
（略）	（略）
５　救助・救急及び医療活動関係	５　救助・救急及び医療活動関係
（略）	（略）
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
６　緊急輸送活動関係	６　緊急輸送活動関係
○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関等その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
（新設）	○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
７　避難収容及び情報提供活動関係	７　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難場所	(1)　避難所
○地方公共団体は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，雪崩のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮しその管理者の同意を得た上で，必要な数，規模の避難場所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，雪崩のおそれのない場所に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮しその管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させること

修正前	修正後
（新設）	が想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。 ○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所となる施設については，暖房に配慮するとともに必要に応じ避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所となる施設については，暖房に配慮するとともに必要に応じ避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○地方公共団体は，避難所において貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊きだし用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した学校等の建築物におい	○地方公共団体は，指定避難所の学校等の建築物において，備蓄のた

修正前	修正後
て，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	めのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(2)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得な

修正前	修正後
	がら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(2)　応急仮設住宅等	(3)　応急仮設住宅等
○国〔国土交通省，厚生労働省，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。	○国〔国土交通省，内閣府，経済産業省，農林水産省，環境省〕及び地方公共団体は，企業等と連携を図りつつ，応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し，供給可能量を把握するなど，あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体は，学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には，学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(3)　帰宅困難者対策	(4)　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。	○首都圏を始めとする大都市圏においては，公共交通機関が運行を停止した場合，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等を推進するものとする。また，企業等に対して，従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，必要な物資の備蓄等を促したり，大規模な集客施設等の管理者に対して，利用者の誘導体制

修正前	修正後
	の整備を 促すなど，帰宅困難者対策を行うものとする。
（略）	（略）
○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 において，人口・機能が集積したターミナル駅周辺等における 滞在者等の安全 の確保を図るため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の 都市再生安全確保施設の 整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。	○国，地方公共団体，関係事業者等は，都市再生緊急整備地域 及び主要駅周辺 の滞在者等の安全と 都市機能の継続性を確保するため ，退避経路，退避施設，備蓄倉庫等の整備，退避施設への誘導，災害情報等の提供，備蓄物資の提供，避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画 又はエリア防災計画 を作成し，官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。
(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
○国，公共機関及び地方公共団体は，災害時要援護者 ，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。	○国，公共機関及び地方公共団体は，要配慮者 ，災害により孤立化する危険のある地域の被災者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在が把握できる広域避難者，都市部における帰宅困難者情報が入手困難な被災者に対しても，確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等の情報の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，高齢者等の災害時要援護者 においても十分に伝達することができるよう報道機関，市町村等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。	○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等の情報の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，要配慮者 においても十分に伝達することができるよう報道機関，市町村等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。

修正前	修正後
８　物資の調達，供給活動関係	８　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って，初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○経済産業省は，国が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難場所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに 避難所 ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。
○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。	○国及び地方公共団体は，小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど，被災地支援に関する知識 を整理するとともに、その知識 の普及に努めるものとする。
９　海外等からの支援の受入れ活動関係	９　海外等からの支援の受入れ活動関係
（略）	（略）

修正前	修正後
１０　防災関連機関等の防災訓練の実施	１０　防災関連機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，災害時要援護者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。	○地方公共団体，公共機関等は，自衛隊等国の機関と協力し，また，学校，自主防災組織，非常通信協議会，民間企業，ボランティア団体，要配慮者 を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては，被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
１１　災害復旧・復興への備え	１１　災害復旧・復興への備え
(1)　各種データの整備保全	(1)　各種データの整備保全
（略）	（略）
（新設）	(2)　罹災証明書の発行体制の整備
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援

修正前	修正後
（新設）	協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 ○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
(2)　復興対策の研究 （略）	(3)　復興対策の研究 （略）
第２章　災害応急対策 （略）	第２章　災害応急対策 （略）
第１節　災害発生直前の対策 （略）	第１節　災害発生直前の対策 （略）
１　雪害に関する警報等の伝達 ○気象庁は，被害を及ぼす可能性のある気象，降雪量，積雪量等の状況を把握し，予想した場合，その警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際，対象者に漏れなく，災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。	１　雪害に関する警報等の伝達 ○気象庁は，気象，降雪等の現象により被害が発生する可能性がある場合には，現象の状況に応じて，その 特別警報，警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際，対象者に漏れなく，要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○地方公共団体，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，地方公共団体は，大雪，暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は，これを直

修正前	修正後
	ちに住民等に伝達するものとする。
２　住民等の避難誘導	２　住民等の避難誘導
（略）	（略）
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
○地方公共団体は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，必要に応じ 避難場所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。	○地方公共団体は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，必要に応じ ，指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定し た施設以外の施設についても，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。
（略）	（略）
○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難場所及び 避難路や雪崩危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○避難誘導に当たっては，地方公共団体は，避難路 及び避難先 や雪崩危険箇所等の存在，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たって，災害時要援護者 に十分配慮するよう努めるものとする。	○地方公共団体は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たって，要配慮者 に十分配慮するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	３　関係省庁災害警戒会議の開催
（新設）	○内閣府は，災害発生のおそれがある場合，関係行政機関の情報共有を図るため，必要に応じて，関係省庁災害警戒会議を開催するものと

修正前	修正後
	する。
第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。	○収集・連絡された情報に基づく判断により，国，公共機関，地方公共団体等は，他機関と連携を取りつつ，応急対策の実施体制をとる。国は，必要に応じ，関係省庁災害対策会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常本部等を設置する。
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　被害規模の早期把握のための活動	(1)　被害規模の早期把握のための活動
（略）	（略）
(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡	(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡
（略）	（略）
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常本部等の設置後は，当該情報を非常本部等に連絡する。また，通信手段の途絶等により都道府県による被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては，調査のための職員派遣，ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により，あらゆる手

修正前	修正後
	段を尽くしてその所掌事務に係る被害情報の把握に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
４　広域的な応援体制	４　広域的な応援体制
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部。）は関係省庁，関係団体と連携しながら，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。同様に，都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。
（略）	（略）
○国は，前述の要求があったときにおいて，被害状況等の報告を踏ま	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，前述の要求

修正前	修正後
え，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	があったときにおいて，被害状況等の報告を踏まえ，大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることが出来ないような災害であると認めるなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合は，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
○国は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。	○内閣府（非常本部等が設置された場合は同本部。）は，災害の規模が極めて甚大であり，被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ，かつ，通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど，災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において，その事態に照らし特に緊急を要し，要求を待ついとまがないと認められるときは，被災都道府県からの要求を待たないで，関係省庁の協力を得ながら，都道府県に対し，被災都道府県又は被災市町村を応援するよう要求するものとする。
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。

修正前	修正後
（新設）	○都道府県は，当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において，被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる権限，他人の土地等を一時使用し，又は土石等を使用し，若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を，当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
５　国における活動体制	５　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　災害対策関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁災害対策会議の開催等
○大規模な雪害発生時には，気象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。	○内閣府は，大規模な雪害発生時には，気象及び被害の第一次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて，関係省庁災害対策会議を開催するものとする。
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）

修正前	修正後
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○国は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。 （略） (6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置 ○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生しているると認め られた ときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。 （新設）	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 （略） (5)　緊急災害対策本部の設置と活動体制 ○内閣総理大臣 は，収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。 （略） (6)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等 ○内閣総理大臣は，収集された情報により，国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生して おり，当該災害に係る災害応急対策を推進し，国の経済の秩序を維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があ ると認めるときは，直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。 ○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，政府が一体となって，災害応急対策を推進し，国の経済の秩序の維持し，その他当該災害に係る重要な課題に対応するため，速やかに必要な閣議請議等の所要の手続を行い，対処基本方針を定めるものとする。

修正前	修正後
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態への対処に当たり，対処基本方針に基づいて，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(7)　非常本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。	○現地対策本部長は，原則として内閣府副大臣 又は大臣政務官 とし，現地対策本部員は，本省庁課長級職員又は地方行政機関の部長級職員によって構成されるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○現地対策本部は，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議の開催等に努めるものとする。
(8)　自衛隊の災害派遣	(8)　自衛隊の災害派遣
第３節　除雪の実施，雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動	第３節　除雪の実施，雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動
１　除雪の実施と雪崩災害の防止活動	１　除雪の実施と雪崩災害の防止活動
（略）	（略）
(1)　除雪の実施	(1)　除雪の実施
（略）	（略）
(2)　雪崩災害の発生，拡大防止	(2)　雪崩災害の発生，拡大防止
（略）	（略）
２　施設・設備等の応急復旧活動	２　施設・設備等の応急復旧活動
（略）	（略）
(1)　施設，設備の応急復旧活動	(1)　施設，設備の応急復旧活動

修正前	修正後
○国 及び 地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国，地方公共団体等は，発災後直ちに，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，二次災害の防止，被災者の生活確保を最優先に，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
（略）	（略）
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与	(2)　ライフライン施設に関する非常本部等の関与
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
第４節　救助・救急及び医療活動	第４節　救助・救急及び医療活動

修正前	修正後
（略）	（略）
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　住民及び自主防災組織の役割	(1)　住民及び自主防災組織の役割
（略）	（略）
(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動	(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動
被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。	被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部との合同会議を活用する等により，非常本部等，現地対策本部，国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，救助・救急活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，救助・救急活動の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，救助・救急活動の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサー

修正前	修正後
警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	ビスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域内の医療機関による医療活動	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（略）	（略）
(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　被災地域外での医療活動	(3)　被災地域外での医療活動
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域後方医療活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域後方医療活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，広域後方医療活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(5)　被災者の心のケア対策	(5)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　惨事ストレス対策	３　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
（略）	（略）
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
一～三　（略）	一～三　（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
(2)　道路交通規制等	(2)　道路交通規制等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，交通規制を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，交通規制の実施及び応援について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，交通規制の実施及び応援について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
（略）	（略）
(3)　道路啓開等	(3)　道路啓開等
○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，交通の危険を防止する必要がある場合は，一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い，道路啓開，除雪の実施，応急復旧等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施す	○国土交通省は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，交通の危険を防止する必要がある場合は，一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い，道路啓開，除雪の実施，応急復旧等を行うとともに，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施す

修正前	修正後
ることとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，道路利用者に対してビーコン，情報板等により迅速に情報提供することとする。	ることとする。併せて，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により迅速に情報提供することとする。
（略）	（略）
○道路管理者は，建設業者との間の応援協定等に基づき，道路啓開，除雪の実施等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。	○道路管理者は，民間団体等との間の応援協定等に基づき，道路啓開，除雪の実施等に必要な人員，資機材等の確保に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　港湾及び漁港の応急復旧等	(4)　港湾及び漁港の応急復旧等
（略）	（略）
(5)　空港等の応急復旧等	(5)　空港等の応急復旧等
（略）	（略）
(6)　航空管制等	(6)　航空管制等
（略）	（略）
(7)　鉄道交通の確保	(7)　鉄道交通の確保
（略）	（略）
(8)　広域輸送拠点の確保	(8)　広域輸送拠点の確保
（略）	（略）
３　緊急輸送	３　緊急輸送
（略）	（略）
○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，	○非常本部等は，緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体等からの要請に基づき，

修正前	修正後
緊急輸送関係 機関 に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。	緊急輸送関係 省庁 に対し，緊急輸送活動の依頼を行うものとする。
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，緊急輸送活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，緊急輸送活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，緊急輸送活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
４　緊急輸送のための燃料の確保	４　緊急輸送のための燃料の確保
○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。	○緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
第６節　避難収容及び情報提供活動	第６節　避難収容及び情報提供活動
（略）	（略）
１　避難誘導の実施	１　避難誘導の実施
（略）	（略）
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の

修正前	修正後
	運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
２　避難場所	２　避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。さらに，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難場所 として借り上げるなど，多様な 避難場所 の確保に努めるものとする。	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，雪崩災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て 避難所 として開設する。さらに，要配慮者 に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を 避難所 として借り上げるなど，多様な 避難所 の確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難場所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。	○地方公共団体は，避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や，道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に 避難所 を設置・維持することの適否を検討するものとする。
(2)　避難場所の運営管理	(2)　避難所の運営管理等

修正前	修正後
○地方公共団体は，各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○市町村は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，市町村は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健	○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難

修正前	修正後
康状態や 避難場所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	者の健康状態や 避難所 の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所 における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難場所 の運営に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所 における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した 避難所 の運営に努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても，食料等必要な物資の配布，保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供，正確な情報の伝達等により，生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
（略）	（略）
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　応急仮設住宅等	３　応急仮設住宅等
(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供	(1)　被災都道府県による応急仮設住宅の提供

修正前	修正後
○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに厚生労働省と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，雪崩災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。	○被災都道府県は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，発災後，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに内閣府と協議の上，応急仮設住宅を建設するものとする。建設に当たっては，雪崩災害に十分配慮するものとする。また，被災者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。
(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達	(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，資機材の調達を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，資機材の調達の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，資機材の調達の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
(3)　応急仮設住宅の運営管理	(3)　応急仮設住宅の運営管理
（略）	（略）
４　広域一時滞在	４　広域一時滞在
（略）	（略）
○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協	○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協

修正前	修正後
議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待またないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。	議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待またないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。
○国は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。	○国 〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部。〕は，都道府県から求めがあった場合には，受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数，施設概要等）等，広域一時滞在について助言するものとする。また，都道府県は，市町村から求めがあった場合には，同様の助言を行うものとする。
○市町村は，避難場所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる公共施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は，避難所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる公共施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，広域的避難収容活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，広域的避難収容活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方

修正前	修正後
	針に基づいて，広域的避難収容活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
（略）	（略）
５　災害時要援護者への配慮	５　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
６　帰宅困難者対策	６　帰宅困難者対策
○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行う。	○首都圏を始めとする大都市圏において，公共交通機関が運行を停止し，自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には，国及び地方公共団体は，「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により，一斉帰宅の抑制を図るとともに，必要に応じて，滞在場所の確保等の支援を行うとともに，滞在場所の確保に当たっては，男女のニーズの違いや，要配慮者の多様なニーズに配慮した

修正前	修正後
	滞在場所の運営に努めるものとする。
７　被災者等への的確な情報伝達活動	７　被災者等への的確な情報伝達活動
（略）	（略）
(1)　被災者等への情報伝達活動	(1)　被災者等への情報伝達活動
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制，被災者生活支援に関する情報等，被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。	○非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示

修正前	修正後
掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
（略）	（略）
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に

修正前	修正後
	努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第７節　物資の調達，供給活動	第７節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で求められる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者等のニーズや，男女のニーズの違いに配慮するものとする。
（略）	（略）
(1)　非常本部等による調整等	(1)　非常本部等による調整等
（略）	（略）
（新設）	○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は，調達，供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは，その必

修正前	修正後
	要な限度において，関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し，調達，供給活動の実施について必要な指示をするものとする。
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，対処基本方針に基づいて，調達，供給活動の実施について，内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。
(2)　地方公共団体による物資の調達，供給	(2)　地方公共団体による物資の調達，供給
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
(3)　国による物資の調達，供給	(3)　国による物資の調達，供給
（略）	（略）
○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるとき	○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるとき

修正前	修正後
は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 又は 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。	は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所 及び 期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。	○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係業界	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は非常本部等，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係省庁

修正前	修正後
団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	及び 関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給の実施のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
（略）	（略）
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
（略）	（略）
第８節　保健衛生，遺体の処理等に関する活動	第８節　保健衛生，遺体の処理等に関する活動
○避難場所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。	○避難所 を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに，地域の衛生状態にも十分配慮する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合には，遺体の処理を遅滞なく進める。
１　保健衛生	１　保健衛生
○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難場所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。	○厚生労働省及び地方公共団体は，被災地，特に 避難所 においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者 の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災した飼養動物の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○厚生労働省 及び環境省 は，必要に応じ，又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
２　遺体の処理等	２　遺体の処理等
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，必要に応じ，警察災害派遣隊を被災地に派遣し，医師等の協力を得て，遺体の検視 ・死体調査 ，身元確認等を行うものとする。また，身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ，効果的な身元確認が行えるよう地方公共団体，指定公共機関等と密接に連携するものとする。
第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動
（略）	（略）
（新設）	○内閣総理大臣は，災害緊急事態の布告があったときは，社会的・経済的混乱を抑制するため，国民に対し，必要な範囲において，生活必

修正前	修正後
	需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な
	物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし，協力を求められた国民は，これに応ずるよう努めることとする。
１　社会秩序の維持 （略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略） ３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，同様の配慮を行うものとする。	１　社会秩序の維持 （略） ２　物価の安定，物資の安定供給 （略） ３　複合災害発生時の体制 ○複合災害が発生した場合において，対策本部が複数設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には，統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても，必要に応じて，地方公共団体の災害対策本部との合同会議を行うなど，同様の配慮を行うものとする。

修正前	修正後
（新設）	第 10 節　応急の教育に関する活動
（新設）	○地方公共団体は，仮校舎及び仮運動場の確保，学校施設の応急復旧，安全な通学及び学校給食の確保，教科書及び学用品の供給，授業料等の減免，奨学金の貸与，被災による生活困窮家庭の幼児，児童，生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。
第 10節　自発的支援の受入れ	第 11節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ	２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
(2)　義援金の受入れ	(2)　義援金の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ
（略）	（略）
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
○被災地の復旧・復興については，被災者の生活再建 を支援し ，再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域 振興のための基礎的な条件 づくりを目指すものとする。また，	○被災地の復旧・復興については，住民の意向を尊重し，地方公共団体が主体的に取り組むとともに，国がそれを支援する等適切な役割分担の下，被災者の生活の再建 及び経済の復興 ，再度災害の防止に配

修正前	修正後
災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。	慮した施設の復旧等を図り，より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと，また，災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み，可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。
第１節　迅速な原状復旧の進め方 （略） （新設）	第１節　迅速な原状復旧の進め方 （略） ○国及び都道府県は，特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を
（略） 第２節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の	勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。 （略） 第２節　被災者等の生活再建等の支援 （略） ○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の

修正前	修正後
支援措置を早期に実施するため，災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し，速やかに，住宅等の被害の程度を認定し，被災者にり災証明を交付するものとする。	支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。
（新設）	○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて，被災者に関する情報を提供するものとする。
○厚生労働省及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。	○内閣府及び地方公共団体は，災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給，災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。
（略）	（略）
○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，体制の整備等を図ることとする。	○市町村は，被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため，申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。
（略）	（略）
第３節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第３節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第８編　海上災害対策編

修正前	修正後
第７編　海上災害対策編	第８編　海上災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　海上交通の安全のための情報の充実	第１節　海上交通の安全のための情報の充実
（略）	（略）
第２節　船舶の安全な運行の確保	第２節　船舶の安全な運行の確保
（略）	（略）
第３節　船舶の安全性の確保	第３節　船舶の安全性の確保
（略）	（略）
第４節　海上防災思想の普及	第４節　海上防災思想の普及
（略）	（略）
第５節　海上交通環境の整備	第５節　海上交通環境の整備
○国 及び 港湾管理者等は，防波堤，航路等の整備により，海上交通の安全性の向上に努めるとともに，港湾施設の整備等を行う事業者は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。	○国, 港湾管理者等は，防波堤，航路等の整備により，海上交通の安全性の向上に努めるとともに，港湾施設の整備等を行う事業者は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。
（略）	（略）
第６節　海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施	第６節　海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施
（略）	（略）
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体

修正前	修正後
が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
○国，公共機関，地方公共団体 及び 民間救助・防災組織等は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体，民間救助・防災組織等は，それぞれの機関において，実情に応じ，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
○国，公共機関，地方公共団体 及び 民間救助・防災組織等は，それ	○国，公共機関，地方公共団体，民間救助・防災組織等は，それぞれ

修正前	修正後
ぞれの機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。	の機関の実情を踏まえ，災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに，定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
（略）	（略）
２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係	２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　捜索，救助・救急活動関係	(1)　捜索，救助・救急活動関係

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
４　危険物等の大量流出時における防除活動関係	４　危険物等の大量流出時における防除活動関係
（略）	（略）
５　関係者等への的確な情報伝達活動関係	５　関係者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
６　二次災害の防止活動関係	６　二次災害の防止活動関係
（略）	（略）
７　防災関係機関等の防災訓練の実施	７　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，民間救助・防災組織 及び 港湾管理者等が訓練を行うに当たっては，海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓	○国，地方公共団体，民間救助・防災組織，港湾管理者等が訓練を行うに当たっては，海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留

修正前	修正後
練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
８　災害復旧への備え	８　災害復旧への備え
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　海上事故情報等の連絡	(1)　海上事故情報等の連絡
（略）	（略）
○海上保安庁は，大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○海上保安庁は，大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，消防庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(2)　大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔海上保安庁，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び指定公共機関等は，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁（指定公共機関等にあっては	○関係省庁〔海上保安庁，警察庁，消防庁，防衛省等〕及び指定公共機関等は，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸〔内閣官房〕，内閣府及び海上保安庁（指定公共機関等に

修正前	修正後
直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	あっては直接又は指定行政機関を通じ)に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府 及び海上保安庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁に連絡し，警戒本部又は非常災害対策本部の設置後は当該情報を警戒本部又は非常災害対策本部（以下この編において「非常災害対策本部等」という。）に連絡する。	○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕，内閣府 及び海上保安庁に連絡し，警戒本部又は非常災害対策本部の設置後は当該情報を警戒本部又は非常災害対策本部（以下この編において「非常災害対策本部等」という。）に連絡する。
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部等の設置後は，当該情報を非常災害対策本部等に連絡する。
○内閣官房，海上保安庁，非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，海上保安庁，非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，収集した被害情	○内閣官房，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，収集し

修正前	修正後
報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	た被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，海上保安庁又は非常災害対策本部等は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　関係事業者等の活動体制	３　関係事業者等の活動体制
（略）	（略）
○関係事業者等は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。	○関係事業者等は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

修正前	修正後
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制
（略）	（略）
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
（略）	（略）
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
（略）	（略）
(3)　警戒本部の設置等	(3)　警戒本部の設置等
（略）	（略）
(4)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(4)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(5)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認めら	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生してい

修正前	修正後
れたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	ると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(6)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(6)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(7)　自衛隊の災害派遣	(7)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
７　防災業務関係者の安全確保	７　防災業務関係者の安全確保
（略）	（略）
第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動	第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動
１　捜索活動	１　捜索活動
○海上保安庁，消防機関，都道府県警察等は，船舶 及び 航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。	○海上保安庁，消防機関，都道府県警察等は，船舶，航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。
（略）	（略）
２　救助・救急活動	２　救助・救急活動
(1)　関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。

修正前	修正後
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
（略）	（略）
３　医療活動	３　医療活動
（略）	（略）
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
４　消火活動	４　消火活動
(1)　海上保安庁，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動	(1)　海上保安庁，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動
（略）	（略）
(2)　消防機関による消火活動	(2)　消防機関による消火活動
（略）	（略）
５　惨事ストレス対策	５　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保

修正前	修正後
（略）	（略）
第４節　危険物等の大量流出に対する応急対策	第４節　危険物等の大量流出に対する応急対策
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。	○国，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
（略）	（略）
第５節　関係者等への的確な情報伝達活動	第５節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，海上災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。	○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，被災者の家族等のニーズを十分把握し，海上災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
（略）	（略）
○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。	○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等	○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情

修正前	修正後
の情報提供窓口の設置に努める。 ○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 （新設）	報提供窓口の設置に努める。 ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 ○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，国民全体に対し，海上災害の状況，安否情報等，ニ	(2)　国民への的確な情報の伝達 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，国民全体に対し，海上災害の状況，安否情報等，ニー

修正前	修正後
ーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。 ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　関係者等からの問合せに対する対応 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，地方公共団体 及び 関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。 (4)　海外への情報発信 （略） 第６節　二次災害の防止活動 （略） 第３章　災害復旧 （略）	ズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，公共機関，地方公共団体，関係事業者等は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し，情報交換を行うものとする。 ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　関係者等からの問合せに対する対応 ○非常災害対策本部等，指定行政機関，地方公共団体，関係事業者等は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問合せに対応するように，人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また，情報のニーズを見極めた上で，情報収集・整理・発信を行うものとする。 (4)　海外への情報発信 （略） 第６節　二次災害の防止活動 （略） 第３章　災害復旧 （略）

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第９編　航空災害対策編

修正前	修正後
第８編　航空災害対策編	第９編　航空災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　航空交通の安全のための情報の充実	第１節　航空交通の安全のための情報の充実
（略）	（略）
第２節　航空機の安全な運航の確保	第２節　航空機の安全な運航の確保
１　航空従事者，航空保安職員の養成・研修の充実	１　航空従事者，航空保安職員の養成・研修の充実
（略）	（略）
２　航空運送事業者等への安全指導	２　航空運送事業者等への安全指導
(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等	(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等
（略）	（略）
(2)　教育訓練の充実等	(2)　教育訓練の充実等
（略）	（略）
(3)　定期的な安全指導	(3)　定期的な安全指導
（略）	（略）
３　無線設備の安全性に関する技術基準等の充実	３　無線設備の安全性に関する技術基準等の充実
（略）	（略）
第３節　航空機の安全性の確保	第３節　航空機の安全性の確保
（略）	（略）
第４節　航空交通環境の整備	第４節　航空交通環境の整備
（略）	（略）
第５節　再発防止対策の推進	第５節　再発防止対策の推進

修正前	修正後
○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告 及び 意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。	○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告，意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど 協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。
（略）	（略）
・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。	・日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。災害用として配備されている無線電話等の機器については，その運用方法等について習熟しておくこと。また，ＩＰ電話を利用する場合は，ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとす

修正前	修正後
	る。
（略）	（略）
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
（略）	（略）
２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係	２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　捜索活動関係	(1)　捜索活動関係
（略）	（略）
(2)　消火救難及び救助・救急，消火活動関係	(2)　消火救難及び救助・救急，消火活動関係
（略）	（略）
(3)　医療活動関係	(3)　医療活動関係
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
５　防災関係機関等の防災訓練の実施	５　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関，空港管理者及び航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては，航空事故及び被害の想定を明らかにすると	○国，地方公共団体，公共機関，空港管理者及び航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては，航空事故及び被害の想定を明らかにすると

修正前	修正後
ともに，実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	ともに，実施時間を工夫するなど，様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　航空事故情報等の連絡	(1)　航空事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は，航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁，気象庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁，気象庁等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(2)　大規模な航空事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な航空事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等によ	○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等によ

修正前	修正後
り，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	り，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。

修正前	修正後
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ，都道府県，公共機関に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ，都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　航空運送事業者の活動体制	３　航空運送事業者の活動体制
（略）	（略）
４　地方公共団体及び公共機関の活動体制	４　地方公共団体及び公共機関の活動体制

修正前	修正後
（略）	（略）
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
（略）	（略）
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(6) 自衛隊の災害派遣	(6) 自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動	第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動
１　捜索活動	１　捜索活動
（略）	（略）
２　消火救難及び救助・救急，消火活動	２　消火救難及び救助・救急，消火活動
(1)　空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(2)　空港管理者による消火活動	(2)　空港管理者による消火活動
（略）	（略）
(3)　消防機関による消火活動	(3)　消防機関による消火活動
（略）	（略）
(4)　資機材等の調達等	(4)　資機材等の調達等
（略）	（略）
３　医療活動	３　医療活動

修正前	修正後
（略）	（略）
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
第４節　関係者等への的確な情報伝達活動	第４節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インタ	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手した

修正前	修正後
ーネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	いというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ，携帯電話等を活用して ，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　関係者等からの問合せに対する対応	(3)　関係者等からの問合せに対する対応

修正前	修正後
（略） (4)　海外への情報発信 （略）	（略） (4)　海外への情報発信 （略）

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第10編　鉄道災害対策編

修正前	修正後
第9編　鉄道災害対策編	第10編　鉄道災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　鉄軌道交通の安全のための情報の充実	第１節　鉄軌道交通の安全のための情報の充実
（略）	（略）
第２節　鉄軌道の安全な運行の確保	第２節　鉄軌道の安全な運行の確保
（略）	（略）
第３節　鉄軌道車両の安全性の確保	第３節　鉄軌道車両の安全性の確保
（略）	（略）
第４節　鉄軌道交通環境の整備	第４節　鉄軌道交通環境の整備
（略）	（略）
第５節　鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進	第５節　鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進
（略）	（略）
第６節　再発防止対策の実施	第６節　再発防止対策の実施
（略）	（略）
○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告 及び 意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。	○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告，意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。
第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとす	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとす

修正前	修正後
る。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	る。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図る	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じ

修正前	修正後
ものとする。	て，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊 による 人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊 を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(6)　乗客の被災者等に対する支援	(6)　乗客の被災者等に対する支援
（略）	（略）
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
４　関係者等への的確な情報伝達活動関係	４　関係者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
５　防災関係機関等の防災訓練の実施	５　防災関係機関等の防災訓練の実施

修正前	修正後
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関及び鉄軌道事業者が訓練を行うに当たっては，鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。	○国，地方公共団体，公共機関及び鉄軌道事業者が訓練を行うに当たっては，鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
（略）	（略）
６　災害復旧への備え	６　災害復旧への備え
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　鉄道事故情報等の連絡	(1)　鉄道事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は，大規模な鉄軌道事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，大規模な鉄軌道事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　大規模な鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び国土交通省に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応

修正前	修正後
じて，官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）

修正前	修正後
2　通信手段の確保	2　通信手段の確保
(略)	(略)
3　鉄軌道事業者の活動体制	3　鉄軌道事業者の活動体制
(略)	(略)
4　地方公共団体及び公共機関の活動体制	4　地方公共団体及び公共機関の活動体制
(略)	(略)
5　広域的な応援体制	5　広域的な応援体制
(略)	(略)
(新設)	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
(新設)	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
6　国における活動体制	6　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
(略)	(略)
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
(略)	(略)
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
(略)	(略)

修正前	修正後
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生し，関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生し，関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
（略）	（略）

修正前	修正後
(1) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1) 被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
(略)	(略)
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
(略)	(略)
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
(略)	(略)
３　消火活動	３　消火活動
(略)	(略)
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
(略)	(略)
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
(略)	(略)
２　交通の確保	２　交通の確保
(略)	(略)
３　代替交通手段の確保	３　代替交通手段の確保
(略)	(略)
第４節　関係者等への的確な情報伝達活動	第４節　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者の家族等への情報伝達活動	(1)　被災者の家族等への情報伝達活動
(略)	(略)
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示

修正前	修正後
掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポー	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等

修正前	修正後
タル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　関係者等からの問合せに対する対応	(3)　関係者等からの問合せに対する対応
（略）	（略）
(4) 海外への情報提供	(4) 海外への情報提供
（略）	（略）
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第 11 編　道路災害対策編

修正前	修正後
第 10編　道路災害対策編	第 11編　道路災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　道路交通の安全のための情報の充実	第１節　道路交通の安全のための情報の充実
（略）	（略）
○道路管理者は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに，情報の収集，連絡体制の整備を図る。また異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。	○道路管理者は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，平常時より道路施設等の状況の把握，データベース化に努めるとともに，センサー等のＩＣＴ技術の活用による情報の収集，連絡体制の整備を図る。また異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
第２節　道路施設等の整備	第２節　道路施設等の整備
（略）	（略）
第３節　防災知識の普及	第３節　防災知識の普及
（略）	（略）
第４節　道路災害及び防災に関する研究等の推進	第４節　道路災害及び防災に関する研究等の推進
（略）	（略）
第５節　再発防止対策の実施	第５節　再発防止対策の実施
（略）	（略）
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
（略）	（略）

修正前	修正後
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
○国 及び 地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。	○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，	○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，

修正前	修正後
救急・救助機能の強化を図るものとする。	救助・救急機能の強化を図るものとする。
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
(略)	(略)
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
(略)	(略)
3　緊急輸送活動関係	3　緊急輸送活動関係
(略)	(略)
(新設)	○警察庁及び都道府県警察は，道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。
(略)	(略)
4　危険物等の流出時における防除活動関係	4　危険物等の流出時における防除活動関係
(略)	(略)
5　関係者等への的確な情報伝達活動関係	5　関係者等への的確な情報伝達活動関係
(略)	(略)
6　防災関係機関等の防災訓練の実施	6　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
(略)	(略)
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び道路管理者が訓練を行うに当たっては，災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど	○国，地方公共団体及び道路管理者が訓練を行うに当たっては，災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど

修正前	修正後
様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。。	様々な条件を設定した実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練にも努めるものとする。
（略）	（略）
７　施設，設備の応急復旧活動関係	７　施設，設備の応急復旧活動関係
（略）	（略）
８　災害復旧への備え	８　災害復旧への備え
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　事故情報等の連絡	(1)　事故情報等の連絡
（略）	（略）
○国土交通省は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○国土交通省は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(2)　大規模な災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　大規模な災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

修正前	修正後
（略）	（略）
○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○関係省庁〔国土交通省，警察庁，消防庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府 及び国土交通省（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府 及び国土交通省は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕及び国土交通省に連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，当該情報を官邸〔内閣官房〕，内閣府 及び国土交通省に連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対

修正前	修正後
連絡する。	策本部に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，国土交通省又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
2　通信手段の確保	2　通信手段の確保
（略）	（略）

修正前	修正後
3　道路管理者の活動体制	3　道路管理者の活動体制
(略)	(略)
4　地方公共団体及び公共機関の活動体制	4　地方公共団体及び公共機関の活動体制
(略)	(略)
5　広域的な応援体制	5　広域的な応援体制
(略)	(略)
(新設)	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
(新設)	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
6　国における活動体制	6　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
(略)	(略)
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
(略)	(略)
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとす

修正前	修正後
（略）	る。 （略）
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動	(1)　道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
（略）	（略）
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
２　医療活動	２　医療活動
（略）	（略）
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

修正前	修正後
（略）	（略）
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
（略）	（略）
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
第４節　危険物の流出に対する応急対策	第４節　危険物の流出に対する応急対策
（略）	（略）
第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動
（略）	（略）
○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。	○国土交通省は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等 の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
第６節　関係者等への的確な情報伝達活動	第６節　関係者等への的確な情報伝達活動
１　被災者の家族等への情報伝達活動	１　被災者の家族等への情報伝達活動
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，被災者の安否について家族等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
２　国民への的確な情報の伝達	２　国民への的確な情報の伝達

修正前	修正後
（略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 ３　関係者等からの問合せに対する対応 （略） ４　海外への情報提供 （略） 第３章　災害復旧 （略）	（略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 ３　関係者等からの問合せに対する対応 （略） ４　海外への情報提供 （略） 第３章　災害復旧 （略）

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第12編　原子力災害対策編

修正前	修正後
第11編　原子力災害対策編 ○本編では，原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設），事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに，原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く。）。 （略） ○本編第１章から第３章までの地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については，上記指針において示されている“原子力災害対策を重点的に実施すべき区域”を目安として，その自然的，社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。 （略） 第１章　災害予防 第１節　施設等の安全性の確保 （略）	第12編　原子力災害対策編 ○本編では，原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設，原子炉，貯蔵施設，再処理施設，廃棄施設，使用施設（保安規定を定める施設）の運転，事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに，原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く。）。 （略） ○本編第１章から第３章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については，上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として，その自然的，社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また，国〔内閣府等〕は，地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化を支援するものとする。 （略） 第１章　災害予防 第１節　施設等の安全性の確保 （略）

修正前	修正後
第２節　防災知識の普及 １　防災知識の普及 （略） ○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，住民に対し，緊急時にとるべき行動，避難場所での行動，原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及，啓発を図るものとする。教育機関は，防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） ２　災害時等への配慮 ○国，地方公共団体及び原子力事業者は，防災知識の普及を行うに際し，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦その他の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 （新設） （新設）	第２節　防災知識の普及 １　防災知識の普及 （略） ○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，住民に対し，緊急時にとるべき行動，避難所での行動，原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及，啓発を図るものとする。教育機関は，防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） ２　要配慮者等への配慮 ○国，地方公共団体及び原子力事業者は，防災知識の普及を行うに際し，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦，傷病者，入院患者等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 ３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じ

修正前	修正後
（新設）	て，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。 ○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
３　災害教訓の伝承 ○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	４　災害教訓の伝承 ○国〔内閣府，各省庁，国立国会図書館，国立公文書館等〕及び地方公共団体は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
第３節　原子力防災に関する研究等の推進 ○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，防災に係る見地から，危機管理システム，緊急被ばく医療に関する研究，遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発等を推進するなど，原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお，研究の推進に当たっては，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を図るものとする。	第３節　原子力防災に関する研究等の推進 ○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，防災に係る見地から，危機管理システム，緊急被ばく医療に関する研究，遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発，大気中放射性物質拡散計算の高度化の研究，緊急時モニタリング技術（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の開発等を推進するなど，

修正前	修正後
	原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお，研究の推進に当たっては，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を図るものとする。
（略）	（略）
第４節　再発防止対策の実施	第４節　再発防止対策の実施
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，避難場所，避難施設，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。	○国及び地方公共団体は，避難場所，避難所，備蓄等，防災に関する諸活動の推進に当たり，公共用地，国有財産の有効活用を図るものとする。

修正前	修正後
１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 ○原子力災害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力事業者，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。 （略） ○原子力事業者は，特定事象（以下「原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象」をいう。）発生の通報を確実に行うため，原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに，定期的に検査を行い，維持するものとする。また，	１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 (1)　情報の収集・連絡体制の整備 ○原子力災害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力事業者，市町村，都道府県，国その他防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう，情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。特に，被災市町村から都道府県への被災状況の報告ができない場合や，被災都道府県から国への被災状況の報告ができない場合を想定し，都道府県及び指定行政機関は，都道府県職員が被災市町村の情報収集のため被災地に赴く場合又は指定行政機関の職員がその所掌事務に係る被災都道府県の情報収集のため被災地に赴く場合に，どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を，あらかじめ作成するよう努めるものとする。 （略） ○原子力事業者は，施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり，原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を確実に行うため，原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を

修正前	修正後
排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い，維持するものとする。	整備するとともに，定期的に検査を行い，維持するものとする。また，排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い，維持するものとする。
（略）	（略）
○原子力事業者は，原子力発電所の原子炉等の状態，敷地境界モニタリングポストの測定値，風向・風速等のデータについて，緊急時対策所，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）を運用する独立行政法人原子力安全基盤機構のデータセンターに常時伝送するものとする。	○原子力事業者は，原子力発電所の原子炉等の状態，敷地境界モニタリングポストの測定値，風向・風速等のデータについて，緊急時対策所，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）を運用する独立行政法人原子力安全基盤機構のデータセンターに常時伝送するものとする。なお，独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成 25 年法律第 82 号）により，独立行政法人原子力安全基盤機構は廃止され，原子力規制委員会に統合されることとなるため，当該法律が施行される日より，独立行政法人原子力安全基盤機構の役割は原子力規制委員会へ引き継がれる（以下同じ。）。
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び原子力事業者は，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態	○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び原子力事業者は，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事

修正前	修正後
即応センター（原子力事業者本店等）及び緊急時対策所との間の円滑な情報連絡を確保するため，各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては，地上回線の途絶に備え，衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど，通信の信頼性を確保するものとする。	態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため，各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては，地上回線の途絶に備え，衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど，通信の信頼性を確保するものとする。
○国及び地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。 ○国及び地方公共団体等は，緊急時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用及び管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。	○国，地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用等により，災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合，非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。 ○国，地方公共団体等は，緊急時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用及び管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。
（略）	（略）
(4)　各機関の防災体制の整備	(4)　各機関の防災体制の整備
○原子力事業者は，原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し，原子力災害合同対策協議会への派遣，原子力事業所内外の放射線量の測定その他特定事象に関する状況の把握，原子力災害の発生又は拡大の防止のほか，放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を，原子力事業所の事業形態，規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。	○原子力事業者は，原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し，原子力災害合同対策協議会への派遣，原子力事業所内外の放射線量の測定その他施設敷地緊急事態に関する状況の把握，原子力災害の発生又は拡大の防止のほか，放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を，原子力事業所の事業形態，規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○原子力事業者は，原子力事業所ごとに，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。その際，地域防災計画と整合性を保つ観点から，あらかじめ関係地方公共団体と誠実に協議するものとし，また，関係都道府県の公安委員会とも協議するよう努めるものとする。	○原子力事業者は，原子力事業所ごとに，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。その際，地域防災計画（原子力災害対策編）と整合性を保つ観点から，あらかじめ関係地方公共団体と誠実に協議するものとし，また，関係都道府県の公安委員会とも協議するよう努めるものとする。
（略）	（略）
○原子力災害対策本部事務局の中核を担う原子力規制委員会は，原子力緊急事態における関係者との連絡方法，原子力災害対策本部事務局等の体制，専門家の活用方策，意思決定方法，原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細，現地における対応方策等を定めておくものとする。	○原子力災害対策本部事務局の中核を担う原子力規制委員会は，全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における関係者との連絡方法，原子力災害対策本部事務局等の体制，専門家の活用方策，意思決定方法，原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細，現地における対応方策等を定めておくものとする。
○原子力規制委員会は，庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，ＥＲＳＳ，緊急時迅速放射能影響予測システム（以下「ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム」という。）等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。	○原子力規制委員会は，庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，ＥＲＳＳ，大気中放射性物質拡散計算システム等必要な資機材を備えた十分な広さを有するオペレーションセンターを整備・維持するものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(5)　職員の体制	(5)　職員の体制
（略）	（略）
(6)　複合災害に備えた体制	(6)　複合災害に備えた体制
（略）	（略）
(7)　防災関係機関相互の連携体制	(7)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
（新設）	○市町村は，屋内避難又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難やスクリーニング（居住者，車両，携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について，応援協定の締結を促進するなど，体制の整備を図るものとする。	○地方公共団体は，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難やスクリーニング（居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援について，応援協定の締結を促進するなど，体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実	○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実

修正前	修正後
施すべきものであり，原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力災害会議事務局，原子力規制委員会，関係省庁〕は，原子力事業者における整備状況を踏まえ，実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。	施すべきものであり，原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会，関係省庁〕は，原子力事業者における整備状況を踏まえ，実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。
（略）	（略）
(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制	(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制
（略）	（略）
(9)　緊急事態応急対策等拠点施設の指定，整備	(9)　緊急事態応急対策等拠点施設の指定，整備
（略）	（略）
(10)　緊急時モニタリング体制の整備	(10)　緊急時モニタリング体制の整備
○緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については，原子力規制委員会の統括の下，原子力規制委員会，文部科学省等関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等が実施するものとする。なお，上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。	○緊急時モニタリングについては，原子力規制委員会の統括の下，原子力規制委員会等関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等が実施するものとする。なお，上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。
（略）	（略）
（新設）	○原子力規制委員会は，緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。
○地方公共団体は，緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から，	○地方公共団体は，緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から，

修正前	修正後
国の技術的支援の下，平常時モニタリング（空間放射線量率，水道水，葉菜等の試料）を適切に実施するとともに，原子力災害対策指針等に基づき，地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し，モニタリングポストの整備・維持，モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお，食品のモニタリングについては，緊急時モニタリング計画を策定する際，原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。 ○国〔原子力規制委員会，文部科学省等〕，指定公共機関〔独立法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。 （略） ○原子力事業者は，放射線量の測定及びその他の特定事象に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。 ○原子力事業者は，自ら緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。	国の技術的支援の下，平常時モニタリング（空間放射線量率，大気中の放射性物質の濃度，環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに，原子力災害対策指針等に基づき，地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し，モニタリングポストの整備・維持，モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお，食品のモニタリングについては，緊急時モニタリング計画を策定する際，原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。 ○原子力規制委員会，指定公共機関〔独立法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。 （略） ○原子力事業者は，放射線量の測定及びその他の施設敷地緊急事態に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。 ○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整

修正前	修正後
	備するものとする。
○国〔原子力規制委員会，文部科学省，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。
○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。	○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。
（略）	（略）
(11)　緊急時予測システム	(11)　緊急時予測
○原子力規制委員会，独立行政法人原子力安全基盤機構等は，原子炉施設の状態予測等を迅速に行うＥＲＳＳ及び放射能影響予測を迅速に行うＳＰＥＥＤＩネットワークシステムの一体的運用を行うものとし，平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。	○原子力規制委員会，独立行政法人原子力安全基盤機構等は，大気中放射性物質拡散計算システムの運用を行うものとし，平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行うものとする。
○原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構は，ＥＲＳＳ及びＳＰＥＥＤＩネットワークシステムについて，自然災害等により情報が途絶することがないよう，適切に整備，維持及び管理	○原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構等は，大気中放射性物質拡散計算システムについて，自然災害等により情報が途絶することがないよう，適切に整備，維持及び管理するととも

修正前	修正後
するとともに，対策拠点施設への接続等必要な機能の向上を図るものとする。また，運転・評価要員の非常参集体制の整備を図るものとする。	に，対策拠点施設への接続等必要な機能の向上を図るものとする。また，運転・評価要員の非常参集体制の整備を図るものとする。
（略）	（略）
(12)　公衆の被ばく線量の把握体制の整備	(12)　公衆の被ばく線量の把握体制の整備
○国〔原子力規制委員会，文部科学省，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。	○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，公衆の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ホールボディーカウンター，甲状腺モニター等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。	○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ホールボディーカウンター，甲状腺モニター等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。
(13)　専門家の派遣体制	(13)　専門家の派遣体制
（略）	（略）

修正前	修正後
○地方公共団体は，原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に備え，国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。	○地方公共団体は，原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え，国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。
(14)　公的機関等の業務継続性の確保	(14)　公的機関等の業務継続性の確保
（略）	（略）
２　避難収容及び情報提供活動関係	２　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また，原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）を管轄に含む地方公共団体においても，広域避難計画を策定するものとする。	○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，ＰＡＺ内の地方公共団体（ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また，原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）内の地方公共団体（ＵＰＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。
○地方公共団体は，屋内退避，避難やスクリーニング等の場所・方法について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○地方公共団体は，屋内退避，避難やスクリーニング等の場所・方法について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合

修正前	修正後
	等やむを得ないときは，屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
（略）	（略）
○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する予定されている施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。	○地下街，劇場等の興行場，駅，その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は，避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお，この際，必要に応じ，多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画，訓練とするよう努めるものとする。
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，周辺住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。また，放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。	○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。
（略）	（略）
(2)　避難場所	(2)　避難場所及び避難所

修正前	修正後
○地方公共団体は，地域防災センター，コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に，避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村は，地域防災センター，コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に，避難等を行うため，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお，風向等の気象条件により，避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。
○避難場所の指定に当たっては，風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮する。	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定に当たっては，風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。なお，指定緊急避難場所と指定避難

修正前	修正後
	所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難やスクリーニング等の場所として指定された建築物については，必要に応じ，衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所として指定された建築物については，必要に応じ，衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。	○地方公共団体は，避難所において，貯水槽，井戸，仮設トイレ，マット，簡易ベッド，非常用電源，衛星携帯電話等の通信機器等のほか，空調，洋式トイレなど，要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに，被災者による災害情報の入手に資するテレビ，ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
○地方公共団体は，指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。	○地方公共団体は，指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料，飲料水，常備薬，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定した学校等において，備蓄のためのスペース，通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，避難所として指定した学校等において，備蓄のためのスペース，通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所の運営管	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理

修正前	修正後
理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るもの

修正前	修正後
	とする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(3)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，地方公共団体及び原子力事業者は，特定事象及びこれに至る可能性のある事象（自然災害を含む。以下「警戒事象」という。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。	(4)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係 （略） ○国，地方公共団体及び原子力事業者は，情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度５弱及び震度５強が発生した事態（原子力施設等立地都道府県における震度が６弱以上であった場合を除く）をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。
（略） ○国，指定公共機関及び地方公共団体は，原子力災害の特殊性に鑑み，災害時要援護者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。 （略）	（略） ○国，指定公共機関及び地方公共団体は，原子力災害の特殊性に鑑み，要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。 （略）
３　緊急輸送活動関係 （略） ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行	３　緊急輸送活動関係 （略） ○地方公共団体は，多重化や代替性を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路，港湾，漁港，飛行

修正前	修正後
場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	場等）及び輸送拠点（トラックターミナル，卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また，国及び地方公共団体は，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ，関係機関と協議の上，緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
（略）	（略）
○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連設備について，緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また，都道府県警察は，緊急時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。	○警察庁，地方公共団体等は，信号機，情報板等の道路交通関連設備について，緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また，都道府県警察は，緊急時の交通規制を円滑に行うため，警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
４　救助・救急，医療及び消火活動関係	４　救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の予防服用及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
○救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の	○救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとと

修正前	修正後
教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。	もに，職員の教育訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。
（略）	（略）
○原子力事業者は，被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し，維持・管理して，被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに，原子力施設内での指揮命令，通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り，医療機関，救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体等の関係機関と通報連絡，被ばく患者の搬送，受入れについて緊密な関係を維持するものとする。	○原子力事業者は，汚染・被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し，維持・管理して，被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに，原子力災害時には，原子力事業者による原子力事業所内の緊急被ばく医療施設における医療提供が困難になり得ることから，指揮命令，通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り，医療機関，原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省，救助・救急関係省庁〔警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁〕，地方公共団体等の関係機関と通報連絡，被ばく患者の搬送，受入れ，救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
○国［原子力規制委員会］は，緊急被ばく医療の在り方を検討し，原子力災害対策指針に規定するものとする。国〔原子力規制委員会，文部科学省〕は，地方公共団体と協力し，緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう，厚生労働省と協力をするものとする。	○原子力規制委員会は，地方公共団体と協力し，緊急被ばく医療体制の構築及び緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう，厚生労働省と協力をするものとする。
○日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，地方公共団体及び原	○日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，地方公共団体及び原

修正前	修正後
子力事業者は，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるとともに，内閣府は，地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，厚生労働省〕は，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。	子力事業者は，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるとともに，内閣府は，地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会，内閣府，厚生労働省〕は，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所は，外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し，このネットワークによる情報交換，研究協力，人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。	（削る）
（新設）	○原子力規制委員会，地方公共団体は，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，原子力事業者等と調整の上，原子力災害において，地域ごとに被ばく医療の中核的機能を担うための拠点となる被ばく医療機関を選定するなど，緊急被ばく医療体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○原子力規制委員会，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，原子力災害時の拠点となる被ばく医療機関等の診療状況等の情報を迅速に把握するために，被ばく医療に係る医療情報システムの整備に努め，操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

修正前	修正後
（新設）	○原子力規制委員会は，独立行政法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の地方公共団体等と協力して，原子力災害時に，医療従事者等を現地へ派遣し，被ばく医療に係る医療チームを編成できるよう，体制の整備を行うものとする。
（新設）	○原子力規制委員会は，原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な被ばく医療に係る医療チームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。
（新設）	○都道府県は，被ばく医療に係る医療チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，被ばく医療に係る医療チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。
○地方公共団体は，緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ，実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。	○地方公共団体は，緊急被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ，実効的な緊急被ばく医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。
○地方公共団体は，外来診療に対応する初期及び入院診療に対応する二次被ばく医療体制並びに，そのネットワークについて，医療関係者を積極的に関与させ，構築するように努めるものとする。	○原子力規制委員会及び地方公共団体は，文部科学省及び厚生労働省と協力して，外来診療及び入院診療に対応する各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関並びに一般病院並びにそれら

修正前	修正後
	のネットワークについて，一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ，構築するように努めるものとする。
○国〔原子力規制委員会，文部科学省〕は，厚生労働省と協力して，専門的診療に対応する地域の三次被ばく医療体制を構築するように努めるものとする。	（削る）
○地域の三次被ばく医療機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，広島大学〕は，地方公共団体が構築に努める初期及び二次被ばく医療体制のネットワークと連携し，被ばく患者の搬送・受入れ及び初期及び二次被ばく医療体制への支援に必要なネットワークを整備するものとする。また，関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため，医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所，広島大学及び各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関は，関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため，医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど，原子力事業者と連携し，国及び地方公共団体による緊急被ばく医療体制の整備に協力するものとする。
（新設）	(3)　安定ヨウ素剤の予防服用関係
（新設）	○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう，事前配布の実施，避難経路近傍等における備蓄，緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。
(3)　消火活動関係	(4)　消火活動関係
（略）	（略）
5　防災業務関係者の安全確保関係	5　防災業務関係者の安全確保関係
（略）	（略）

修正前	修正後
６　物資の調達，供給活動関係	６　物資の調達，供給活動関係
（略）	（略）
○国，地方公共団体及び原子力事業者等は，備蓄を行うに当たって，大規模な原子力災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	○国，地方公共団体及び原子力事業者等は，備蓄を行うに当たって，大規模な原子力災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
○経済産業省は，国等が物資の在庫情報等を共有するための環境整備を行うものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。	○国は，大規模な災害が発生し，通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により，被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため，発災直後から一定期間は，要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し，被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとする。
７　海外等からの支援の受入活動関係	７　海外等からの支援の受入活動関係
（略）	（略）
８　防災関係機関等の防災訓練等の実施	８　防災関係機関等の防災訓練等の実施
(1)　訓練計画の策定	(1)　訓練計画の策定

修正前	修正後
（略） ○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には，当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所，実施する時期，共同して訓練を行う主体，特定事象発生の通報，原子力緊急事態の想定，原子力緊急事態宣言，原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。 （略） (2)　訓練の実施 （略） (3)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局〕，地方公共団体，原子力事業者等が訓練を行うに当たっては，大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。 （略）	（略） ○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には，当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所，実施する時期，共同して訓練を行う主体，施設敷地緊急事態発生の通報，全面緊急事態の想定，原子力緊急事態宣言，原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。 （略） (2)　訓練の実施 （略） (3)　実践的な訓練の実施と事後評価 ○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局〕，地方公共団体，原子力事業者等が訓練を行うに当たっては，大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。 （略）

修正前	修正後
(4)　防災業務関係者に対する研修	(4)　防災業務関係者に対する研修
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，ＥＲＳＳやＳＰＥＥＤＩネットワークシステムの機能や重要性，緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。	○国，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時モニタリング及び緊急被ばく医療の必要性，大気中放射性物質拡散計算システムの機能や役割など，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。
（新設）	○原子力規制委員会は，文部科学省及び厚生労働省と協力し，緊急被ばく医療の実施に備え，医療機関等に対し，基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく患者への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。
（略）	（略）
９　災害復旧への備え	９　災害復旧への備え
（略）	（略）
第６節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え	第６節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局〕は，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，	○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局〕は，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同

修正前	修正後
国の職員及び専門家の現地への派遣，対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。	じ。）の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，国の職員及び専門家の現地への派遣，対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立
１　警戒事象発生時の連絡等	１　情報収集事態発生時の連絡等
○原子力防災管理者は，警戒事象発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会に連絡し，原子力規制委員会は，原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに，官邸に職員を派遣するものとする。	○情報収集事態を認知した場合，原子力規制委員会は，原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに，官邸に職員を派遣するものとする。
○原子力規制委員会原子力事故警戒本部は，警戒事象の発生及びその後の状況について，指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。	○原子力規制委員会は，情報収集事態の発生及びその後の状況について，関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。
（新設）	○原子力規制委員会は，ＰＡＺ内及びＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。
（新設）	２　警戒事態発生時の連絡等

修正前	修正後
（新設）	○警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は，原子力規制委員会は，原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに，官邸に職員を派遣するものとする。
（新設）	○原子力規制委員会は，警戒事態の発生及びその後の状況について，関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。
○原子力規制委員会は，ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，災害時要援護者の避難を含む援護体制を構築するよう連絡するものとする。	○原子力規制委員会は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，被害状況に応じた警戒態勢をとるため，施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し，かつ，避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。
（新設）	○原子力規制委員会，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔独立行政法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人放射線医学総合研究所〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準

修正前	修正後
（新設）	備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。 ○原子力規制委員会は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外及びＵＰＺ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
○原子力規制委員会及び原子力事業者は，警戒事象が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。 ○原子力事業者は，警戒事象から通常状態への復旧を図るとともに，原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。	○原子力規制委員会及び原子力事業者は，警戒事態が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。 ○原子力事業者は，警戒事態から通常状態への復旧を図るとともに，原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。
２　特定事象発生時の連絡等 (1)　特定事象発生情報の連絡 ○原子力防災管理者は，特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機	３　施設敷地緊急事態発生時の連絡等 (1)　施設敷地緊急事態発生情報の連絡 ○原子力防災管理者は，施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村

修正前	修正後
関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。	の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。
○地方公共団体は，通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は，原子力防災専門官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ，原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し，その結果を原子力規制委員会及び関係地方公共団体に連絡するものとする。	○地方公共団体は，通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は，原子力防災専門官に連絡するものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ，原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し，その結果を原子力規制委員会及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕，文部科学省，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。また，原子力規制委員会は，ＰＡＺを管轄に含む関係地方公共団体に対し，住民の避難準備を行うよう連絡するものとする。	○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。
（新設）	○原子力規制委員会は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難や，施設敷地緊急事態要避難者以外の

修正前	修正後
（新設）	住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。 ○原子力規制委員会は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
○原子力規制委員会及び原子力事業者は，特定事象が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）及び緊急時対策所を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。	○原子力規制委員会及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。
○原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，特定事象発生後，直ちに現場の状況等を確認し，その結果を 指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。	○原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，施設敷地緊急事態発生後，直ちに現場の状況等を確認し，その結果を 関係省庁及び関係地方公共団体 に連絡するものとする。
（略）	（略）
○所在都道府県及び関係周辺都道府県は，原子力事業者及び原子	○所在都道府県及び関係周辺都道府県は，原子力事業者及び原子

修正前	修正後
力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について，周辺市町村に連絡するものとする。 ○地方公共団体は，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 (2)　特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 ○原子力規制委員会は，原子力防災管理者から特定事象発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会原子力事故対策本部及び原子力規制委員会原子力事故現地対策本部を設置するものとし，また，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。 ○原子力規制委員会，地方公共団体及び原子力事業者は，特定事象が発生した場合，直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所，後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会，環境省〕は，環境副大臣（又は環境大臣政務官）及び原子力地域安全総括官を対策拠点施設に，原子力	力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について，関係周辺市町村に連絡するものとする。 ○地方公共団体は，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 (2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡 ○原子力規制委員会は，原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会原子力事故対策本部及び原子力規制委員会原子力事故現地対策本部を設置するものとし，また，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。 ○原子力規制委員会，地方公共団体及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所，後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。 ○国〔原子力規制委員会，環境省〕は，環境副大臣（又は環境大臣政務官）及び原子力地域安全総括官を対策拠点施設に，原子力

修正前	修正後
規制庁緊急事態対策監に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委	規制庁緊急事態対策監等の職員に加え，必要に応じ，原子力規制
員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。 （略） ○原子力事業者は，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に施設の状況，原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は，連絡を受けた場合，現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。 ○原子力規制委員会は，官邸〔内閣官房〕，内閣府，文部科学省，関係省庁，関係地方公共団体等との間において，原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動状	委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。 （略） ○原子力事業者は，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に施設の状況，原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は，連絡を受けた場合，現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。 ○原子力規制委員会は，官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁，関係地方公共団体等との間において，原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動状況等を随時

修正前	修正後
況等を随時連絡するなど，相互の連絡を密にするものとする。 （略） ○所在都道府県，関係周辺都道府県は，周辺市町村との間において，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。	連絡するなど，相互の連絡を密にするものとする。 （略） ○所在都道府県，関係周辺都道府県は，関係周辺市町村との間において，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。
○地方公共団体は，指定地方公共機関との間において，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。 （略） ３　原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡） （新設）	○地方公共団体は，指定地方公共機関との間において，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。 （略） ４　全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡） ○原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公

修正前	修正後
○原子力規制委員会は，原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに 指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い，関係省庁は官邸，緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。	共団体からのものに限るものとする。 ○原子力規制委員会は，全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い，関係省庁は官邸，緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。
（略） ○原子力防災専門官は，対策拠点施設において，必要な情報の収集を行うとともに，原子力事業者，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体，関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 （略） ○原子力規制委員会は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，Ｊ－ＡＬＥＲＴ等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を周辺市町村に連絡するものとする。） ４　特定事象発生及び原子力緊急事態宣言後における情報収集活動 (1)　緊急時モニタリング （新設）	（略） ○原子力防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，対策拠点施設において，必要な情報の収集を行うとともに，原子力事業者，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体，関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。 （略） ○原子力規制委員会は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール，Ｊ－ＡＬＥＲＴ等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。） ５　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動 (1)　緊急時モニタリング ○原子力規制委員会は，地方公共団体の協力を得て，緊急時モニ

修正前	修正後
（略） ○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時モニタリング実施計画に基づき，初動段階の緊急時モニタリングを実施するものとする。	タリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。 （略） ○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政
○地方公共団体は，原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合には，平常時モニタリング（空間放射線量率，水道水，葉菜等の試料）を強化するとともに，原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により，緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行うものとする。 ○原子力規制委員会は，原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜 改定 するものとする。 ○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機	法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。海上保安庁等は，その支援を行うものとする。 （削る） ○原子力規制委員会は，原子力災害対策指針及び初動段階の緊急時モニタリングの結果及び緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜 改訂 するものとする。 （削る）

修正前	修正後
構〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。 ○原子力災害対策本部は，原子力緊急事態宣言後，緊急時モニタリング実施計画を適宜 改定 し，関係機関に対して必要な指示及び	○原子力災害対策本部は，原子力緊急事態宣言後，緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施
調整を行うとともに，地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して，要請に基づき必要な支援を行うものとする。また，原子力災害対策本部は，初動対応後，必要に応じ，関係省庁，関係地方公共団体，原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し，緊急時モニタリング実施計画を適宜 改定 するものとする。 ○文部科学省及びその関係機関は，緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき，緊急時モニタリングを実施するものとする。文部科学省は，その結果を取りまとめ，原子力災害対策本部に送付するものとする。 ○文部科学省及びその関係機関以外の関係省庁及び関係機関は，	計画を適宜 改訂 し，関係機関に対して必要な指示及び調整を行うとともに，地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して，要請に基づき必要な支援を行うものとする。また，原子力災害対策 本部は，初動対応後，必要に応じ，関係省庁，関係地方公共団体，原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し，緊急時モニタリング実施計画を適宜 改訂 するものとする。 ○緊急時モニタリングセンターは，緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき，緊急時モニタリングを実施するものとする。また，緊急時モニタリングセンターは，緊急時モニタリング結果の妥当性を判断した後，その結果を取りまとめ，原子力災害対策本部に送付するものとする。 （削る）

修正前	修正後
緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき，行政目的に沿った緊急時モニタリングを実施し，その結果を取りまとめ，原子力災害対策本部に送付するものとする。なお，上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。 ○地方公共団体は，原子力災害対策本部の総合調整の下，緊急時モニタリングを実施するものとする。また，その結果を取りまとめ，原子力災害対策本部に送付するとともに，関係省庁が取りまとめる対象・地域等に係る緊急時モニタリングの結果については当該省庁にも送付するものとする。	（削る）
○原子力事業者は，特定事象発生の通報を行った後においても，敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し，施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を 原子力規制委員会及び関係地方公共団体に 定期的に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては，原子力災害対策本部に連絡するものとする。	○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても，敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し，施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を 緊急時モニタリングセンターで定期的に共有するものとする。
○緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を周辺市町村に連絡するものとする。	○緊急時モニタリングセンターは，緊急時モニタリングの結果等を周辺市町村に連絡するものとする。
○原子力規制委員会は，原子力事業者から連絡された施設からの放射性物質等の放出状況並びに関係省庁及び地方公共団体によ	○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリング

修正前	修正後
る緊急時モニタリングの結果等を，関係省庁の支援を得てとりまとめ，官邸〔内閣官房〕，指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。原子力緊急事態宣言発出後においては，原子力災害対策本部がとりまとめ，原子力災害現地対策本部及び緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部に連絡するものとする。	の結果等を，関係省庁の支援を得てとりまとめ，官邸〔内閣官房〕，指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
○原子力規制委員会は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，公表するものとする。指定行政機関，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。	○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，公表するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。
○原子力規制委員会は，外国政府等から，外務省を通じ，又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合，速やかに，関係省庁と共有するとともに，提供元に公表の可否を確認した上で，公表する。	○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，外国政府等から，外務省を通じ，又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合，速やかに，関係省庁と共有するとともに，提供元に公表の可否を確認した上で，公表するものとする。
○外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には，外務省は，原子力規制委員会に伝達する。原子力規制委員会は，外務省その他の関係省庁と協議の上，適当と判断する場合には，外務省を通じてそれらの情報を提供し，又は必要な調整を行う。	○外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には，外務省は，原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は，外務省その他の関係省庁と協議の上，適当と判断する場合には，外務省を通じてそれらの情報を提供し，又は必要な調整を行うもの

修正前	修正後
（略） ○国〔原子力規制委員会，文部科学省，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援するものとする。 ○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視	とする。 （略） ○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援するものとする。 ○海上保安庁は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視
船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，必要な支援をするものとする。 (2) 緊急時予測システム ○原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構は，特定事象発生の通報を受けた場合，直ちにＥＲＳＳを操作して，原子力施設の状態等を把握するとともに，原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ，その後の状態変化について予測するものとする。また，その予測結果を原子力災害対策本部内で共有するとともに，対策拠点施設に伝送するものとする。 ○原子力規制委員会は，特定事象発生の通報を受けた場合，直ちにＳＰＥＥＤＩネットワークシステムを緊急時モードとして，単位量放出を仮定した 予測 計算を定時に行うことに加え，ＥＲＳＳからの放出源情報が得られ次第，当該情報に基づく予測計算も	船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするものとする。 (2) 緊急時予測 ○原子力規制委員会及び独立行政法人原子力安全基盤機構は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，原子力施設の状態等を把握するとともに，原子力事業者からの放出見通し等の情報を踏まえ，その後の状態変化について予測するものとする。また，その予測結果を原子力災害対策本部内で共有するとともに，対策拠点施設に伝送するものとする。 ○原子力規制委員会は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，実施すべき防護対策を検討する際の参考とするため，直ちに，単位量放出を仮定した大気中放射性物質拡散計算を行い，予測結果を官邸〔内閣官房〕，対策拠点施設及び関係都道府県の端末に

修正前	修正後
あわせて行い，官邸〔内閣官房〕，対策拠点施設及び関係都道府県の端末に転送するとともに，迅速な応急対策の実施に資するため，予測結果を内閣府を通じ，関係省庁に連絡するものとする。また，放出源情報に基づく予測が出来ない場合には，一定の仮定を設けた予測計算を行い，その結果を関係都道府県及び関係省庁に連絡する。	送付するとともに，迅速な応急対策の実施に資するため，関係省庁に連絡するものとする。また，同様に関係機関に連絡するものとする。
○気象庁は，特定事象発生の通報を受けた場合，放射能影響の早期把握に必要な気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。	○気象庁は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，放射能影響の早期把握に必要な気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。
○原子力規制委員会は，緊急時モニタリング，ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム，ＥＲＳＳ等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに，ホームページ等において公開するものとする。	○原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリング，大気中放射性物質拡散計算等の結果が得られ次第速やかに記者会見等において公表するとともに，ホームページ等において公開するものとする。
(3)　緊急時の公衆の被ばく線量の把握	(3)　緊急時の公衆の被ばく線量の把握
○国〔原子力規制委員会，環境省〕，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに，速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調	○国〔原子力規制委員会，環境省〕，指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を，一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの

修正前	修正後
査を行うものとする。 (4)　通信手段の確保 　(略) 5　原子力事業者の活動体制 ○原子力事業者は，特定事象発生の通報を行った場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，事故対策本部の設置，緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必	把握を行うとともに，速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。 (4)　通信手段の確保 　(略) 6　原子力事業者の活動体制 ○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，事故対策本部の設置，緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立
要な体制をとるものとする。 ○原子力事業者は，特定事象発生の通報を行った場合，直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い，その概要等を，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に連絡するものとする。 ○原子力事業者は，特定事象発生の通報を行った場合，緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。 　(略) 6　指定行政機関等の活動体制 (1)　特定事象への対応	ち上げ等必要な体制をとるものとする。 ○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い，その概要等を，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に連絡するものとする。 ○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，緊急事態応急対策のための原子力レスキュー部隊の招集を行うものとする。 　(略) 7　指定行政機関等の活動体制 (1)　施設敷地緊急事態への対応

修正前	修正後
一　原子力防災専門官の対応 ○原子力防災専門官は，特定事象発生の通報を受けた場合，国の専門職員が到着するまでの間，実質的な現地における国の責任者として，必要な情報の収集，地方公共団体の応急対策に対する助言，その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。 二　専門家の派遣 ○原子力規制委員会は，発生した特定事象の状況等を把握し，応急対策の迅速かつ的確な準備，事故原因の究明等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。 三　官邸対策室の設置 ○内閣官房は，特定事象発生の通報を受けた場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。 四　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○内閣官房は，特定事象発生後，原子力緊急事態宣言までの間，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。 （略）	一　原子力防災専門官の対応 ○原子力防災専門官は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，国の専門職員が到着するまでの間，実質的な現地における国の責任者として，必要な情報の収集，地方公共団体の応急対策に対する助言，その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。 二　専門家の派遣 ○原子力規制委員会は，発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し，応急対策の迅速かつ的確な準備，事故原因の究明等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。 三　官邸対策室の設置 ○内閣官房は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。 四　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 ○内閣官房は，施設敷地緊急事態発生後，原子力緊急事態宣言までの間，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。 （略）

修正前	修正後
五　関係省庁事故対策連絡会議の開催 ○原子力規制委員会は，特定事象発生の通報を受けた場合，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。特定事象のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後，又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は，同会議において，関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。 六　現地事故対策連絡会議の開催	五　関係省庁事故対策連絡会議の開催 ○原子力規制委員会は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後，又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は，同会議において，関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。 六　現地事故対策連絡会議の開催
（略） 七　指定行政機関等の対応 ○指定行政機関は，特定事象発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 ○指定行政機関は，特定事象発生の通報を受けた場合，機関相互間，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 （略） (2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応 一　原子力災害対策本部の設置	（略） 七　指定行政機関等の対応 ○指定行政機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 ○指定行政機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，機関相互間，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 （略） (2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応 一　原子力災害対策本部の設置

修正前	修正後
○原子力規制委員会は，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第１５条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，ＳＰＥＥＤＩネットワークシステムで得られた予測 結果や緊急時モニタリング の結果 を提出するものとする。	○原子力規制委員会は，全面緊急事態に至ったことにより，原災法第１５条に基づき，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し，官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第１５条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，予測を含めた気象情報，大気中放射性物質拡散計算システムで得られた大気中放射性物質拡散 計算 の結果等を提出するものとする。
○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては，内閣府は，速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い，原子力規制委員会は，内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。 ○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出し，原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ，応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。 （略） ○原子力規制委員会は，オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原子力規制委員会委員及び緊急事態対策監を派	○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては，内閣府は，速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い，原子力規制委員会は，内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。 ○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出し，原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ，応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。 （略） ○原子力規制委員会は，オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに緊急事態対策監等の職員に加え，必要に応じ，原

修正前	修正後
遣するものとする。 二　原子力災害対策の総合調整 （略） 三　原子力災害現地対策本部の設置 （略） ○原子力災害合同対策協議会の構成員，運営方法，緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については，あらかじめ地域ごとに国，地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。原子力災害合同対策協議会の場において，緊急時の現地における対応方針を定める少人数のグループをあらかじめ定めておくものとする。	子力規制委員会委員を派遣するものとする。 二　原子力災害対策の総合調整 （略） 三　原子力災害現地対策本部の設置 （略） ○原子力災害合同対策協議会の構成員，運営方法，緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については，あらかじめ地域ごとに国，地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。
（略） 四　原子力事業者の応急措置の監督等 （略） ７　自衛隊等の原子力災害派遣等 （略） ８　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，特定事象発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，国との緊密な連携を図りつつ，必要に応じ，原子力災害対策のための警戒態勢をとるものとする。	（略） 四　原子力事業者の応急措置の監督等 （略） ８　自衛隊等の原子力災害派遣等 （略） ９　地方公共団体の活動体制 ○地方公共団体は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，国との緊密な連携を図りつつ，必要に応じ，原子力災害対策のための警戒態勢をとるものとする。

修正前	修正後
○関係地方公共団体は，特定事象発生の通報を受けた場合，必要に応じ，国に対し専門家の派遣を要請するとともに，他の地方公共団体，原子力事業者等に装備，資機材，人員等の応援を求めるものとする。また，要請を受けた地方公共団体，原子力事業者等は，あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。 （略） ９　指定公共機関等の活動体制 （略） ○指定公共機関は，特定事象発生の通報を受けた場合，速やかに，	○関係地方公共団体は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，必要に応じ，国に対し専門家の派遣を要請するとともに，他の地方公共団体，原子力事業者等に装備，資機材，人員等の応援を求めるものとする。また，要請を受けた地方公共団体，原子力事業者等は，あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。 （略） １０　指定公共機関等の活動体制 （略） ○指定公共機関は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，
職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。 （略） １０　その他 (1)　防災業務関係者の安全確保 （略） (2)　他の災害対策本部等との連携 （略） 第２節　屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動 １　屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施	速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。 （略） １１　その他 (1)　防災業務関係者の安全確保 （略） (2)　他の災害対策本部等との連携 （略） 第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動 １　避難，屋内退避等の防護措置の実施

修正前	修正後
○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出するとともに，人命の安全を第一に，ＰＡＺを管轄に含む関係地方公共団体に対し速やかに避難指示を行うものとする。さらに，緊急時モニタリングの実測値やＳＰＥＥＤＩネットワークシステムによる放射能影響予測等を参考に，原子力災害対策指針を踏まえ，地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示，安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について，指導，助言又は指示するものとする。その後，原子力災害対策本部長は，緊急事態の状況に応じ，必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。	○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出するとともに，人命の安全を第一に，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避の実施やＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先，輸送手段，スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや，ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。
（新設）	○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急事態の状況により，ＯＩＬに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難，一時移転等

修正前	修正後
	の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。その際，予測を含めた気象状況や大気中放射性物質拡散計算等を参考にするものとする。
○指示案を伝達された関係地方公共団体の長は，当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。	○原子力災害対策本部が指示を行うに当たって，原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は，当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
○地方公共団体は，内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告，指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。	○地方公共団体は，内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの勧告，指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお，地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合
	等やむを得ないときは，居住者等に対し，屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
（新設）	○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，原子力災害対策本部による助言以外にも，避難指示又は避難勧告の対象地域，判断時期等について助言するものとする。
○地方公共団体は，避難のための立ち退きの勧告，指示等を行った場合は，住民の避難状況を確認するとともに，その勧告，指示等の内容及び避難状況について，現地対策本部等に対して情報提供するものとする。	○市町村は，屋内避難又は避難のための立退きの勧告，指示等を行った場合は，住民の避難状況を確認するとともに，その勧告，指示等の内容及び避難状況について，現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

修正前	修正後
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
（略）	（略）
○原子力災害対策本部は，原子力事業所等における事故の状況，緊急時モニタリングの結果，ＳＰＥＥＤＩネットワークシステムによる放射能影響 予測 を勘案し，関係地方公共団体に対し，機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに，報道機関に対し速やかに公表するものとする。また，必要に応じて避難区域を見直すなど，中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。	○原子力災害対策本部は，原子力事業所等における事故の状況，緊急時モニタリングの結果を勘案し，予測を含めた気象情報や大気中放射性物質拡散 計算 を参考にして，関係地方公共団体に対し，機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに，報道機関に対し速やかに公表するものとする。また，必要に応じて，原子力災害対策指針に基づき，避難区域を見直すなど，中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。
（略）	（略）
２　避難場所等	２　避難所等
(1)　避難場所等の開設	(1)　避難所等の開設

修正前	修正後
○地方公共団体は，緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難場所等として開設するものとする。さらに，高齢者等の災害時要援護者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど，多様な避難場所の確保に努めるものとする。 (2)　避難場所等の運営管理 ○地方公共団体は，各避難場所等の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所等における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，スクリーニングの実施，清	○地方公共団体は，緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。 (2)　避難所等の運営管理 ○地方公共団体は，各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所等における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，スクリーニングの実施，清掃等
掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また，市町村等は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス	については，避難者，住民，自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また，市町村等は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。 ○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事

修正前	修正後
事業者等は，災害時要援護者の居場所や安否確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難場所における生活環境が，常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難場所における家庭動物のためのスペースの確保	業者等は，要配慮者の居場所や安否確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。 ○地方公共団体は，避難所における生活環境が，常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確
に努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難場所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全	保に努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難所の運営における女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布，避難所における安全性の確保など，女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 （略） ○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全

修正前	修正後
な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所の早期解消に努めることを基本とする。	な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。
３　安定ヨウ素剤の予防服用	３　安定ヨウ素剤の予防服用
（新設）	○安定ヨウ素剤の予防服用については，原則として原子力規制委員会が必要性を判断し，その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について，速やかに地方公共団体に伝達するものとする。
○地方公共団体は，原子力災害対策指針を踏まえ，安定ヨウ素剤の予防服用の効果，服用対象者，禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに，安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。	○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。
○原子力災害対策本部は，緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を踏まえ，安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは，該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機，服用の方法，医師・薬剤師の確保等について，方針を決	○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として，避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また，緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは，原子力災害対策本部は，

修正前	修正後
定し，関係地方公共団体に連絡するものとする。	該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機，服用の方法，医師・薬剤師の確保等について，方針を決定し，関係地方公共団体に連絡するものとする。
○地方公共団体は，原子力災害対策指針を踏まえ，国が決定した方針に従い，又は独自の判断により，安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機及び服用の方法の指示，医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。	○地方公共団体は，事態の進展が急速な場合であって，原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは，原子力災害対策指針を踏まえ，独自の判断により，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機及び服用の方法の指示，医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。
（略） ４　避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施	（略） ４　避難の際の住民等に対するスクリーニングの実施
○原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し，地方公共団体に連絡するものとする。 ○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔独立行政法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等が避難区域等から避難した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。	○原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，スクリーニング及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。 ○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔独立行政法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等が避難区域等から避難した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたＯＩＬ

修正前	修正後
	に基づく除染を行うものとする。
５　広域一時滞在 ○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要請を待ついとまがないときは，市町村の要請を待たないで，広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。	５　広域一時滞在 ○被災市町村は，災害の規模，被災者の避難，収容状況，避難の長期化等に鑑み，被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所，応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において，同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し，他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 ○都道府県は，市町村から協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要請を待ついとまがないときは，市町村の要請を待たないで，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。
（略） （新設）	（略） ○国は，市町村及び当該市町村を包括する都道府県が，被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は，広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって，国が，広域一時滞在の

修正前	修正後
	ための協議を行うものとする。
○市町村は，避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 （略） ６　災害時要援護者への配慮 ○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難誘導，避難場所での生活に関しては，災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させな	○市町村は，避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 （略） ６　要配慮者への配慮 ○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。 ○地方公共団体は，避難誘導，避難所での生活に関しては，要配
いこと等に十分配慮し，避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ７　飲食物の出荷制限，摂取制限等 ○国は，必要に応じて，放射性物質による汚染状況の調査を地方公共団体に要請し，その状況に応じ，原子力災害対策指針の指標や，食品衛生法上の基準値を踏まえ，飲食物の出荷制限，摂取制	慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。 ７　飲食物の出荷制限，摂取制限等 ○放射性物質が放出された後に，国は，ＯＩＬに基づき，一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示するものとする。また，国は，ＯＩＬに基

修正前	修正後
限等について関係機関に要請するものとする。	づき，緊急時モニタリングの結果に応じて，飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し，都道府県における検査計画の策定・検査実施，飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するものとし，状況に応じて，摂取制限も措置するものとする。
（略）	（略）
８　関係者等への的確な情報伝達活動	８　関係者等への的確な情報伝達活動
（略）	（略）
(1)　周辺住民等への情報伝達活動	(1)　周辺住民等への情報伝達活動
○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状	○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状

修正前	修正後
況，各々の機関が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに災害時要援護者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また，原子力災害対策本部，現地対策本部等は，特に，原子力災害の状況のうち，原子力事業所等の事故の状況，緊急時モニタリングの結果，ＳＰＥＥＤＩネットワークシステムによる放射能影響 予測 等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。 ○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） (2)　国民への的確な情報の伝達 ○原子力規制委員会及び原子力事業者は，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行う	況，各々の機関が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また，原子力災害対策本部，現地対策本部等は，特に，原子力災害の状況のうち，原子力事業所等の事故の状況，緊急時モニタリングの結果，予測を含めた気象情報，大気中拡散 計算 等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。 ○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることに鑑み，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 （略） (2)　国民への的確な情報の伝達 ○原子力規制委員会及び原子力事業者は，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行う

修正前	修正後
ものとする。なお，その際，民心の安定並びに災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。	ものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。
（略）	（略）
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
（略）	（略）
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　外国政府等への情報提供・収集体制の強化	(4)　外国政府等への情報提供・収集体制の強化
（略）	（略）
第３節　原子力被災者の生活支援活動	第３節　原子力被災者の生活支援活動
○原子力被災者生活支援チームは，原子力施設における放射性物	○原子力被災者生活支援チームは，原子力施設における放射性物

修正前	修正後
質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において，関係省庁，指定公共機関等の協力を得ながら，地方公共団体，原子力事業者，関係団体等との調整を行い，以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお，関係省庁は，事故対応の進捗の状況に応じて，各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。	質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において，関係省庁，指定公共機関等の協力を得ながら，地方公共団体，原子力事業者，関係団体等との調整を行い，以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお，関係省庁は，事故対応の進捗の状況に応じて，各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。
（略）	（略）
・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限・出荷制限（厚生労働省，農林水産省等）	・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の出荷制限・摂取制限（厚生労働省，農林水産省等）
（略）	（略）
・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省，原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省）	・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省，原子力規制委員会，厚生労働省）
第４節　犯罪の予防等社会秩序の維持	第４節　犯罪の予防等社会秩序の維持
（略）	（略）
○警察機関，消防機関，道路管理者，鉄道事業者及び海上保安部署は，警戒区域の設定や避難のための立ち退きのための勧告，指示等を行った区域について，勧告，指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。	○警察機関，消防機関，道路管理者，鉄道事業者及び海上保安部署は，警戒区域の設定や避難のための立退きのための勧告，指示等を行った区域について，勧告，指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。
第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

修正前	修正後
1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略） 2　交通の確保 （略） 3　緊急輸送関係省庁の輸送支援 （略） 第６節　救助・救急，医療及び消火活動 1　救助・救急活動 (1)　国，地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動 （略） ○原子力事業者は，被ばく患者を医療機関に搬送する際，汚染の状況を確認し，傷病の状態を勘案して，できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で，放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し，線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし，放射線管理要員がやむを得ず，患者に随行できない場合には，事故の状況，患者の被ばく・汚染状況を説明し，汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。 ○地方公共団体は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部，他の地方公共団体，原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。	1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針 （略） 2　交通の確保 （略） 3　緊急輸送関係省庁の輸送支援 （略） 第６節　救助・救急，医療及び消火活動 1　救助・救急活動 (1)　国，地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動 （略） ○原子力事業者は，汚染・被ばく患者を被ばく医療機関に搬送する際，汚染の状況を確認し，傷病の状態を勘案して，できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で，放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し，線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし，放射線管理要員がやむを得ず，患者に随行できない場合には，事故の状況，患者の被ばく・汚染状況を説明し，汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。 ○地方公共団体は，汚染・被ばく患者となる住民等の被ばく医療機関への搬送等の救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部，他の地方公共団体，原

修正前	修正後
	子力事業者等に対して応援を要請するものとする。
○地方公共団体は，被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて，速やかに，放射性物質による汚染のないことを確認し，その結果を公表するとともに，その医療機関や原子力事業者と協力し，情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。	○地方公共団体は，汚染・被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて，速やかに，当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し，その結果を公表するとともに，その医療機関や原子力事業者と協力し，情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。
（略）	（略）
○国土交通省及び高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社及び地方公共団体は，高速道路のサービスエリア，道の駅等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(2)　資機材の調達等	(2)　資機材の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
（新設）	(1)　被災地域内の医療機関による医療活動
（新設）	○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は，原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ，拠点となる被ばく医療機関を中心として医療活動を行うものとする。その際，災害拠点病院やＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。
（新設）	○各地域の中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関は，状況に応じ，被ばく医療に係る医療チームを派遣するよう努めるも

修正前	修正後
	のとする。
（新設）	○国，地方公共団体及び拠点となる被ばく医療機関は，被ばく医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。
(1)　緊急被ばく 医療派遣チーム の派遣	(2)　被ばく医療に係る医療チームの派遣等
○国〔原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省〕は，必要に応じ，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。	（削る）
（新設）	○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに拠点被ばく医療機関又は原子力災害現地対策本部に対し，被ばく医療に係る医療チームの派遣について要請するものとする。
（新設）	○原子力規制委員会，独立行政法人放射線医学総合研究所及び被災地域外の地方公共団体等は，医師を確保し，被ばく医療に係る医療チームを編成し，派遣するものとする。
（新設）	○被ばく医療に係る医療チームを編成した拠点となる被ばく医療機関は，原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努めるものとする。
（新設）	○被災地域を含む都道府県は，その区域内又は近隣都道府県からの被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（被ばく医療機関，救護所，広域搬送拠

修正前	修正後
	点等）の確保を図るものとする。
（新設）	○原子力災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，広域的な見地から，被ばく医療に係る医療チーム等の派遣に係る総合調整を行うものとする。
（新設）	○緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，被ばく医療に係る医療チームの緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。
(2)　緊急被ばく医療の実施	(3)　緊急被ばく医療の実施
○都道府県は，応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し，緊急被ばく医療活動を行うものとする。	○都道府県は，応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し，緊急被ばく医療活動を行うものとする。
○独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは，都道府県の災害対策本部の下で，被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
○独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院は，原子力災害対策本部を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員	○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は，原子力災害対策本部を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員を現

修正前	修正後
を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。	地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。
○独立行政法人放射線医学総合研究所，被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は，初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関 等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院は，放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。	○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。
○放射線障害専門病院等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。
○消防庁は，被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について，都道府県の災害対策本部，現地対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。	○消防庁は，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，都道府県の災害対策本部，現地対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。
○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。	○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可

修正前	修正後
	能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。
3　消火活動 （略） 4　惨事ストレス対策 （略）	3　消火活動 （略） 4　惨事ストレス対策 （略）
第 7 節　物資の調達，供給活動	第 7 節　物資の調達，供給活動
○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配が行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で必要とされる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，災害時要援護者のニーズや，男女のニーズの違い等に配慮するものとする。	○被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配が行えるよう，関係機関は，その備蓄する物資・資機材の供給に関し，相互に協力するよう努めるとともに，以下に掲げる方針のとおり活動する。なお，被災地で必要とされる物資は，時間の経過とともに変化することを踏まえ，時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また，夏季には扇風機等，冬季には暖房器具，燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに，要配慮者のニーズや，男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
(1)　原子力災害対策本部による調整等 （略）	(1)　原子力災害対策本部による調整等 （略）
(2)　地方公共団体による物資の調達・供給 （略）	(2)　地方公共団体による物資の調達・供給 （略）
○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公	○被災都道府県は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公

修正前	修正後
共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 ○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 (3)　国による物資の調達・供給 （略） ○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 ○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 （略）	共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 ○被災都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 (3)　国による物資の調達・供給 （略） ○国は，災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。 ○国は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。 （略）

修正前	修正後
○農林水産省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。	○農林水産省は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。
（略）	（略）
（新設）	○消防庁は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係行政機関の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。	○資源エネルギー庁は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係行政機関及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。
(4)　運送事業者である公共機関の活動	(4)　運送事業者である公共機関の活動
（略）	（略）
第８節　保健衛生に関する活動	第８節　保健衛生に関する活動
○厚生労働省及び地方公共団体は，特に避難場所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置	○厚生労働省及び地方公共団体は，特に避難所においては，生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため，常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに，被災者の健康状態を十分把握し，必要に応じ救護所等の設置や心

修正前	修正後
や心のケアを含めた対策を行うものとする。	のケアを含めた対策を行うものとする。
○特に，高齢者，障害者，子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。	○特に，要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，必要に応じ福祉施設等での受入れ，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	○地方公共団体は，避難所の生活環境を確保するため，必要に応じ，仮設トイレを早期に設置するとともに，被災地の衛生状態の保持のため，清掃，し尿処理，生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
○厚生労働省は，必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。	○厚生労働省及び環境省は，必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき，他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。
第９節　自発的支援の受入れ	第９節　自発的支援の受入れ
（略）	（略）
１　ボランティアの受入れ	１　ボランティアの受入れ
（略）	（略）
２　国民等からの義援物資の受入れ	２　国民等からの義援物資の受入れ
(1)　義援物資の受入れ	(1)　義援物資の受入れ
（略）	（略）
３　海外等からの支援の受入れ	３　海外等からの支援の受入れ

修正前	修正後
（略）	（略）
第 10 節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策	第 10 節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策
（略）	（略）
○原子力規制委員会は，原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項について，指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。	（削る）
○指定行政機関は，原子力規制委員会から連絡を受けた事項について，指定公共機関に連絡するものとする。	（削る）
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。	○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関 に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された独立行政法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。
（新設）	○関係省庁は，国〔原子力規制委員会，国土交通省〕から連絡を

修正前	修正後
	受けた事項について，指定公共機関に連絡するものとする。
（略）	（略）
第３章　災害復旧	第３章　災害復旧
第１節　原子力緊急事態解除宣言等	第１節　原子力緊急事態解除宣言等
（略）	（略）
○地方公共団体は，原子力緊急事態解除宣言後，関係機関及び原子力事業者と協力して放射線モニタリングを行い，その結果を速やかに公表するものとする。	○原子力緊急事態解除宣言後，原子力規制員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き，原子力規制委員会の統括の下で，関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者は，協力して放射線モニタリングを行い，その結果を速やかに公表するものとする。
（略）	（略）
第２節　原子力災害事後対策	第２節　原子力災害事後対策
（略）	（略）
○国〔原子力規制委員会，文部科学省等〕は，原子力緊急事態解除宣言後において，地方公共団体及び原子力事業者の協力の下，継続的に緊急時モニタリングを実施し，その後，平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。	○国〔原子力規制委員会等〕，地方公共団体及び原子力事業者は，原子力緊急事態解除宣言後において，継続的に緊急時モニタリングを実施し，その後，地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。
（略）	（略）
○国〔環境省，原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，文部科学省，厚生労働省と連携し，原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体	○国〔環境省，原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，厚生労働省と連携し，原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備する

修正前	修正後
制を整備するものとする。 ○国は，原子力事業所の周辺地域で生産された農林漁業，地場産業の産品等について，市場における価格，取扱状況等の調査を実施するものとする。また，科学的根拠に基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため，必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。 ○国及び地方公共団体は，科学的根拠に基づく農林漁業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行うものとする。また，原子力災害を受けて，諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合，必要に応じ，放射性物質調査の結果，出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し，輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。 （略） ○厚生労働省は，被災地域の復旧・復興事業における労働災害，放射線障害，粉じん障害等の職業性疾病等を 防止するため，新規就労者に対する安全衛生教育の実施，工事現場の巡回指導，石綿除去工事等における健康障害防止対策，労働災害防止活動に関する相談窓口の設置 等の 安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） 第３節　被災者等の生活再建等の支援	ものとする。 ○国は，原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業，地場産業の産品等について，市場における価格，取扱状況等の調査を実施するものとする。また，科学的根拠に基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため，必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。 ○国及び地方公共団体は，科学的根拠に基づく農林水産業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行うものとする。また，原子力災害を受けて，諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合，必要に応じ，放射性物質調査の結果，出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し，輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。 （略） ○厚生労働省は，原子力施設の復旧等作業や除染作業など 被災地域の復旧・復興事業における労働災害，放射線障害の防止 を始めとした安全衛生対策を推進 するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。 （略） 第３節　被災者等の生活再建等の支援

修正前	修正後
（略）	（略）
第４節　原子力災害対策本部の廃止	第４節　原子力災害対策本部の廃止
（略）	（略）
第４章　原子力艦の原子力災害	第４章　原子力艦の原子力災害
（略）	（略）
第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡	１　災害情報の収集・連絡
(1)　災害情報等の連絡	(1)　災害情報等の連絡
（略）	（略）
(2)　放射能影響の早期把握のための活動	(2)　放射能影響の早期把握のための活動
○文部科学省は，海上保安庁，水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て，原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。	○原子力規制委員会は，海上保安庁，水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て，原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。
○文部科学省は，放射能調査によってモニタリング値に異常が検知され，原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は，官邸〔内閣官房〕，関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。	○原子力規制委員会は，放射能調査によってモニタリング値に異常が検知され，原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は，官邸〔内閣官房〕，関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するとともに環境モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。
○指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，文部科学省が行う環境モニタリングの強化	○指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，原子力規制委員会が行う環境モニタリング

修正前	修正後
のための取組を支援するものとする。 （略） ○関係地方公共団体は，文部科学省と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。 (3)　応急対策活動情報の連絡 （略） ２　通信手段の確保 （略） ３　関係指定行政機関等の活動体制 （略） ４　政府の活動体制 (1)　関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催 （略） (2)　官邸対策室の設置 （略） (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略） (4)　外国政府との調整 （略） (5)　非常災害対策本部の設置と活動体制 （略）	の強化のための取組を支援するものとする。 （略） ○関係地方公共団体は，原子力規制委員会と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。 (3)　応急対策活動情報の連絡 （略） ２　通信手段の確保 （略） ３　関係指定行政機関等の活動体制 （略） ４　政府の活動体制 (1)　関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催 （略） (2)　官邸対策室の設置 （略） (3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施 （略） (4)　外国政府との調整 （略） (5)　非常災害対策本部の設置と活動体制 （略）

修正前	修正後
○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は，外務省，文部科学省及び防衛省の協力を得て，非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として中央合同庁舎５号館内とするものとする。	○内閣府は，非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは，速やかに別に定める申合せにより所要の手続を行い，非常災害対策本部の設置等を行うものとする。内閣府は，外務省，原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て，非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として中央合同庁舎５号館内とするものとする。
○非常災害対策本部長は，防災担当大臣とし，副本部長は，内閣府副大臣，防衛副大臣，外務副大臣及び文部科学副大臣とするものとする。非常災害対策本部員は，関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成するものとする。	○非常災害対策本部長は，防災担当大臣とし，副本部長は，内閣府副大臣，防衛副大臣，外務副大臣及び放射線計測，放射線防護等の知見を有する原子力規制委員会委員とするものとする。非常災害対策本部員は，関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成するものとする。
(6)　緊急災害対策本部の設置と活動体制	(6)　緊急災害対策本部の設置と活動体制
（略）	（略）
(7)　専門家の派遣	(7)　専門家の派遣等
（略）	（略）
（新設）	○原子力規制委員会は，外務省等より原子力艦の原子力災害の発生の通報について連絡を受けた場合，直ちに放射線計測，放射線防護等の専門家を非常災害対策本部等及び現地へ派遣するものとする。
（新設）	○現地に派遣された専門家は，関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下，発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに，

修正前	修正後
（新設）	非常災害対策本部等，現地対策本部，地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。 ○非常災害対策本部等に派遣された専門家は，非常災害対策本部長等に対し，災害応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。
(8)　非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(8)　非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
５　自衛隊の災害派遣	５　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
６　防災業務関係者の安全確保	６　防災業務関係者の安全確保
（略）	（略）
第２節　屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動	第２節　屋内退避，避難収容等の防護及び情報提供活動
１　屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施	１　屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施
○非常災害対策本部等は，原子力災害対策指針を参考に，関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示，安定ヨウ素剤の予防服用等の実施について，指導・助言するものとする。	○非常災害対策本部等は，原子力災害対策指針を参考に，関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示，安定ヨウ素剤の予防服用等の実施について，指導・助言するものとする。
○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告，指示等を行うものとする。	○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの勧告，指示等を行うものとする。

修正前	修正後
○関係地方公共団体は，避難のための立ち退きの勧告，指示等を行った場合は，住民等の避難状況を確認するものとする。 ○関係地方公共団体は，住民等の避難誘導に当たって，避難場所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。	○関係地方公共団体は，避難のための立退きの勧告，指示等を行った場合は，住民等の避難状況を確認するものとする。 ○関係地方公共団体は，住民等の避難誘導に当たって，避難所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
２　避難場所	２　避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難所の開設
○関係地方公共団体は，必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。	○関係地方公共団体は，必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
(2)　避難場所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○関係地方公共団体は，各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際，避難場所における正確な情報の伝達，食糧，水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。 ○関係地方公共団体は，避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。 ○関係地方公共団体は，避難場所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるものとする。	○関係地方公共団体は，各避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食糧，水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。 ○関係地方公共団体は，避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。 ○関係地方公共団体は，避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
３　安定ヨウ素剤の予防服用	３　安定ヨウ素剤の予防服用
（略）	（略）
４　災害時要援護者への配慮	４　要配慮者への配慮
○関係地方公共団体は，避難誘導，避難場所の生活に関して，災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し，避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。	○関係地方公共団体は，避難誘導，避難所の生活に関して，要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し，避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
５　飲食物の出荷制限，摂取制限等	５　飲食物の出荷制限，摂取制限等
（略）	（略）
６　関係者等への的確な情報伝達活動	６　関係者等への的確な情報伝達活動
(1)　周辺住民等への情報伝達活動	(1)　周辺住民等への情報伝達活動
○非常災害対策本部等，関係指定行政機関，関係指定公共機関及び関係地方公共団体は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。	○非常災害対策本部等，関係指定行政機関，関係指定公共機関及び関係地方公共団体は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。
○情報伝達に当たっては，防災行政無線，広報車等によるほか，	○情報伝達に当たっては，防災行政無線，広報車等によるほか，

修正前	修正後
放送事業者，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。 （略） (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，インターネット等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。 (3)　住民等からの問い合わせに対する対応 （略） (4)　外国政府等への情報提供体制の強化 （略） 第３節　犯罪の予防等社会秩序の維持 （略） 第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 １　交通の確保・緊急輸送活動	放送事業者，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話 等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。 （略） (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るものとする。また，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。 (3)　住民等からの問い合わせに対する対応 （略） (4)　外国政府等への情報提供体制の強化 （略） 第３節　犯罪の予防等社会秩序の維持 （略） 第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 １　交通の確保・緊急輸送活動

修正前	修正後
（略）	（略）
２　輸送支援	２　輸送支援
（略）	（略）
第５節　救助・救急及び医療活動	第５節　救助・救急及び医療活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　国，地方公共団体による救助・救急活動	(1)　国，地方公共団体による救助・救急活動
（略）	（略）
(2)　資機材の調達等	(2)　資機材の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　緊急被ばく医療派遣チームの派遣	(1)　被ばく医療に係る医療チームの派遣
○国〔文部科学省，厚生労働省〕は，必要に応じ，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構，国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。	○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，独立行政法人放射線医学総合研究所等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。
(2)　緊急被ばく医療の実施	(2)　緊急被ばく医療の実施
（略）	（略）
○独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは，関係都道府県の災害対策本部の下で，被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，	○独立行政法人放射線医学総合研究所の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，汚染・被ばく患者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について，各地域で中核的な機能を

修正前	修正後
初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。	担う拠点となる被ばく医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。
○独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院は，非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。	○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は，非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。
○独立行政法人放射線医学総合研究所，被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は，初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる被ばく医療機関等で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。
○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学附属病院は，放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。	○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等で受診した相当程度の汚染・被ばく患者に対する追跡調査等を独立行政法人放射線医学総合研究所等が行う場合，これに協力するものとする。
○放射線障害専門病院等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。	○独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。
○消防庁は，被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬	○消防庁は，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送につい

修正前	修正後
送手段の優先的確保を行うものとする。	て，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。
○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ，被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。	○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ，汚染・被ばく患者の独立行政法人放射線医学総合研究所，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。
３　惨事ストレス対策	３　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第６節　迅速な復旧活動	第６節　迅速な復旧活動
(1)　屋内退避，避難収容等の解除	(1)　屋内退避，避難収容等の解除
（略）	（略）
(2)　損害賠償	(2)　損害賠償
（略）	（略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第 13 編　危険物等災害対策編

修正前	修正後
第 12編　危険物等災害対策編	第 13編　危険物等災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　危険物等関係施設の安全性の確保	第１節　危険物等関係施設の安全性の確保
（略）	（略）
第２節　防災知識の普及，訓練	第２節　防災知識の普及，訓練
（略）	（略）
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
（略）	（略）
○国，公共機関，地方公共団体等は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，その危険性を周知するとともに，災害発生時にとるべき行動，避難場所 での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。	○国，公共機関，地方公共団体等は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，その危険性を周知するとともに，災害発生時にとるべき行動，避難所 での行動等防災知識の普及啓発を図るものとする。
（略）	（略）
２　防災知識の普及，訓練における災害時 要援護者 への配慮	２　防災知識の普及，訓練における 要配慮者 への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 災害時要援護者 に十分配慮し，地域において災害時 要援護者 を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の 要配慮者 に十分配慮し，地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。
（新設）	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的

修正前	修正後
	な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進	第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進
（略）	（略）
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。国，地方公共団体等は，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。国，地方公共団体等は，民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事

修正前	修正後
に努めるものとする。	業者との連携に努めるものとする。
1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
(略)	(略)
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
(略)	(略)
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
(略)	(略)
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
(略)	(略)
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
(略)	(略)
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
(略)	(略)

修正前	修正後
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救急・救助機能の強化を図るものとする。	○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため，相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
○資源エネルギー庁は，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。	○資源エネルギー庁は，関係省庁及び関係業界団体の協力等により，災害時の石油・石油ガス等の安定供給に関する体制の構築，地域ごとの需給状況を踏まえた備蓄，出荷機能の強化等を図るものとする。
４　危険物等の大量流出時における防除活動関係	４　危険物等の大量流出時における防除活動関係
（略）	（略）
５　避難収容及び情報提供活動関係	５　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導

修正前	修正後
○地方公共団体 は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村 は，避難路 及び避難先 をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
○地方公共団体 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行う ものとする。	○市町村 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成 する ものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結 するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結 や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結 など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	（削る）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　避難場所	(2)　避難所
○地方公共団体 は，都市公園，河川敷，公民館，学校 ，港湾緑地 等の公共的施設等を対象に，避難場所 を ，その管理者の同意を得た上で あらかじめ指定し，住民への周知徹底に 努める ものとする。	○市町村 は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための避難所 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 を図る ものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所 として指定 され た建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 として指定 し た建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所として指定した 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，指定避難所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，

修正前	修正後
	あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(3)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
６　施設，設備の応急復旧活動関係	６　施設，設備の応急復旧活動関係
（略）	（略）
７　防災業務関係者の安全確保関係	７　防災業務関係者の安全確保関係
（略）	（略）
８　防災関係機関等の防災訓練の実施	８　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　訓練の実施	(1)　訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては，危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに，実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○国，地方公共団体，自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては，危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに，実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
９　災害復旧への備え	９　災害復旧への備え
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立
（略）	（略）
(1)　危険物等事故情報等の連絡	(1)　危険物等事故情報等の連絡
（略）	（略）
○危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，関係省庁〔内閣府，消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁，環境省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。	○危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁，環境省等〕，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
（略）	（略）
(2)　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(2)　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕（指定公共機関等にあっ	○関係省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕（指定公共機関

修正前	修正後
ては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
（略）	（略）
(3)　一般被害情報等の収集・連絡	(3)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，これを官邸〔内閣官房〕及び他の危険物等の取扱規制担当省庁〔経済産業省，厚生労働省〕に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○地方公共団体は，被害の情報を収集し，必要に応じ消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。消防庁及び関係省庁は，これを官邸〔内閣官房〕，内閣府及び他の危険物等の取扱規制担当省庁〔経済産業省，厚生労働省〕に当該情報を連絡し，非常災害対策本部の設置後は当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡す

修正前	修正後
	る。
○内閣官房，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(4)　応急対策活動情報の連絡	(4)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関及び事業者に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関及び事業者に連絡する。
○内閣官房，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策	○内閣官房，内閣府，危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した

修正前	修正後
活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　事業者の活動体制	３　事業者の活動体制
○事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立 及び 対策本部設置等必要な体制をとるものとする。	○事業者は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部設置等必要な体制をとるものとする。
（略）	（略）
４　地方公共団体の活動体制	４　地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
５　公共機関の活動体制	５　公共機関の活動体制
（略）	（略）
６　広域的な応援体制	６　広域的な応援体制
（略）	（略）
○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。同様に，被災市町村は，必要な場合，関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し，職員の派遣を要請するものとする。国及び都道府県は，必要に応じて，職員の派遣に係るあっせんを行うものとする。	（削る）
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
（略）	（略）
7　国における活動体制	7　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等	○非常災害対策本部は，被災現地の状況を把握し，事故原因の究明等

修正前	修正後
に資する する ため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。	に資するため，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，指定地方行政機関，地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，非常災害現地対策本部の設置を行うものとする。
（略）	（略）
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
８　防災業務関係者の安全確保	８　防災業務関係者の安全確保
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。	○国，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。
第２節　災害の拡大防止活動	第２節　災害の拡大防止活動
（略）	（略）
第３節　救助・救急，医療及び消火活動	第３節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものと	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命

修正前	修正後
する。	活動への支援を行うものとする。
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
(略)	(略)
2　医療活動	2　医療活動
(1)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(1)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
3　消火活動	3　消火活動
(1)　消防機関，自衛消防組織等による消火活動	(1)　消防機関，自衛消防組織等による消火活動
(略)	(略)
(2)　海上保安庁による消火活動	(2)　海上保安庁による消火活動
(略)	(略)
4　惨事ストレス対策	4　惨事ストレス対策
(略)	(略)
第４節　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第４節　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
(略)	(略)
2　交通の確保	2　交通の確保
(略)	(略)
第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策	第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策
(略)	(略)
○国 及び 地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処する	○国，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，

修正前	修正後
た	
め，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。 （略） 第６節　避難収容及び情報提供活動 １　避難誘導の実施 （略） （新設） （新設） ２　避難場所 (1)　避難場所の開設 ○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難場所として開設する。	直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。 （略） 第６節　避難収容及び情報提供活動 １　避難誘導の実施 （略） ○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。 ○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。 ２　避難所 (1)　避難所の開設 ○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。

修正前	修正後
(2)　避難場所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○地方公共団体は，各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○地方公共団体は，各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよ う努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。
3　災害時要援護者への配慮	3　要配慮者への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものと

修正前	修正後
	する。
○避難誘導，避難場所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の 避難場所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢 者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時 要援護者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者 に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の 避難所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるも のとする。また，要配慮者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
４　被災者等への的確な情報伝達活動	４　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，危険物等災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人の等災害時要援護者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び事業者は，被災者のニーズを十分把握し，危険物等災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
（略）	（略）

修正前	修正後
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の
の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略） （新設）	報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 （略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （略） ○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否

修正前	修正後
	情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け
(4)　海外への情報発信 （略） 第７節　施設・設備等の応急復旧活動 ○国 及び 地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 第３章　災害復旧 （略）	加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 (4)　海外への情報発信 （略） 第７節　施設・設備等の応急復旧活動 ○国，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 第３章　災害復旧 （略）

１月 17 日中央防災会議
開催後まで非公表

第 14 編　大規模な火事災害対策編

修正前	修正後
第 13編　大規模な火事災害対策編	第 14編　大規模な火事災害対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　災害に強いまちづくり	第１節　災害に強いまちづくり
１　災害に強いまちの形成	１　災害に強いまちの形成
（略）	（略）
２　火災に対する建築物の安全化	２　火災に対する建築物の安全化
(1)　消防用設備等の整備，維持管理	(1)　消防用設備等の整備，維持管理
（略）	（略）
(2)　建築物の防火管理体制	(2)　建築物の防火管理体制
（略）	（略）
(3)　建築物の安全対策の推進	(3)　建築物の安全対策の推進
（略）	（略）
（新設）	○国及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。
第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実	第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実
（略）	（略）
第３節　防災知識の普及，訓練	第３節　防災知識の普及，訓練
（略）	（略）
１　防災知識の普及	１　防災知識の普及
（略）	（略）
２　防災関連設備等の普及	２　防災関連設備等の普及

修正前	修正後
（略）	（略）
３　防災訓練の実施，指導	３　防災訓練の実施，指導
○国，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，積極的に防災訓練を実施するものとする。	○国，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間，文化財防火デー等を通じ，積極的に防災訓練を実施するものとする。
（略）	（略）
４　防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮	４　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。
（新設）	５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

修正前	修正後
第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進	第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進
（略）	（略）
○国は，研究機関等の行った大規模な火事に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう，，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。	○国は，研究機関等の行った大規模な火事に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。
○国は，大規模な火事の延焼阻止技術に関する調査研究及び開発を進めるとともに，延焼遮断帯・防火帯としての道路，公園，緑地，河川等の配置，避難地，避難路の適正配置，街路樹等の緑化と防火機能の高い樹木の選定等火災の延焼防止の観点に立った総合的なまちづくりに係る調査研究を推進するものとする。	（略）
（略）	○国は，大規模な火事の延焼阻止技術に関する調査研究及び開発を進めるとともに，延焼遮断帯・防火帯としての道路，都市公園，緑地，河川等の配置，避難地，避難路の適正配置，街路樹等の緑化と防火機能の高い樹木の選定等火災の延焼防止の観点に立った総合的なまちづくりに係る調査研究を推進するものとする。
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活

修正前	修正後
動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとす

修正前	修正後
	る。
（略）	（略）
２　救助・救急，医療及び消火活動関係	２　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
３　緊急輸送活動関係	３　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
４　避難収容及び情報提供活動関係	４　避難収容及び情報提供活動関係
（略）	（略）
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○地方公共団体 は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。	○市町村 は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
○地方公共団体 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。	○市町村 は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となる	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となる

修正前	修正後
よう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	よう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	（削る）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　避難場所	(2)　避難場所及び避難所
○地方公共団体は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等の公共的施設等を対象に，避難場所を，その管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底に努めるものとする。また，避難場所として指定された建築物については，必要に応じ，換気，照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。	○市町村は，都市公園，河川敷，公民館，学校，港湾緑地等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し，住民への周知徹底を図るものとする。

修正前	修正後
（新設）	○指定緊急避難場所については，市町村は，木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また，指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
○地方公共団体は，避難場所として指定された建築物については，必	○地方公共団体は，避難所として指定された建築物については，必要

修正前	修正後
要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。
○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難場所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民等に対し，あらかじめ，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，警察機関，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，あ

修正前	修正後
	らかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(3)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
5　施設，設備の応急復旧活動関係	5　施設，設備の応急復旧活動関係
（略）	（略）
6　防災関係機関等の防災訓練の実施	6　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　訓練の実施	(1)　訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体及び事業者が訓練を行うに当たっては，大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○国，地方公共団体及び事業者が訓練を行うに当たっては，大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等の様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
7　災害復旧への備え	7　災害復旧への備え
（略）	（略）

修正前	修正後
（新設）	○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
（新設）	○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立
１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立	１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立
(1)　大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(1)　大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
（略）	（略）
(2)　一般被害情報等の収集・連絡	(2)　一般被害情報等の収集・連絡

修正前	修正後
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(3)　応急対策活動情報の連絡	(3)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対

修正前	修正後
連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制
（略）	（略）
４　公共機関の活動体制	４　公共機関の活動体制
（略）	（略）
５　広域的な応援体制	５　広域的な応援体制
（略）	（略）
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
６　国における活動体制	６　国における活動体制
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

修正前	修正後
（略）	（略）
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものと	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命

修正前	修正後
する。	活動への支援を行うものとする。
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
（略）	（略）
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
（略）	（略）
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
（略）	（略）
３　消火活動	３　消火活動
（略）	（略）
４　惨事ストレス対策	４　惨事ストレス対策
（略）	（略）
第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
（略）	（略）
２　交通の確保	２　交通の確保
（略）	（略）
第４節　避難収容及び情報提供活動	第４節　避難収容及び情報提供活動

修正前	修正後
1　避難誘導の実施	1　避難誘導の実施
（略）	（略）
（新設）	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
2　避難場所	2　避難場所 及び避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難場所 及び避難所 の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難場所 として開設する。	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定緊急 避難場所 及び指定避難所 を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て 避難所 として開設する。
(2)　避難場所 の運営管理	(2)　避難所 の運営管理
○地方公共団体は，各 避難場所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られる	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所 における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られる

修正前	修正後
よう努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	よう努めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。
○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時 要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。
○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅 及び 空き家等利用可能な既存住宅のあっせん 及び 活用等により，避難場所 の早期解消に努めることを基本とする。	○国及び地方公共団体は，災害の規模等に鑑みて，避難者の健全な住生活の早期確保のために，必要に応じ，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅，空き家等利用可能な既存住宅のあっせん，活用等により，避難所 の早期解消に努めることを基本とする。
３　災害時要援護者 への配慮	３　要配慮者 への配慮
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に 行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が 行われるように努めるものと

修正前	修正後
○避難誘導，避難場所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者 に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の 避難場所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	する。 ○避難誘導，避難所 での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者 に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の 避難所 での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者 に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
４　被災者等への的確な情報伝達活動	４　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，大規模な火事災害の状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者 ，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。	○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，大規模な火事災害の状況，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者 ，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。
（略）	（略）
○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の

修正前	修正後
等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(2)　国民への的確な情報の伝達	(2)　国民への的確な情報の伝達
（略）	（略）
○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
(3)　住民等からの問合せに対する対応	(3)　住民等からの問合せに対する対応
（略）	（略）
（新設）	○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け

修正前	修正後
	加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信	(4)　海外への情報発信
（略）	（略）
第５節　施設・設備等の応急復旧活動	第５節　施設・設備等の応急復旧活動
○国 及び 地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。	○国, 地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
第３章　災害復旧・復興	第３章　災害復旧・復興
第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定	第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定
（略）	（略）
第２節　迅速な原状復旧の進め方	第２節　迅速な原状復旧の進め方
（略）	（略）
第３節　計画的復興の進め方	第３節　計画的復興の進め方
１　復興計画の作成	１　復興計画の作成
（略）	（略）
２　防災まちづくり	２　防災まちづくり
	（略）
○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住	○地方公共団体は，再度災害防止とより快適な都市環境を目指し，住

修正前	修正後
	民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するもの
とする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐災化等，建築物や公共施設の不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，そ	とする。その際，まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに，計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし，将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし，住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて，障害者，高齢者，女性等の意見が反映されるよう，環境整備に努めるものとする。 ○地方公共団体は，復興のため市街地の整備改善が必要な場合には，被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに，住民の早急な生活再建の観点から，防災まちづくりの方向について，できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め，土地区画整理事業，市街地再開発事業等の実施により，合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。 ○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難地，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐災化等，建築物や公共施設の不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際，都市公園，河川等のオープンスペースの確保等については，単に避難場所としての活用，臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく，地域の環境保全，レクリエーション空間の確保，景観構成に資するものであり，そ

修正前	修正後
の点を十分住民に対し，説明し理解と協力を得るように努めるものとする。	の点を十分住民に対し，説明し理解と協力を得るように努めるものとする。
○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。	○地方公共団体は，既存不適格建築物について，防災とアメニティの観点から，その問題の重要性を住民に説明しつつ，市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。	○地方公共団体は，新たなまちづくりの展望，計画決定までの手続，スケジュール，被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を，住民に対して提供するものとする。
第４節　被災者等の生活再建等の支援	第４節　被災者等の生活再建等の支援
○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，災害応急対策を含む各種被災者支援策の判断材料とするため，災害による	○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調

修正前	修正後
住宅等の被害の程度の認定を行うものとする。	査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，災害による住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。
○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。 ○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。	○国及び地方公共団体は，被災者の働く場の確保のため，即効性のある臨時的な雇用創出策と，被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて，自営業，農林水産業，中小企業等に対する経営の維持・再生，起業等への支援策の充実も図るものとする。 ○住宅金融支援機構等は，被災者の自力による住宅の再建，取得を支援するため，災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。 ○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の住宅の維持を支援するものとする。	○地方公共団体は，必要に応じ，被災者の恒久的な住宅確保支援策として，災害公営住宅等の整備，公営住宅等への特定入居等を行うものとし，国はこれを適切に支援する。 ○地方公共団体は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の住宅の維持を支援するものとする。
○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置につ	○国及び地方公共団体は，被災者の自立に対する援助，助成措置につ

修正前	修正後
いて，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。 第５節　被災中小企業の復旧その他経済復興の支援 ○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。	いて，広く被災者に広報するとともに，できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。 第５節　被災中小企業の復旧その他経済復興の支援 ○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第15編　林野火災対策編

修正前	修正後
第14編　林野火災対策編	第15編　林野火災対策編
第１章　災害予防	第１章　災害予防
第１節　林野火災に強い地域づくり	第１節　林野火災に強い地域づくり
（略）	（略）
第２節　林野火災防止のための情報の充実	第２節　林野火災防止のための情報の充実
（略）	（略）
第３節　防災活動の促進	第３節　防災活動の促進
（略）	（略）
１　防災知識の普及，訓練	１　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及	(1)　防災知識の普及
（略）	（略）
(2)　防災知識の普及，訓練における災害時要援護者への配慮	(2)　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮
○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	○防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等の要配慮者に十分配慮し，地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。
２　国民の防災活動の環境整備	２　国民の防災活動の環境整備
（略）	（略）
（新設）	３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
（新設）	○市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は，当該地区における防災力の向上を図るため，共同して，防災訓練の実施，物資等の備蓄，高齢者等の避難支援体制の構築等自発的

修正前	修正後
	な防災活動の推進に努めるものとする。この場合，必要に応じて，当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し，これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど，当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け，必要があると認めるときは，市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進	第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進
（略）	（略）
第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え	第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
（略）	（略）
○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。	○平常時から国，地方公共団体等関係機関間や，企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送等）については，あらかじめ，国，地方公共団体等は，民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握し	○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保

修正前	修正後
た上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。	有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
(1)　情報の収集・連絡体制の整備	(1)　情報の収集・連絡体制の整備
（略）	（略）
(2)　情報の分析整理	(2)　情報の分析整理
（略）	（略）
(3)　通信手段の確保	(3)　通信手段の確保
（略）	（略）
(4)　職員の体制	(4)　職員の体制
（略）	（略）
(5)　防災関係機関相互の連携体制	(5)　防災関係機関相互の連携体制
（略）	（略）
○警察庁及び都道府県警察は，広域的な派遣態勢を確保するため，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。	○警察庁及び都道府県警察は，即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について，実践的な訓練，装備資機材の充実等を通じて，広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。
○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。	○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
（略）	（略）
○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。	○厚生労働省及び都道府県は，災害時の心のケアの専門職からなるチームの整備に努めるものとする。
(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制	(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制
2　救助・救急，医療及び消火活動関係	2　救助・救急，医療及び消火活動関係
(1)　救助・救急活動関係	(1)　救助・救急活動関係
（略）	（略）
○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救急・救助機能の強化を図るものとする。	○救助・救急関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省〕及び地方公共団体は，職員の安全確保を図りつつ，効率的な救助・救急活動を行うため相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育・訓練を行い，救助・救急機能の強化を図るものとする。
（略）	（略）
(2)　医療活動関係	(2)　医療活動関係
（略）	（略）
(3)　消火活動関係	(3)　消火活動関係
（略）	（略）
3　緊急輸送活動関係	3　緊急輸送活動関係
（略）	（略）
4　避難収容及び情報提供活動関係	4　避難収容及び情報提供活動関係
(1)　避難誘導	(1)　避難誘導
○地方公共団体は，避難場所・避難路をあらかじめ指定し，日頃か	○市町村は，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底

修正前	修正後
ら住民への周知徹底に努めるものとする。	に努めるものとする。
○地方公共団体は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し，訓練を行うものとする。	○市町村は，発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また，防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により，その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう，他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や，被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など，発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
○地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者，ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら，平常時より，災害時要援護者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努めることとする。また，災害時要援護者への対応を強化するため，情報伝達体制の整備，避難誘導体制の整備，避難訓練の実施を一層図るものとする。	（削除）
（新設）	○地方公共団体は，訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
（略）	（略）
(2)　避難場所	(2)　避難所

修正前	修正後
○地方公共団体は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，避難場所を その管理者の同意を得た上で，あらかじめ指定し，住民への周知徹底 に努める ものとする。	○市町村 は，公民館，学校等の公共的施設等を対象に，その管理者の同意を得た上で，被災者が避難生活を送るための避難所 をあらかじめ指定し，住民への周知徹底 を図る ものとする。
（新設）	○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，構造及び設備を有する施設であって，救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお，主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
（新設）	○市町村は，学校を避難所として指定する場合には，学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また，避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上，避難所となる施設の利用方法等について，事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
（略）	（略）
○地方公共団体は，避難場所 として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 として指定された建築物については，必要に応じ，避難生活の環境を良好に保つために，換気，照明等の設備の整備に努めるものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，避難場所として指定した 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。	○地方公共団体は，指定避難所の 学校等の建築物において，備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
○地方公共団体は，住民に対して，あらかじめ，避難場所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。	○地方公共団体は，住民に対して，あらかじめ，避難所 の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。
（新設）	○市町村は，一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため，介護保険施設，障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
（略）	（略）
（新設）	(3)　避難行動要支援者名簿
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
（新設）	○市町村は，市町村地域防災計画に基づき，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また，避難行動要支援者名簿については，地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に更新するものとする。
（新設）	○市町村は，避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関，都道府県警察，民生委員・児童委員，社会福祉協議会，自主防災組織等に対し，避難行動要支援者本人の同意を得た上で，

修正前	修正後
	あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し，多様な主体の協力を得ながら，避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備，避難支援・安否確認体制の整備，避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際，名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
(3)　被災者等への的確な情報伝達活動関係	(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係
（略）	（略）
５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係	５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係
（略）	（略）
６　防災関係機関等の防災訓練の実施	６　防災関係機関等の防災訓練の実施
(1)　防災訓練の実施	(1)　防災訓練の実施
（略）	（略）
(2)　実践的な訓練の実施と事後評価	(2)　実践的な訓練の実施と事後評価
○国，地方公共団体，公共機関及び林業関係者等が訓練を行うに当たっては，林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。	○国，地方公共団体，公共機関及び林業関係者等が訓練を行うに当たっては，林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
（略）	（略）
第２章　災害応急対策	第２章　災害応急対策
第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

修正前	修正後
1　災害情報の収集・連絡	1　災害情報の収集・連絡
(1)　林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡	(1)　林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。	○関係省庁〔消防庁，警察庁，防衛省等〕，指定公共機関等は，自らもヘリコプターや各種通信手段の活用等により，被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握し，官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁（指定公共機関等にあっては直接又は指定行政機関を通じ）に連絡する。官邸〔内閣官房〕，内閣府及び消防庁は，被害規模を迅速に把握するとともに，当該情報を速やかに関係機関に連絡する。
（略）	（略）
(2)　一般被害情報等の収集・連絡	(2)　一般被害情報等の収集・連絡
（略）	（略）
○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定公共機関は，その業務に係る被害情報を収集し，直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。
○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。	○指定行政機関は，その所掌事務に係る被害情報を収集し，必要に応じて，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。非常災害対策本部の設置後は，当該情報を非常災害対策本部に連絡する。

修正前	修正後
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した被害情報を内閣総理大臣に報告する。
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，収集した被害情報を共有するために，関係指定行政機関及び関係指定公共機関に連絡する。
（略）	（略）
(3)　応急対策活動情報の連絡	(3)　応急対策活動情報の連絡
（略）	（略）
○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。	○都道府県及び公共機関は，指定行政機関を通じ，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に，応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を随時連絡する。
○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。	○指定行政機関は，自ら実施する応急対策の活動状況を，官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに，必要に応じ都道府県，公共機関に連絡する。
○内閣官房，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。	○内閣官房，内閣府，消防庁又は非常災害対策本部は，必要に応じ，収集した応急対策活動情報を，内閣総理大臣に報告する。
（略）	（略）
２　通信手段の確保	２　通信手段の確保
（略）	（略）
３　地方公共団体の活動体制	３　地方公共団体の活動体制

修正前	修正後
（略）	（略）
4　公共機関の活動体制	4　公共機関の活動体制
（略）	（略）
5　事業者の活動体制	5　事業者の活動体制
（略）	（略）
6　広域的な応援体制	6　広域的な応援体制
（略）	（略）
（新設）	○被災都道府県は，災害応急対策を行うために必要な場合，指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し，応援を求め，又は災害応急対策の実施を要請するものとする。
（新設）	○上段の応援を求められ，又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は，正当な理由がない限り，応援又は災害応急対策を行うものとする。
7　国における活動体制活動	7　国における活動体制活動
(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制	(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制
（略）	（略）
(2)　関係省庁連絡会議の開催等	(2)　関係省庁連絡会議の開催等
（略）	（略）
(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	(3)　緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施
（略）	（略）
(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制	(4)　非常災害対策本部の設置と活動体制

修正前	修正後
○国は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。	○内閣総理大臣 は，収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
（略）	（略）
(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置	(5)　非常災害対策本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置
（略）	（略）
(6)　自衛隊の災害派遣	(6)　自衛隊の災害派遣
（略）	（略）
第２節　救助・救急，医療及び消火活動	第２節　救助・救急，医療及び消火活動
１　救助・救急活動	１　救助・救急活動
(1)　地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動	(1)　地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動
（略）	（略）
○国土交通省 及び 高速道路会社は，高速道路のサービスエリア等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。	○国土交通省，高速道路会社 及び地方公共団体 は，高速道路のサービスエリア ，道の駅 等を警察機関，消防機関及び自衛隊の部隊の展開，宿営，物資搬送設備等の拠点として使用させるなど，救助・救命活動への支援を行うものとする。
(2)　資機材等の調達等	(2)　資機材等の調達等
（略）	（略）
２　医療活動	２　医療活動
(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣	(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣
（略）	（略）

修正前	修正後
(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送	(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送
(略)	(略)
(3)　被災者の心のケア対策	(3)　被災者の心のケア対策
(略)	(略)
3　消火活動	3　消火活動
(1)　消防機関等による消火活動	(1)　消防機関等による消火活動
(略)	(略)
(2)　被災地域外の地方公共団体による応援	(2)　被災地域外の地方公共団体による応援
(略)	(略)
4　惨事ストレス対策	4　惨事ストレス対策
(略)	(略)
第3節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	第3節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
(略)	(略)
2　交通の確保	2　交通の確保
(略)	(略)
第4節　避難収容及び情報提供活動	第4節　避難収容及び情報提供活動
1　避難誘導の実施	1　避難誘導の実施
(略)	(略)
(新設)	○都道府県は，被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対

修正前	修正後
	し，運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して，被災者の運送を要請するものとする。
（新設）	○都道府県は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは，被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り，当該機関に対し，当該運送を行うべきことを指示するものとする。
２　避難場所	２　避難所
(1)　避難場所の開設	(1)　避難所の開設
○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，避難場所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定 され た施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難場所として開設する。	○地方公共団体は，発災時に必要に応じ，指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要があれば，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所として開設する。
(2)　避難場所の運営管理	(2)　避難所の運営管理
○地方公共団体は，各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難場所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。	○地方公共団体は，各 避難所 の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また，地方公共団体は，避難所の運営に関し，役割分担を明確化し，被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ，被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するものとする。

修正前	修正後
○地方公共団体は，それぞれの 避難場所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難場所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，災害時要援護者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。	○地方公共団体は，それぞれの 避難所 に収容されている避難者に係る情報及び 避難所 で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め，国等への報告を行うものとする。また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，要配慮者 の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
○地方公共団体は，避難場所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。	○地方公共団体は，避難所 における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。
３　広域一時滞在	３　広域一時滞在
（略）	（略）
○都道府県は，市町村からの協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 要求 を当該市町村に代わって行うものとする。	○都道府県は，市町村からの協議要求があった場合，他の都道府県と協議を行うものとする。また，市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など，被災市町村からの要求を待ついとまがないときは，市町村の要求を待たないで，広域一時滞在のための 協議 を当該市町村に代わって行うものとする。
（略）	（略）
○市町村は，避難場所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。	○市町村は，避難所 を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど，他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
４　災害時要援護者 への配慮	４　要配慮者 への配慮

修正前	修正後
○市町村は，災害の発生に備え，災害時要援護者名簿を整備し，災害発生時に効果的に利用することで，災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。	○市町村は，発災時には，避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず，避難行動要支援者名簿を効果的に利用し，避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
○避難誘導，避難場所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，高齢者，障害者，乳幼児，妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の避難場所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，災害時要援護者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。	○避難誘導，避難所での生活環境，応急仮設住宅への収容に当たっては，要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者，障害者の避難所での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても，十分配慮するものとする。
５　被災者等への的確な情報伝達活動	５　被災者等への的確な情報伝達活動
(1)　被災者への情報伝達活動	(1)　被災者への情報伝達活動
○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，林野火災の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等の災害時要援護者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を	○非常災害対策本部，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，林野火災の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関等の情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，要配慮者，在宅での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

修正前	修正後
行うものとする。 （略） ○国 及び 地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各 種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 ○情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット ポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 （新設）	（略） ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たって，防災行政無線，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものと する。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (2)　国民への的確な情報の伝達 ○国，地方公共団体等は，情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関 及びポータルサイト・サーバー運営業者 の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問合せ先等を 随時入手したいというニーズに答えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 (3)　住民等からの問合せに対する対応 ○被災地方公共団体は，被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で，可能な限り安否情報を回答す

修正前	修正後
	るよう努めるものとする。この場合において，地方公共団体は，安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは，関係地方公共団体，消防機関，都道府県警察等と協力して，被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお，被災者の中に，配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は，その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。
(4)　海外への情報発信 （略） 第５節　応急復旧及び二次災害の防止活動 ○国 及び 地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 （略） 第３章　災害復旧 （略） ○国 及び 地方公共団体等は，林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。	(4)　海外への情報発信 （略） 第５節　応急復旧及び二次災害の防止活動 ○国，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，それぞれの所管する施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況，被災地方公共団体のニーズ等を把握し，ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。 （略） 第３章　災害復旧 （略） ○国，地方公共団体等は，林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

1月17日中央防災会議
開催後まで非公表

第16編　防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

修正前	修正後
第16編　防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項	（削除）